

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）は、負荷切り離しを行わずに8時間（ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない）、さらに必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分であることを確認した蓄電容量を有する設計とする。</p> <p>（参考）伊方3号炉</p> <p>蓄電池（非常用）は設計基準事故対処設備の電源機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の蓄電池容量が、中央制御室に隣接する計装盤室において簡易な操作で必要な負荷以外を切り離すことにより8時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分であるため、設計基準事故対処設備の蓄電池容量と同仕様の設計とする。</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）は中央制御室に隣接する計装盤室以外の場所で必要な負荷以外を切り離すことにより、さらに16時間にわたって電力を供給できる容量に対して十分である蓄電池容量を有する設計とする。</p> <p>これらの蓄電池を組み合わせることで、全交流動力電源喪失の発生から24時間にわたって電力を供給できる設計とする。</p>	<p>125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bは、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷の切離しを行わず8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池は、想定される重大事故等時において、8時間後に不要な負荷の切離しを行い、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>250V蓄電池は、想定される重大事故等時において、1時間後に中央制御室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷の切離しを行わず、24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、想定される重大事故等時において、1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において行う簡易な操作での切離し以外の負荷切離しを行わずに8時間、その後必要な負荷以外を切り離して16時間の合計24時間にわたり必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型直流電源設備を構成する電源車及び可搬式整流器は、重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。</p>	<p>125V 代替充電器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>電源車は、3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。</p>	<p>250V 充電器は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、1セット1台使用する。可搬型直流電源用発電機の保有数は、2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>
<p>＜一部、内容比較のため再掲(26)＞</p>			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p>
<p>電源車は、設計基準事故対処設備の電源が喪失する重大事故等時に最低限必要な交流負荷へ電力を供給するために必要な容量を有するものを3号炉及び4号炉それぞれ1セット1台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで2セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台（3号及び4号炉共用）の合計5台を分散して保管する設計とする。</p>		<p>可搬型直流変換器は、1セット1台使用する。可搬型直流変換器の保有数は、1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を保管する。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p>
<p>可搬式整流器は、3号炉及び4号炉それぞれ1セット1個使用する。可搬式整流器の保有数は、3号炉及び4号炉それぞれで1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1個（3号及び4号炉共用）の合計3個を分散して保管する設計とする。</p>			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p>
<p>（参考）伊方3号炉</p>			<p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
<p>可搬型直流電源装置を構成する75kVA電源車及び可搬型整流器は、それぞれ1台で重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。 75kVA電源車の保有数は、2セット2台に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を加えた合計3台を分散して保管する設計とする。 可搬型整流器の保有数は、2セット2個に故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計3個を分散して保管する設計とする。</p>			
<p>代替所内電気設備である代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び可搬式整流器は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系及び緊急用低圧母線2G系は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>（参考）伊方3号炉</p>			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備）</p>
<p>代替所内電気設備である代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、所内電気設備である2系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p>			<p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(11-1)＞</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油貯蔵タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(12)＞</p> <p>タンクローリーは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策所用)及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを3号炉及び4号炉共用で2台使用する。保有数は、3号炉及び4号炉共用で2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障等のバックアップ用として1台の合計3台(3号及び4号炉共用)を分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 美浜3号炉</p> <p>タンクローリーは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車(緊急時対策所用)及び大容量ポンプの重大事故等対処設備の連続運転に必要な燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する設計とする。また、燃料油移送ポンプは、タンクローリーにより必要な燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>設備仕様については、表 2.14-1,2 に示す。</p>	<p>軽油タンクは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p style="text-align: center;">(参考) 女川2号炉のP57-33を再掲</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を補給可能な容量を、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給する容量を考慮して有する設計とする。</p> <p>タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、想定される重大事故等時において、必要な設備に電力を供給できる容量を有する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を、燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリーを用いて供給する容量を考慮して有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>燃料タンク(SA)は、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備が、事故後7日間連続運転するために必要となる燃料を供給できる容量を、ディーゼル発電機燃料油貯油槽より可搬型タンクローリーを用いて供給する容量を考慮して有する設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は、1セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故対処設備と兼用しており、設計基準事故対処設備としての容量が、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、可搬型タンクローリーにより燃料を補給できる容量を有しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【大飯】 設備・運用の相違(代替炉心注水等)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備) ・女川のガスタービン発電設備軽油タンクの記載に合わせた。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違(タンクローリー)</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違(使用数及び保有数)</p> <p>【女川】 記載の充実(美浜審査実績を参照)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>空冷式非常用発電装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は中央制御室及び設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所から可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機起動後に自動起動し、想定される重大事故等時において、設置場所からの操作も可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
<p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"><女川、泊の記載箇所と比較(14)></p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-41、83〜）</p>
<p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;"><一部、女川、泊の記載箇所と比較(15)></p> <p>タンクローリー及び電源車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>可搬型代替電源車は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-41〜）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜女川、泊の記載箇所と比較(16)＞</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル、代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、重大事故等時における制御建屋、原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>＜女川、泊の記載箇所と比較(17)＞</p> <p>号機間電力融通予備ケーブル及び可搬式整流器は、制御建屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>＜女川、泊の記載箇所と比較(18)＞</p> <p>ディーゼル発電機は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室及び設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>蓄電池（安全防護系用）は、重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>負荷切り離し操作の内、8時間以内に実施するものについては、中央制御室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所でも可能な設計とする。</p>	<p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A及び125V充電器2Bは、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器及びB充電器は、原子炉補助建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>負荷切離し操作のうち、8時間以内に実施するものについては、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>後備蓄電池の操作は、想定される重大事故等時において、中央制御室又は設置場所でも可能な設計とする。</p>	<p>【大阪】 記載箇所の相違（P57-40へ）</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違（P57-40へ）</p> <p>【大阪】 記載箇所の相違（P57-83へ）</p> <p>【大阪】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大阪、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（充電器）</p> <p>【大阪、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【大阪、女川】 設置場所の相違（蓄電池設置場所）</p> <p>【女川】 記載の充実（大阪審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大阪、女川】 設備・運用の相違（後備蓄電池の操作） ・大阪及び女川は蓄電池の操作は不要である。 ・泊及び伊方は組み合わせる後備蓄電池（伊方は蓄電池（重大事故等対処用））の操作は設置場所でも可能である。また、泊は設置場所に加えて中央制御室での操作も可能である。（以降、「設備・運用の相違（後備蓄電池の操作）」と記載する。）</p>
<p>（参考）伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤、代替動力変圧器、ディーゼル発電機、蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に設置し、重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の操作は中央制御室及び設置場所でも可能な設計とする。</p> <p>代替電気設備受電盤及び蓄電池（重大事故等対処用）の操作は設置場所でも可能な設計とする。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>ミニローリー, 300kVA 電源車, 300kVA 電源車用変圧器及び75kVA 電源車は, 屋外に保管及び設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ミニローリー, 300kVA 電源車, 300kVA 電源車用変圧器及び75kVA 電源車の操作は設置場所で可能な設計とする。</p>		<p>可搬型直流電源用発電機は, 屋外に保管及び設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の常設設備との接続及び操作は, 想定される重大事故等時において, 設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載の充実 (伊方審査実績を参照) 記載の充実 (大飯審査実績を参照)</p>
<p><内容比較のため再掲(17)></p> <p>号機間電力融通予備ケーブル及び可搬型整流器は, 制御建屋内に保管及び設置するため, 重大事故等時における制御建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>125V 代替蓄電池, 250V 蓄電池, 125V 代替充電器及び250V 充電器は, 制御建屋内に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>可搬型直流変換器は, 原子炉補助建屋内に保管及び設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の常設設備との接続及び操作は, 想定される重大事故等時において, 設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違 (号機間電力融通設備)</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>可搬型整流器は, 原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に保管及び設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p>			<p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (可搬型直流変換器) 保管場所の相違 (可搬型直流変換器保管場所)</p>
	<p>ガスタービン発電機接続盤及び緊急用高圧母線 2F 系は, 緊急用電気品建屋 (地下階) に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2F 系は, ガスタービン発電機起動後に自動投入し, 想定される重大事故等時において, 中央制御室又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p>
<p><内容比較のため再掲(18)></p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル, 代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は, 重大事故等時における制御建屋、原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>緊急用高圧母線 2G 系, 緊急用動力変圧器 2G 系, 緊急用低圧母線 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系, 緊急用交流電源切替盤 2D 系, 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は, 原子炉建屋付属棟内に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2G 系, 緊急用交流電源切替盤 2C 系, 緊急用交流電源切替盤 2D 系, 非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系の操作は, 想定される重大事故等時において, 中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は, 原子炉補助建屋内に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤の操作は, 想定される重大事故等時において, 設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯, 女川】 設備名称の相違 (代替所内電気設備) 設置場所の相違 (代替所内電気設備設置場所)</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤, 代替動力変圧器, ディーゼル発電機, 蓄電池 (非常用) 及び蓄電池 (重大事故等対処用) は, 原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に設置し, 重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は, 原子炉補助建屋内に設置し, 想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】 設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜内容比較のため再掲(14-1)＞</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>軽油タンクは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>軽油タンクの系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）の系統構成に必要な弁の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
<p>＜一部、内容比較のため再掲(15)＞</p> <p>タンクローリー及び電源車は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>タンクローリーは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>タンクローリーの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>可搬型タンクローリーは、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーの常設設備との接続及び操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>
<p>（参考）美浜3号炉</p> <p>燃料油移送ポンプは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p>		<p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、重大事故等時におけるディーゼル発電機建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.14.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1)操作性の確保</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">＜一部、女川、泊の記載箇所と比較(19)＞</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりでなければ接続できない構造の設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機の操作は、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(参考)伊方3号炉</p> <p>空冷式非常用発電装置を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切替えられる設計とする。</p> <p>空冷式非常用発電装置の操作は、中央制御室及び設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> <p style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">＜女川、泊の記載箇所と比較(20)＞</p> <p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに保管する燃料は、タンクローリーにて確実に移送できる設計とする。</p>	<p>10.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機は、外部電源喪失時に自動起動し、中央制御室の操作スイッチ等からの操作も可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室又は設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-83へ）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-45へ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>電源車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格のコネクタ接続を行う設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>300kVA 電源車及び300kVA 電源車用変圧器は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続でき、重大事故等が発生した場合でも、遮断器等により通常系統との切替えが可能な設計とする。</p> <p>300kVA 電源車の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> </div> <p>号機間電力融通恒設ケーブルは、重大事故等が発生した場合、通常時の系統から遮断器操作及び接続操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。また、ケーブル接続口については、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格のコネクタ接続を行う設計とする。</p> <p>号機間電力融通予備ケーブルは、重大事故等が発生した場合、通常時の系統から遮断器操作及び接続操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。また、ケーブル接続口については、簡便な接続規格による接続とし、確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格の圧縮端子接続を行う設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>電源車を接続する接続箇所については、コネクタ接続とし、ケーブルを確実に接続できる設計とするとともに、確実な接続ができるよう足場を設ける設計とする。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、中央制御室又は設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、車両として屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（ケーブルの接続方法） ・大飯は3号及び4号炉同一規格のコネクタ接続又は簡便な接続規格による端子接続を採用している。 ・女川はコネクタ接続を採用するとともに、接続用の足場を設けている。 ・泊は伊方と同様に一般的に用いられる工具を用いて接続できるボルト・ネジ接続を採用する。接続方法は異なるが、確実に接続できるという点において同等である。（以降、「設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>蓄電池（安全防護系用）の負荷切り離し操作の内8時間以内に実施する操作については、中央制御室から可能な設計とし、8時間以降に実施するものは設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>蓄電池（非常用）は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>蓄電池（重大事故等対処用）は、直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作することで、蓄電池（非常用）からの切替えが可能な設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の250V系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p>	<p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備） 【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>75kVA電源車及び可搬型整流器の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p> <p>75kVA電源車及び可搬型整流器を用いる可搬型直流電源装置は、直流コントロールセンタ近傍の開閉装置により操作することで、蓄電池（非常用）からの切替えが可能な設計とする。</p>	<p>常設代替直流電源設備の125V系統及び可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>可搬型代替直流電源設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備） 【大飯、女川】</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>75kVA電源車は、車両として移動可能な設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>可搬型整流器へは、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>制御建屋内に保管している可搬型整流器は、接続箇所まで運搬、移動できる設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、簡便な接続規格による接続とし、容易かつ確実に接続できるように、3号炉及び4号炉同一規格の端子接続を行う設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋内に保管する可搬型整流器は、接続箇所まで運搬、移動ができる設計とするとともに、車輪止めを搭載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、現場操作は一般的な工具を用いるボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>可搬型整流器は、屋内のアクセスルートを通行してアクセスできる設計とする。</p>	<p>(参考) 玄海3/4号炉</p> <p>直流電源用発電機は、車両等により運搬できる設計とするとともに、車輪止めを積載し、設置場所にて固定できる設計とする。</p> <p>また、ケーブル接続はコネクタ接続とし、容易かつ確実に接続できる設計とする。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、車両により運搬して屋外のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>系統構成に必要な遮断器等は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、屋内のアクセスルートを通行してアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器を接続する接続箇所については、ボルト・ネジ接続とし、一般的に用いられる工具を用いてケーブルを確実に接続できる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬） ・大飯及び女川は可搬型代替交流電源設備の電源車を使用する。 ・泊は玄海と同様に可搬型直流電源用発電機は自走できないため、他の車両（ホイールローダ）により運搬する。大飯及び女川と運搬方法は異なるが、車両により設置場所にアクセス可能であるという点において同等である。（以降、「設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）」と記載する。） 設備・運用の相違（ケーブルの接続方法） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>代替所内電気設備分電盤の操作は、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>代替電気設備受電盤及び代替動力変圧器は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>代替電気設備受電盤の操作は、設置場所で操作スイッチにより可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2F 系は、ガスタービン発電機起動後に自動投入し、中央制御室の操作スイッチ等による操作も可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は、中央制御室の操作スイッチ等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から遮断器操作により速やかに切り替えられる設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤は、設置場所の操作器等により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>
<p><内容比較のため再掲(20)></p>			
<p>燃料油貯蔵タンク及び重油タンクに保管する燃料は、タンクローリーにて確実に移送できる設計とする。</p>	<p>燃料補給設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>燃料補給設備は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から弁操作等により速やかに切り替えられる設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油貯蔵タンクに保管する燃料は、可搬式オイルポンプ及びタンクローリー（燃料油移送ポンプ使用時含む。）にて確実に移送できる設計とする。</p>	<p>軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクは、系統構成に必要な弁を、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、付属の操作スイッチにより、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、車両として屋外のアクセスルートを行ってアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーを接続する接続口については、専用の接続方式とし、接続治具を用いてホースを確実に接続することができる設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）は、系統構成に必要な弁を、設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とし、系統構成に必要な弁は設置場所での手動操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車両として屋外のアクセスルートを行ってアクセス可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーを接続する接続口については、簡便な接続方式による接続とし、ホースを確実に接続することができる設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>
<p>(参考) 大飯3/4号炉 53条より</p> <p>窒素ポンプ（代替制御用空気供給用）及び可搬式空気圧縮機（代替制御用空気供給用）の出口配管と制御用空気配管の接続は、簡便な接続方法による接続とし、確実に接続できる設計とする。</p>	<p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要機器仕様を第10.2-1表に示す。</p>	<p>10.2.3 主要設備及び仕様 代替電源設備の主要仕様を第10.2.1表に示す。</p>	<p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：主要機器仕様→泊：主要仕様（以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)試験・検査</p> <p>常設代替電源設備にて使用する系統（空冷式非常用発電装置）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。 空冷式非常用発電装置は、分解点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源設備にて使用する系統（電源車）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な設計とする。 電源車は、分解点検が可能な設計とする。 さらに、電源車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>＜女川、泊の記載箇所と比較(21)＞</p> <p>電源設備に燃料を供給する燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、油量、漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。 さらに、タンクローリーは、車両として、運転状態の確認が可能な設計とし、外観の確認が可能な設計とする。 タンクローリー付ポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> </div>	<p>10.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>ガスタービン発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。 また、電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.2.4 試験検査</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替非常用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とするとともに、分解が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-48 へ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>号機間電力融通にて使用する系統（号機間電力融通恒設ケーブル、号機間電力融通予備ケーブル及びディーゼル発電機）は、機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル及び号機間電力融通予備ケーブルは、機能・性能確認できるように絶縁抵抗測定が可能な設計とする。ディーゼル発電機は、分解点検が可能な設計とし、系統負荷により性能確認が可能な系統設計とする。</p>			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p>
<p>所内常設蓄電式直流電源設備である蓄電池（安全防護系用）は、機能・性能確認が可能なように電圧、比重測定が可能な設計とする。</p>	<p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V充電器2A、125V充電器2B、125V代替充電器及び250V充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>蓄電池（非常用）、後備蓄電池、A充電器、B充電器及び可搬型直流変換器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備である蓄電池（非常用）及び蓄電池（重大事故等対処用）は、電圧及び比重測定による機能・性能確認が可能な設計とする。</p>			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（充電器）</p>
<p>可搬型直流電源設備にて使用する系統（電源車及び可搬式整流器）は、模擬負荷により機能・性能確認が可能な系統設計とする。</p>			<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>常設代替電源設備にて使用する空冷式非常用発電装置、可搬型代替電源設備にて使用する300kVA電源車並びに可搬型直流電源装置にて使用する75kVA電源車及び可搬型整流器は、模擬負荷による機能・性能確認が可能な設計とする。</p>			<p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <p>300kVA電源車及び75kVA電源車は、分解又は取替が可能な設計とする。 さらに、300kVA電源車及び75kVA電源車は車両として、運転状態の確認が可能な設計とするとともに、外観点検が可能な設計とする。</p>		<p>可搬型直流電源用発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>
<p>代替所内電気設備に使用する代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤は、機能・性能確認が可能なように、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は、発電用原子炉の停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(21)＞</p> <p>電源設備に燃料を供給する燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、油量、漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリーは、車両として、運転状態の確認が可能な設計とし、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリー付ポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p>	<p>軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリーは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリーは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯槽及び燃料タンク（SA）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観、機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とするとともに、分解又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは、車両として運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
<p style="text-align: center;">（参考）美浜3号炉</p> <p>燃料油移送ポンプ、タンクローリー付ポンプ及び可搬式オイルポンプは、通常ラインにて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p>		<p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p>表 2.14-1 電源設備（常設）の設備仕様</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置</p> <table border="1" data-bbox="134 223 560 542"> <tr> <td>種類</td> <td>空冷式ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 1,825kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V</td> </tr> </table> <p>(2) 燃料油貯蔵タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <table border="1" data-bbox="134 1069 560 1181"> <tr> <td>種類</td> <td>横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 165m³（1基当たり）</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>A重油</td> </tr> </table>	種類	空冷式ディーゼル発電機	台数	2	容量	約 1,825kVA（1台当たり）	電圧	6,600V	種類	横置円筒形	基数	4	容量	約 165m ³ （1基当たり）	使用燃料	A重油	<p>第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備</p> <p>a. ガスタービン発電機</p> <table border="1" data-bbox="694 223 1142 574"> <tr> <td colspan="2">ガスタービン</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>約 3,600kW（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発電機</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 4,500kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.80（遅れ）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.9kV</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <table border="1" data-bbox="694 622 1142 686"> <tr> <td>基数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 110kL（1基当たり）</td> </tr> </table> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <table border="1" data-bbox="694 734 1142 829"> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 3.0m³/h（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>全圧力</td> <td>約 0.5MPa[gage]</td> </tr> </table> <p>d. 軽油タンク</p> <p>第 10.1-5 表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様に記載する。</p>	ガスタービン		台数	2	使用燃料	軽油	出力	約 3,600kW（1台当たり）	発電機		台数	2	種類	三相同期発電機	容量	約 4,500kVA（1台当たり）	力率	0.80（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	基数	3	容量	約 110kL（1基当たり）	台数	2	容量	約 3.0m ³ /h（1台当たり）	全圧力	約 0.5MPa[gage]	<p>第 10.2.1 表 代替電源設備の主要仕様</p> <p>(1) 常設代替交流電源設備</p> <p>a. 代替非常用発電機</p> <table border="1" data-bbox="1276 223 1792 574"> <tr> <td colspan="2">エンジン</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td>約 1,450kW（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">発電機</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>防滴保護、空気冷却自己自由通風型</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 1,725kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>力率</td> <td>0.8（遅れ）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6.6kV</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>50Hz</td> </tr> </table> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯槽</p> <p>第 10.1.3 表 ディーゼル発電機設備の主要仕様に記載する。</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・補機駆動用燃料設備 	エンジン		台数	2	使用燃料	軽油	出力	約 1,450kW（1台当たり）	発電機		台数	2	型式	防滴保護、空気冷却自己自由通風型	容量	約 1,725kVA（1台当たり）	力率	0.8（遅れ）	電圧	6.6kV	周波数	50Hz	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯槽）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
種類	空冷式ディーゼル発電機																																																																								
台数	2																																																																								
容量	約 1,825kVA（1台当たり）																																																																								
電圧	6,600V																																																																								
種類	横置円筒形																																																																								
基数	4																																																																								
容量	約 165m ³ （1基当たり）																																																																								
使用燃料	A重油																																																																								
ガスタービン																																																																									
台数	2																																																																								
使用燃料	軽油																																																																								
出力	約 3,600kW（1台当たり）																																																																								
発電機																																																																									
台数	2																																																																								
種類	三相同期発電機																																																																								
容量	約 4,500kVA（1台当たり）																																																																								
力率	0.80（遅れ）																																																																								
電圧	6.9kV																																																																								
周波数	50Hz																																																																								
基数	3																																																																								
容量	約 110kL（1基当たり）																																																																								
台数	2																																																																								
容量	約 3.0m ³ /h（1台当たり）																																																																								
全圧力	約 0.5MPa[gage]																																																																								
エンジン																																																																									
台数	2																																																																								
使用燃料	軽油																																																																								
出力	約 1,450kW（1台当たり）																																																																								
発電機																																																																									
台数	2																																																																								
型式	防滴保護、空気冷却自己自由通風型																																																																								
容量	約 1,725kVA（1台当たり）																																																																								
力率	0.8（遅れ）																																																																								
電圧	6.6kV																																																																								
周波数	50Hz																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>(3) 重油タンク（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約200m³（1基当たり）</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>A重油</td> </tr> </table>	種類	横置円筒形	基数	4	容量	約200m ³ （1基当たり）	使用燃料	A重油		<p>c. 燃料タンク（SA） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機駆動用燃料設備 <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>横置円筒形</td> </tr> <tr> <td>基数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約55kL</td> </tr> <tr> <td>使用燃料</td> <td>軽油</td> </tr> </table>	型式	横置円筒形	基数	1	容量	約55kL	使用燃料	軽油	<p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
種類	横置円筒形																		
基数	4																		
容量	約200m ³ （1基当たり）																		
使用燃料	A重油																		
型式	横置円筒形																		
基数	1																		
容量	約55kL																		
使用燃料	軽油																		
<p>(参考) 美浜3号炉</p> <p>燃料油移送ポンプ(※1)</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>苗車式</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約3.0m³/h以上（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>約0.5MPa[gage]</td> </tr> </table> <p>※1 燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機を含む。</p>	型式	苗車式	台数	2	容量	約3.0m ³ /h以上（1台当たり）	吐出圧力	約0.5MPa[gage]		<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・補機駆動用燃料設備 <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>苗車形</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約26kL/h（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>約0.3MPa[gage]</td> </tr> </table>	型式	苗車形	台数	2	容量	約26kL/h（1台当たり）	吐出圧力	約0.3MPa[gage]	<p>【女川】 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
型式	苗車式																		
台数	2																		
容量	約3.0m ³ /h以上（1台当たり）																		
吐出圧力	約0.5MPa[gage]																		
型式	苗車形																		
台数	2																		
容量	約26kL/h（1台当たり）																		
吐出圧力	約0.3MPa[gage]																		
<p><内容比較のため再掲(22-1)></p> <p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3m³以上（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	3m ³ 以上（1台当たり）	<p>e. タンクローリー</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約4.0kL（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	約4.0kL（1台当たり）	<p>e. 可搬型タンクローリー 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機駆動用燃料設備 <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備2）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約4kL（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備2）	容量	約4kL（1台当たり）	<p>【大飯，女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>				
台数	2（予備1）																		
容量	3m ³ 以上（1台当たり）																		
台数	2（予備1）																		
容量	約4.0kL（1台当たり）																		
台数	2（予備2）																		
容量	約4kL（1台当たり）																		
		<p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <table border="1"> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約1,000kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V/400V</td> </tr> </table>	個数	1	容量	約1,000kVA	電圧	6,600V/400V	<p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>										
個数	1																		
容量	約1,000kVA																		
電圧	6,600V/400V																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号及び4号炉共用）</p> <p>組数 1 電圧 6,600V</p>			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p>
<p><女川、泊の記載箇所と比較(24)></p>			
<p>(5) ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <p>エンジン</p> <p>台数 4 出力 約7,100kW（1台当たり） 起動方式 圧縮空気起動 使用燃料 A重油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4 型式 横置回転界磁3相同期発電機 容量 約8,875kVA（1台当たり） 力率 0.8（遅れ） 電圧 6,900V 周波数 60Hz</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-92へ）</p>
<p><内容比較のため再掲(23)></p>			
<p>(3) 電源車</p> <p>型式 空冷式ディーゼル発電機</p> <p>台数 2（3号及び4号炉共用の予備1）</p> <p>容量 約610kVA（1台当たり）</p> <p>電圧 6,600V</p>	<p>(2) 可搬型代替交流電源設備</p> <p>a. 電源車</p> <p><大飯、泊の記載箇所と比較(27)></p> <p>エンジン</p> <p>台数 4（予備1*） 使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4（予備1*） 種類 三相同期発電機 容量 約400kVA（1台当たり） 力率 0.85（遅れ） 電圧 6.9kV 周波数 50Hz</p> <p>* 可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>b. 軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p>	<p>(2) 可搬型代替交流電源設備</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>エンジン</p> <p>台数 2（予備2） 使用燃料 軽油</p> <p>発電機</p> <p>台数 2（予備2） 型式 回転界磁形同期発電機 容量 約2,200kVA（1台当たり） 力率 0.8（遅れ） 電圧 6.6kV 周波数 50Hz</p> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>【女川】 記載箇所の相違（P57-53へ）</p>
			<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3m³以上（1台当たり）</td> </tr> </table> <p>(6) 蓄電池（安全防護系用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約2,400A・h（1組当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>129V（浮動充電時）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	3m ³ 以上（1台当たり）	型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	約2,400A・h（1組当たり）	電圧	129V（浮動充電時）	<p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>d. タンクローリ 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリ」に記載する。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>a. 125V 蓄電池 2A 第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>b. 125V 蓄電池 2B 第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p>	<p>c. 燃料タンク（SA） 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク（SA）」に記載する。</p> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。</p> <p>e. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。</p> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」に記載する。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>a. 蓄電池（非常用）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>A系 約130V B系 約130V</td> </tr> </table> <p>b. 後備蓄電池</p> <table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>A系 約130V B系 約130V</td> </tr> </table>	型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah	電圧	A系 約130V B系 約130V	型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah	電圧	A系 約130V B系 約130V	<p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯，女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯，女川】 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
台数	2（予備1）																														
容量	3m ³ 以上（1台当たり）																														
型式	鉛蓄電池																														
組数	2																														
容量	約2,400A・h（1組当たり）																														
電圧	129V（浮動充電時）																														
型式	鉛蓄電池																														
組数	2																														
容量	A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah																														
電圧	A系 約130V B系 約130V																														
型式	鉛蓄電池																														
組数	2																														
容量	A系 約2,400Ah B系 約2,400Ah																														
電圧	A系 約130V B系 約130V																														
<p>(参考) 伊方3号炉</p> <table border="1"> <tr> <td>蓄電池（重大事故等対処用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>組数</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約2,400A・h（1組当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>129V（浮動充電時）</td> </tr> </table>	蓄電池（重大事故等対処用）		型式	鉛蓄電池	組数	2	容量	約2,400A・h（1組当たり）	電圧	129V（浮動充電時）																					
蓄電池（重大事故等対処用）																															
型式	鉛蓄電池																														
組数	2																														
容量	約2,400A・h（1組当たり）																														
電圧	129V（浮動充電時）																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>c. 125V 充電器 2A 第 10.1-3 表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>d. 125V 充電器 2B 第 10.1-3 表 直流電源設備の主要機器仕様に記載する。</p> <p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <table border="0"> <tr><td>組数</td><td>1</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>125V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 2,000Ah</td></tr> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <table border="0"> <tr><td>組数</td><td>1</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>250V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 6,000Ah</td></tr> </table> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備</p>	組数	1	電圧	125V	容量	約 2,000Ah	組数	1	電圧	250V	容量	約 6,000Ah	<p>c. A 充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>129V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約 700A</td></tr> </table> <p>d. B 充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>129V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約 700A</td></tr> </table> <p>(4) 可搬型代替直流電源設備</p>	個数	1	直流出力電圧	129V	直流出力電流	約 700A	個数	1	直流出力電圧	129V	直流出力電流	約 700A	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（充電器） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるとい う点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>																						
組数	1																																																
電圧	125V																																																
容量	約 2,000Ah																																																
組数	1																																																
電圧	250V																																																
容量	約 6,000Ah																																																
個数	1																																																
直流出力電圧	129V																																																
直流出力電流	約 700A																																																
個数	1																																																
直流出力電圧	129V																																																
直流出力電流	約 700A																																																
<p>75kVA 電源車</p> <p>(参考) 伊方3号炉</p> <table border="0"> <tr><td>台数</td><td>2（予備1）</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 75kVA（1台当たり）</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>210V</td></tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	約 75kVA（1台当たり）	電圧	210V	<p><内容比較のため再掲(28)></p> <p>c. 電源車</p> <p>第 10.2-1 表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 電源車」に記載する。</p> <p><内容比較のため再掲(27)></p> <table border="0"> <tr><td>エンジン</td><td></td></tr> <tr><td>台数</td><td>4（予備1*）</td></tr> <tr><td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> <tr><td>発電機</td><td></td></tr> <tr><td>台数</td><td>4（予備1*）</td></tr> <tr><td>種類</td><td>三相同期発電機</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 400kVA（1台当たり）</td></tr> <tr><td>力率</td><td>0.85（遅れ）</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>6.9kV</td></tr> <tr><td>周波数</td><td>50Hz</td></tr> </table>	エンジン		台数	4（予備1*）	使用燃料	軽油	発電機		台数	4（予備1*）	種類	三相同期発電機	容量	約 400kVA（1台当たり）	力率	0.85（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <table border="0"> <tr><td>エンジン</td><td></td></tr> <tr><td>台数</td><td>2（予備2）</td></tr> <tr><td>使用燃料</td><td>軽油</td></tr> <tr><td>発電機</td><td></td></tr> <tr><td>台数</td><td>2（予備2）</td></tr> <tr><td>型式</td><td>突極回転界磁形同期発電機</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約 125kVA（1台当たり）</td></tr> <tr><td>力率</td><td>0.8（遅れ）</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>200V</td></tr> <tr><td>周波数</td><td>50Hz</td></tr> </table>	エンジン		台数	2（予備2）	使用燃料	軽油	発電機		台数	2（予備2）	型式	突極回転界磁形同期発電機	容量	約 125kVA（1台当たり）	力率	0.8（遅れ）	電圧	200V	周波数	50Hz	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（伊方審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p>
台数	2（予備1）																																																
容量	約 75kVA（1台当たり）																																																
電圧	210V																																																
エンジン																																																	
台数	4（予備1*）																																																
使用燃料	軽油																																																
発電機																																																	
台数	4（予備1*）																																																
種類	三相同期発電機																																																
容量	約 400kVA（1台当たり）																																																
力率	0.85（遅れ）																																																
電圧	6.9kV																																																
周波数	50Hz																																																
エンジン																																																	
台数	2（予備2）																																																
使用燃料	軽油																																																
発電機																																																	
台数	2（予備2）																																																
型式	突極回転界磁形同期発電機																																																
容量	約 125kVA（1台当たり）																																																
力率	0.8（遅れ）																																																
電圧	200V																																																
周波数	50Hz																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(30)></p> <p>(4) 可搬式整流器</p> <p>整流器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1 (3号及び4号炉共用の予備1)</td></tr> <tr><td>最大出力</td><td>約15kVA</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>0~150V</td></tr> <tr><td>出力電流</td><td>0~100A</td></tr> </table> <p>降圧変圧器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1 (3号及び4号炉共用の予備1)</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約30kVA</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>440V/210V</td></tr> <tr><td>周波数</td><td>60Hz</td></tr> </table>	個数	1 (3号及び4号炉共用の予備1)	最大出力	約15kVA	出力電圧	0~150V	出力電流	0~100A	個数	1 (3号及び4号炉共用の予備1)	容量	約30kVA	電圧	440V/210V	周波数	60Hz	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(29)></p> <p>d. 125V 代替充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約700A</td></tr> </table> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) a. 125V 代替蓄電池」に記載する。</p> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(4) b. 250V 蓄電池」に記載する。</p> <p style="text-align: center;"><大飯、泊の記載箇所と比較(28)></p> <p>c. 電源車</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(2) a. 電源車」に記載する。</p> <p style="text-align: center;"><大飯、泊の記載箇所と比較(29)></p> <p>d. 125V 代替充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約700A</td></tr> </table> <p>e. 250V 充電器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>258.7V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>約400A</td></tr> </table>	個数	1	直流出力電圧	133.8V	直流出力電流	約700A	個数	1	直流出力電圧	133.8V	直流出力電流	約700A	個数	1	直流出力電圧	258.7V	直流出力電流	約400A	<p>b. 可搬型直流変換器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1 (予備2)</td></tr> <tr><td>最大出力</td><td>30kW</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>150V (使用電圧125V)</td></tr> <tr><td>出力電流</td><td>200A</td></tr> </table>	個数	1 (予備2)	最大出力	30kW	出力電圧	150V (使用電圧125V)	出力電流	200A	<p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（伊方審査実績を参照）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【女川】</p> <p>記載箇所の相違（P57-53へ）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
個数	1 (3号及び4号炉共用の予備1)																																												
最大出力	約15kVA																																												
出力電圧	0~150V																																												
出力電流	0~100A																																												
個数	1 (3号及び4号炉共用の予備1)																																												
容量	約30kVA																																												
電圧	440V/210V																																												
周波数	60Hz																																												
個数	1																																												
直流出力電圧	133.8V																																												
直流出力電流	約700A																																												
個数	1																																												
直流出力電圧	133.8V																																												
直流出力電流	約700A																																												
個数	1																																												
直流出力電圧	258.7V																																												
直流出力電流	約400A																																												
個数	1 (予備2)																																												
最大出力	30kW																																												
出力電圧	150V (使用電圧125V)																																												
出力電流	200A																																												
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p> <p>可搬型整流器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約100A (1個当たり)</td></tr> <tr><td>出力電圧</td><td>0~150V</td></tr> </table>	個数	2 (予備1)	容量	約100A (1個当たり)	出力電圧	0~150V																																							
個数	2 (予備1)																																												
容量	約100A (1個当たり)																																												
出力電圧	0~150V																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" data-bbox="73 459 658 587"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(22-3)></td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3㎡以上（1台当たり）</td> </tr> </table>	<内容比較のため再掲(22-3)>		台数	2（予備1）	容量	3㎡以上（1台当たり）	<p>f. 軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p> <p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>h. タンクローリ 第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリ」に記載する。</p> <p>(6) 代替所内電気設備</p>	<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク (SA)」に記載する。</p> <p>e. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。</p> <p>(5) 代替所内電気設備</p> <p>a. 代替非常用発電機 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) a. 代替非常用発電機」に記載する。</p> <p>b. 可搬型代替電源車 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(2) a. 可搬型代替電源車」に記載する。</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク (SA)」に記載する。</p> <p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。</p> <p>f. 可搬型タンクローリー 第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。</p>	<p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
<内容比較のため再掲(22-3)>									
台数	2（予備1）								
容量	3㎡以上（1台当たり）								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>(7) 代替所内電気設備変圧器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約500kVA</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>6,600V/460V</td></tr> </table>	個数	1	容量	約500kVA	電圧	6,600V/460V	<p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>2</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>7.2kV</td></tr> </table> <p>b. 緊急用高圧母線</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>3</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>7.2kV</td></tr> </table> <p>c. 緊急用動力変圧器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約750kVA</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>6.75kV/460V</td></tr> </table>	個数	2	定格電圧	7.2kV	個数	3	定格電圧	7.2kV	個数	1	容量	約750kVA	定格電圧	6.75kV/460V	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>容量</td><td>約300kVA</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>6,600V/460V</td></tr> </table>	個数	1	容量	約300kVA	電圧	6,600V/460V	<p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
個数	1																												
容量	約500kVA																												
電圧	6,600V/460V																												
個数	2																												
定格電圧	7.2kV																												
個数	3																												
定格電圧	7.2kV																												
個数	1																												
容量	約750kVA																												
定格電圧	6.75kV/460V																												
個数	1																												
容量	約300kVA																												
電圧	6,600V/460V																												
<p>(8) 代替所内電気設備分電盤</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>440V</td></tr> </table>	個数	1	電圧	440V	<p>d. 緊急用低圧母線</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>3</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>600V</td></tr> </table> <p>e. 緊急用交流電源切替盤</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>3</td></tr> <tr><td>定格電圧</td><td>600V</td></tr> </table> <p>f. 非常用高圧母線</p> <p>第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様に記載する。</p>	個数	3	定格電圧	600V	個数	3	定格電圧	600V	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>1</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>440V</td></tr> </table> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」に記載する。</p>	個数	1	電圧	440V	<p>【大飯、女川】 設備名称の相違（代替所内電気設備） 【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>										
個数	1																												
電圧	440V																												
個数	3																												
定格電圧	600V																												
個数	3																												
定格電圧	600V																												
個数	1																												
電圧	440V																												
	<p>(7) 燃料補給設備</p> <p>a. 軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) d. 軽油タンク」に記載する。</p>	<p>(6) 燃料補給設備</p> <p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽」に記載する。</p> <p>b. 燃料タンク (SA)</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) c. 燃料タンク (SA)」に記載する。</p>	<p>【大飯】 設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>																										

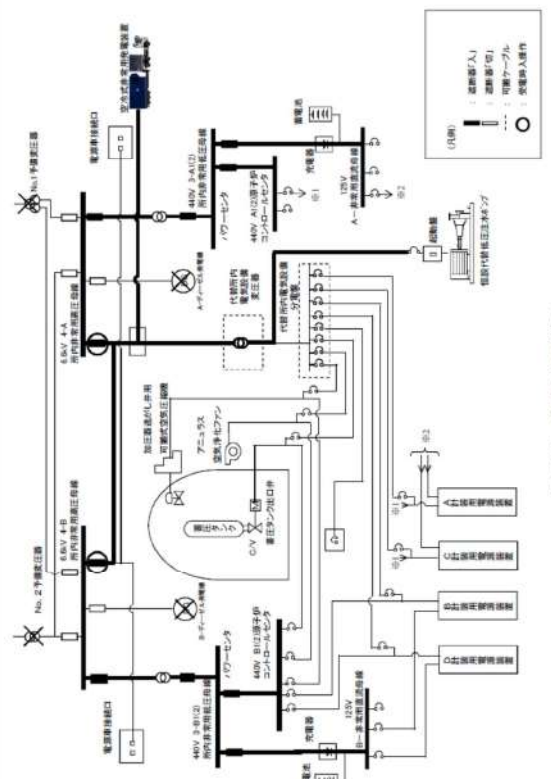
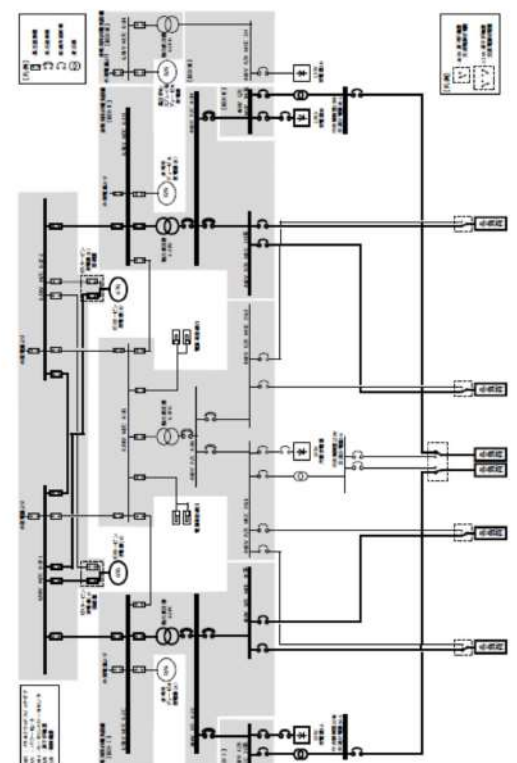
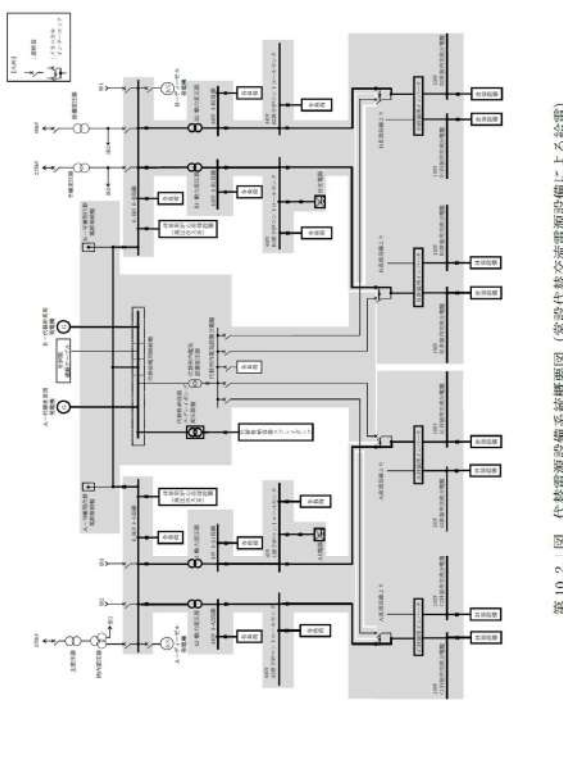
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(22-4)＞</p> <p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3^m以上（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	3 ^m 以上（1台当たり）	<p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) b. ガスタービン発電設備軽油タンク」に記載する。</p> <p>c. タンクローリー</p> <p>第10.2-1表 代替電源設備の主要機器仕様「(1) e. タンクローリー」に記載する。</p>	<p>c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」に記載する。</p> <p>d. 可搬型タンクローリー</p> <p>第10.2.1表 代替電源設備の主要仕様「(1) e. 可搬型タンクローリー」に記載する。</p>	<p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【大飯，女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>														
台数	2（予備1）																				
容量	3 ^m 以上（1台当たり）																				
<p style="text-align: center;">表2.14-2 電源設備（可搬型）の設備仕様</p> <p style="text-align: center;">＜女川，泊の記載箇所と比較(22)＞</p> <p>(1) タンクローリー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>台数</td> <td>2（予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>3^m以上（1台当たり）</td> </tr> </table>	台数	2（予備1）	容量	3 ^m 以上（1台当たり）			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-50，52，55，57～）</p>														
台数	2（予備1）																				
容量	3 ^m 以上（1台当たり）																				
<p>(2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>組数</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V</td> </tr> </table>	組数	1（予備1）	電圧	6,600V			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p>														
組数	1（予備1）																				
電圧	6,600V																				
<p style="text-align: center;">＜女川，泊の記載箇所と比較(23)＞</p> <p>(3) 電源車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>型式</td> <td>空冷式ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>2（3号及び4号炉共用の予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約610kVA（1台当たり）</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>6,600V</td> </tr> </table>	型式	空冷式ディーゼル発電機	台数	2（3号及び4号炉共用の予備1）	容量	約610kVA（1台当たり）	電圧	6,600V			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-51～）</p>										
型式	空冷式ディーゼル発電機																				
台数	2（3号及び4号炉共用の予備1）																				
容量	約610kVA（1台当たり）																				
電圧	6,600V																				
<p style="text-align: center;">＜女川，泊の記載箇所と比較(30)＞</p> <p>(4) 可搬式整流器</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>個数</td> <td>1（3号及び4号炉共用の予備1）</td> </tr> <tr> <td>最大出力</td> <td>約15kVA</td> </tr> <tr> <td>出力電圧</td> <td>0～150V</td> </tr> <tr> <td>出力電流</td> <td>0～100A</td> </tr> <tr> <td>降圧変圧器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1（3号及び4号炉共用の予備1）</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約30kVA</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>440V/210V</td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td>60Hz</td> </tr> </table>	個数	1（3号及び4号炉共用の予備1）	最大出力	約15kVA	出力電圧	0～150V	出力電流	0～100A	降圧変圧器		個数	1（3号及び4号炉共用の予備1）	容量	約30kVA	電圧	440V/210V	周波数	60Hz			<p>【大飯】 記載箇所の相違（P57-54～）</p>
個数	1（3号及び4号炉共用の予備1）																				
最大出力	約15kVA																				
出力電圧	0～150V																				
出力電流	0～100A																				
降圧変圧器																					
個数	1（3号及び4号炉共用の予備1）																				
容量	約30kVA																				
電圧	440V/210V																				
周波数	60Hz																				

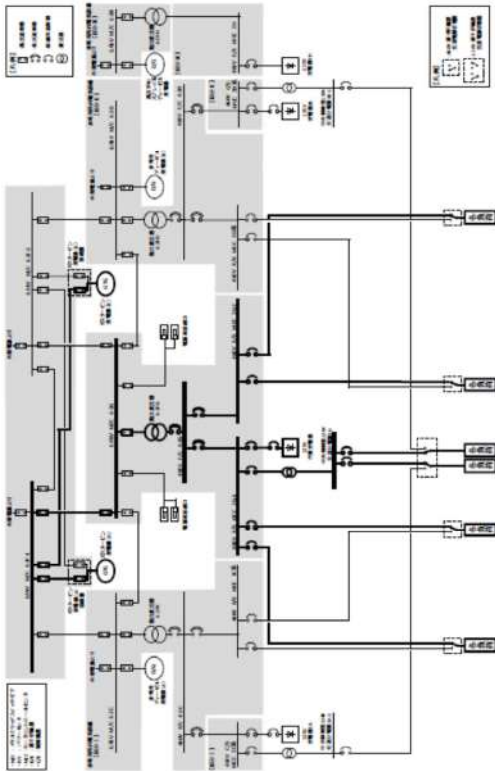
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.14-1 電源系統概要図(1)</p>	 <p>第 10.2-1 図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） （ガスタービン発電機から非常用所内電気設備を経由して給電）</p>	 <p>第 10.2.1 図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電）</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

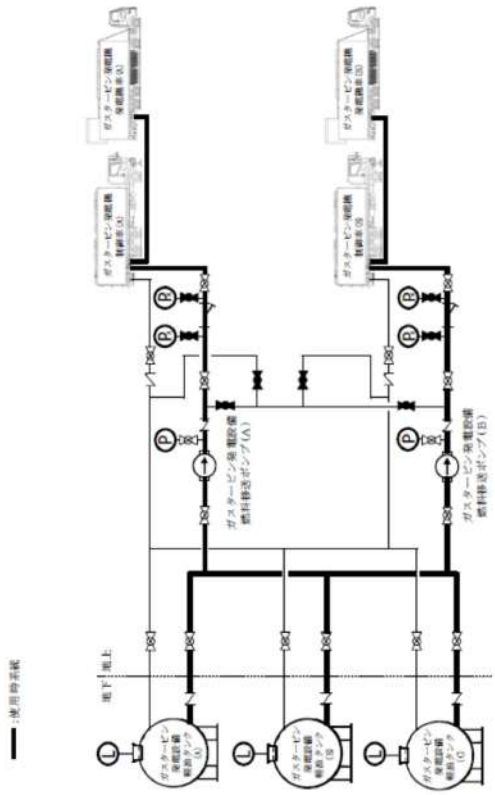
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 1021 1220 1061">第10.2-2図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） （ガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して給電）</p>		<p data-bbox="1848 143 1960 167">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

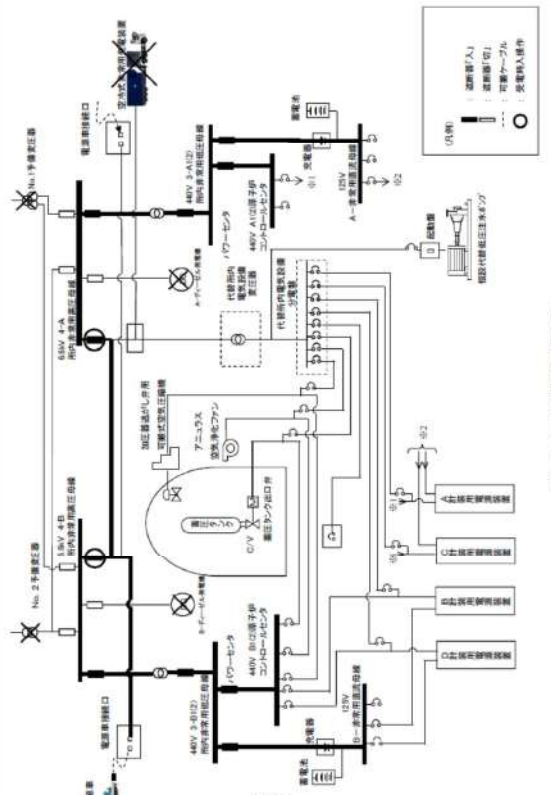
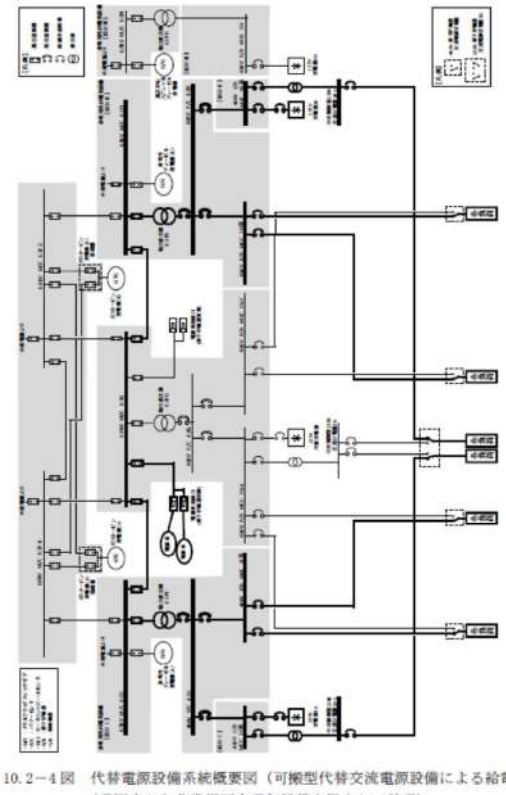
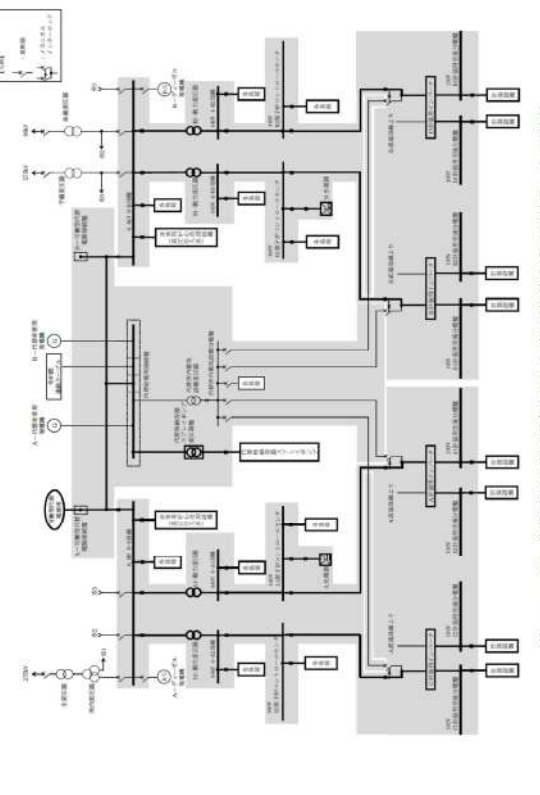
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="678 1066 1223 1109">第10.2-3図 代替電源設備系統概要図（常設代替交流電源設備による給電） （ガスタービン発電機の燃料系統）</p>		<p data-bbox="1843 145 1955 164">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1843 177 1928 196">設備の相違</p> <ul data-bbox="1843 204 2157 284" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1843 292 1906 311">【女川】</p> <p data-bbox="1843 319 2157 367">設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

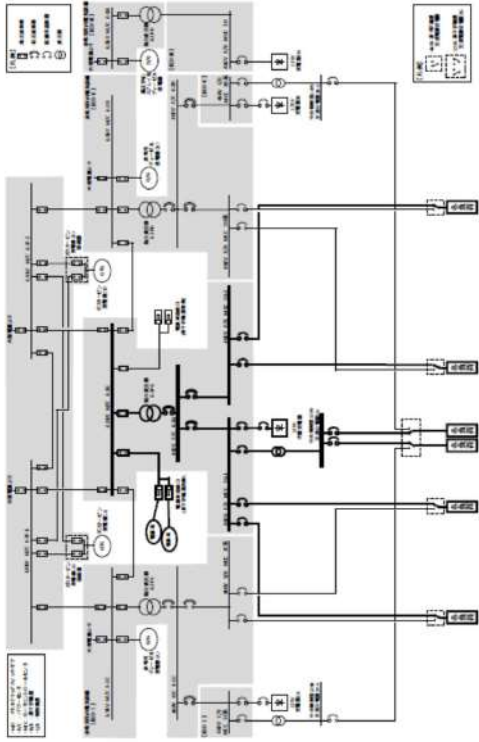
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.14-2 電源系統概要図(2)</p> <p>57-21</p>	 <p>第10.2-4図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電） （電源車から非常用所内電気設備を経由して給電）</p>	 <p>第10.2.2図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電）</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="680 1007 1211 1050">第10.2-5図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替交流電源設備による給電） （電源車から代替所内電気設備を経由して給電）</p>		<p data-bbox="1845 145 1955 165">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1845 173 1928 194">設備の相違</p> <ul data-bbox="1845 202 2157 280" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

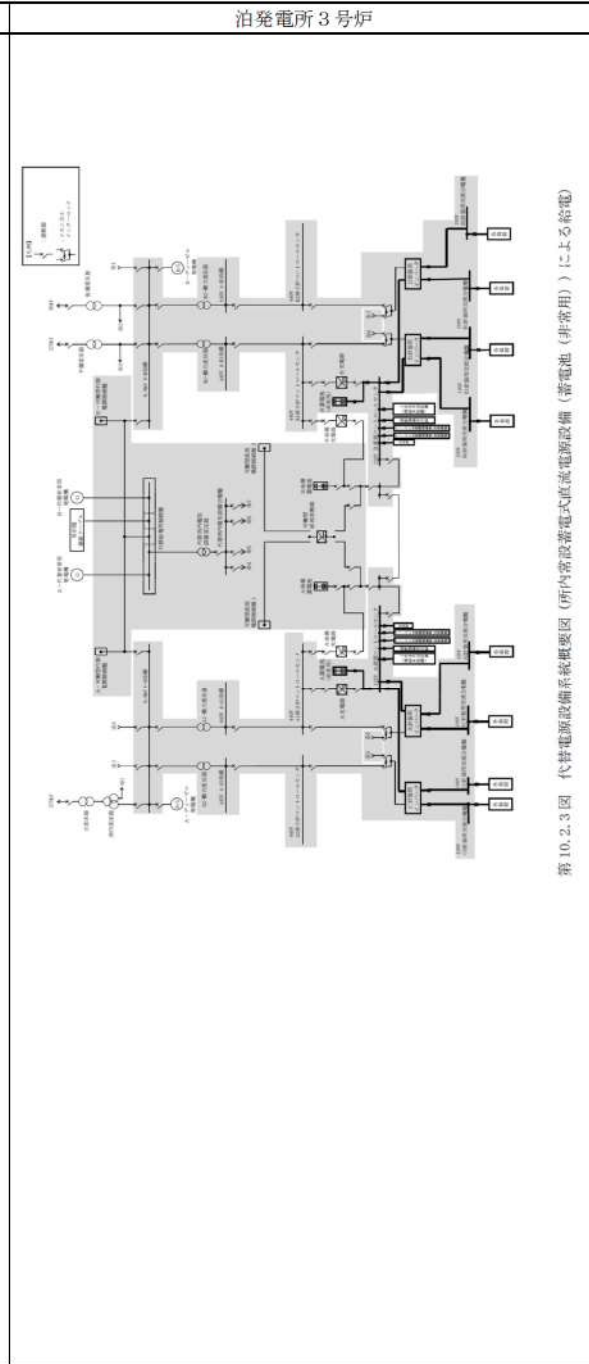
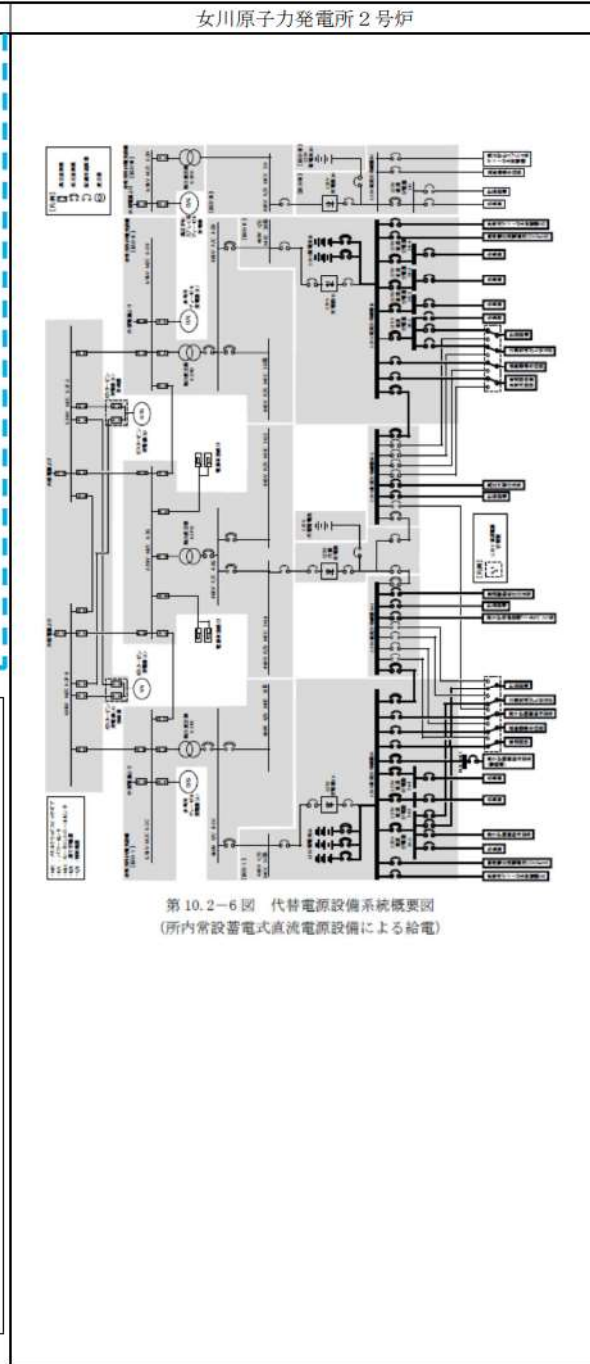
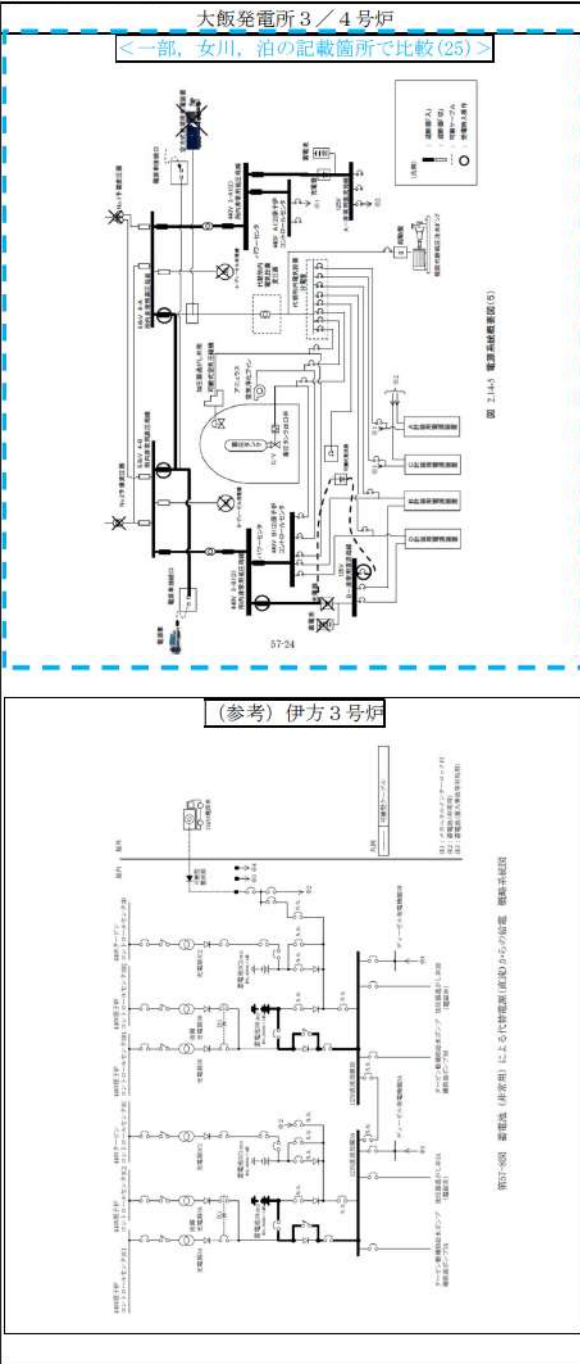
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">図 2.14-4 電源系統図(4)</p>			<p>【大飯】 設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

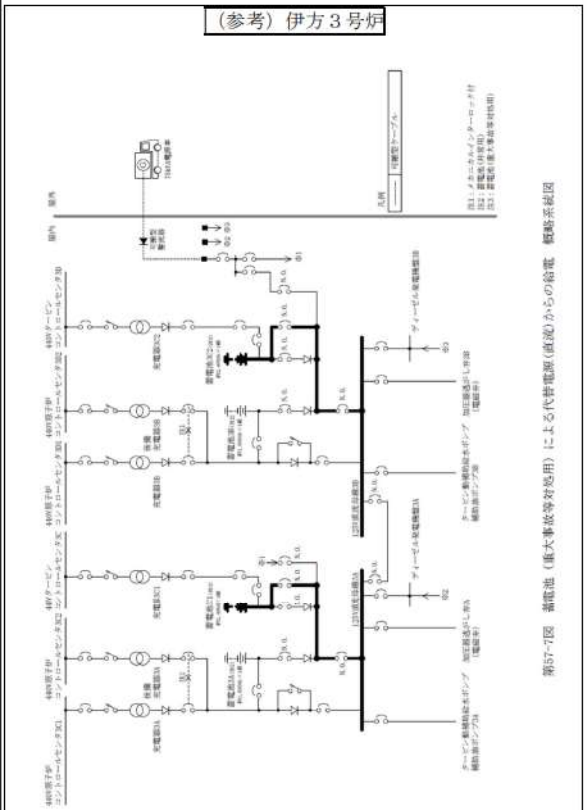
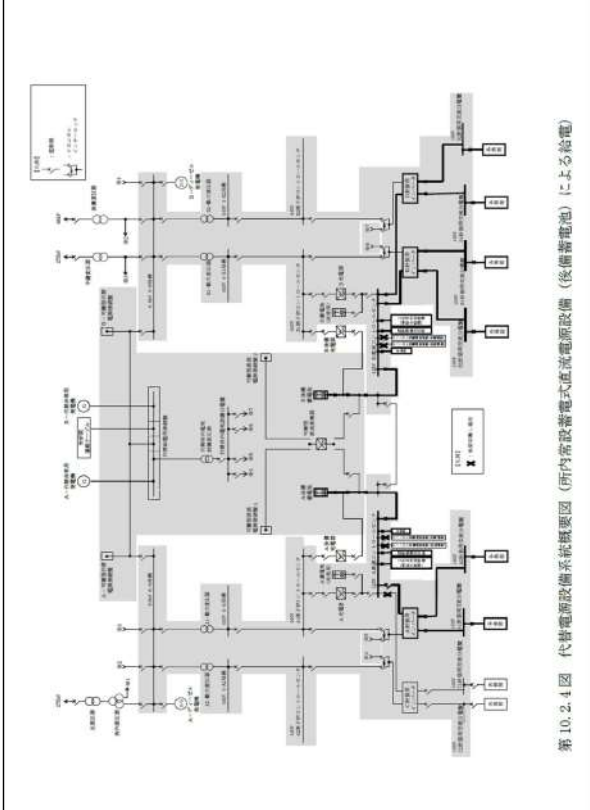
【大飯、女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

【大飯】
 ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可換型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。
 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

【大飯、女川】
 設備・運用の相違（蓄電池の構成）

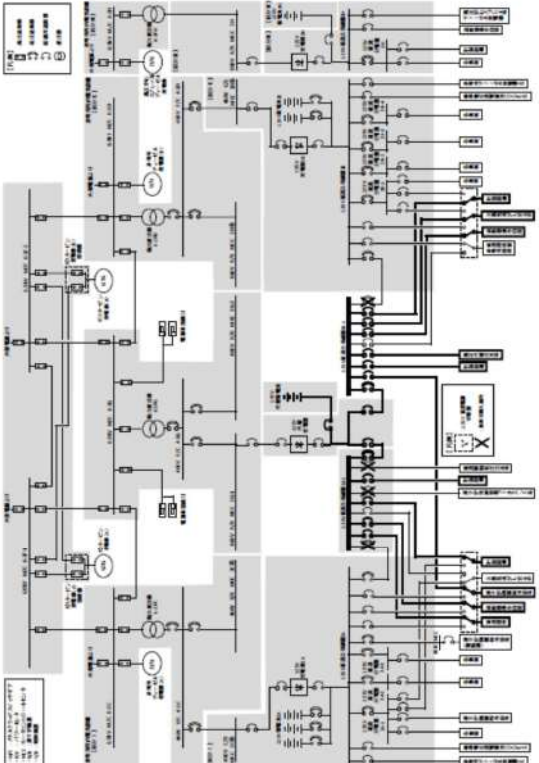
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">(参考) 伊方3号炉</p>  <p style="text-align: center;">第57-7図 蓄電池（重大事故時対応用）による代替電源（直流）からの給電 概略系統図</p>		 <p style="text-align: center;">第10.2.4図 代替電源設備系統概要図（所内常設蓄電池式直流電源設備（後備蓄電池）による給電）</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>

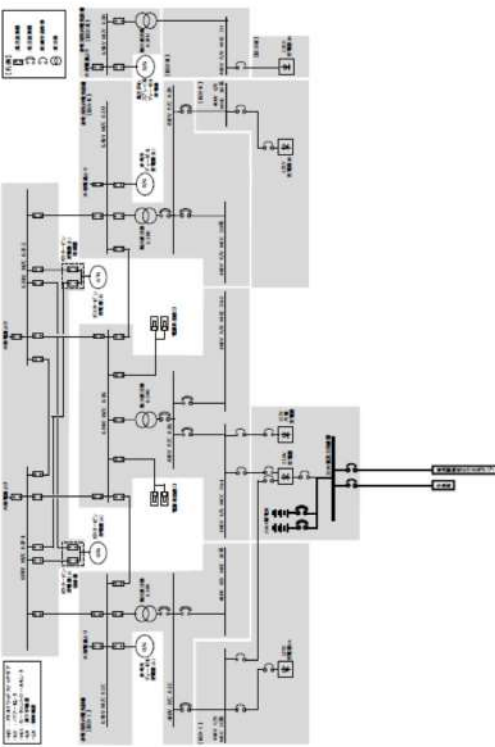
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1029 1209 1077">第10.2-7図 代替電源設備系統概要図（常設代替直流電源設備による給電） （125V代替蓄電池による給電）</p>		<p data-bbox="1848 143 2139 191">【女川】 設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

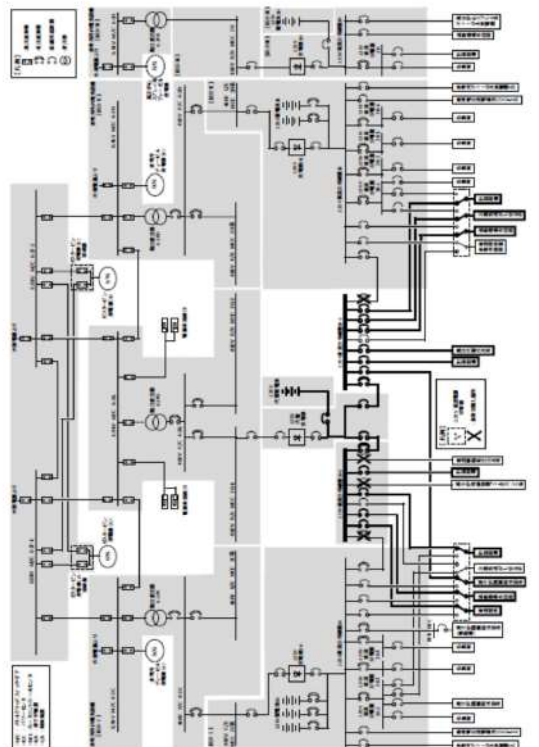
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="694 1005 1209 1053">第10.2-8図 代替電源設備系統概要図 (常設代替直流電源設備による給電) (250V蓄電池による給電)</p>		<p data-bbox="1848 143 1904 167">【女川】</p> <p data-bbox="1848 172 2150 196">設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

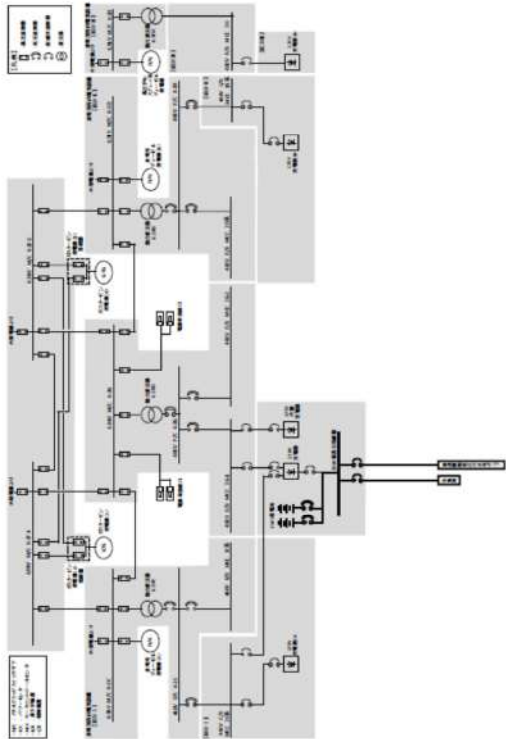
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="672 1013 1209 1061">第10.2-9図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） （125V代替蓄電池による給電）</p>		<p data-bbox="1848 143 1960 167">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2161 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 319 2161 375">設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

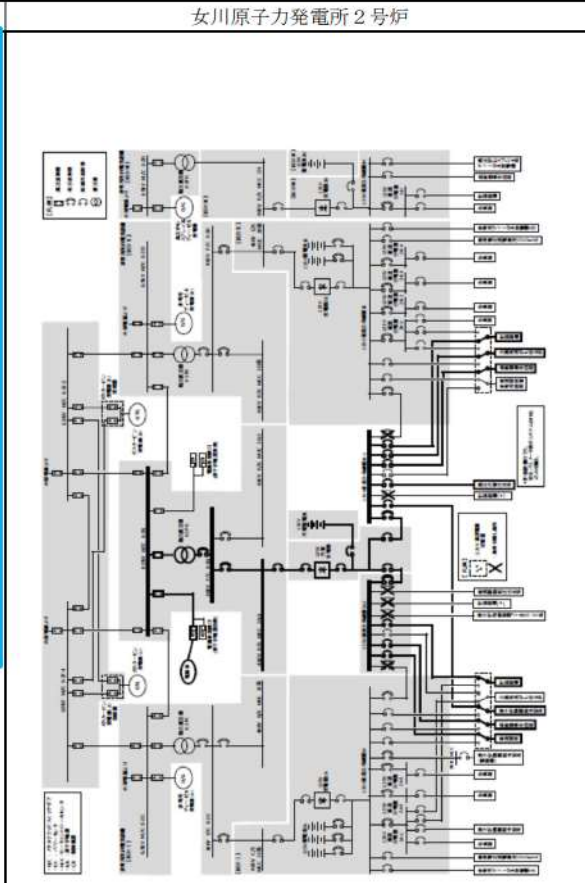
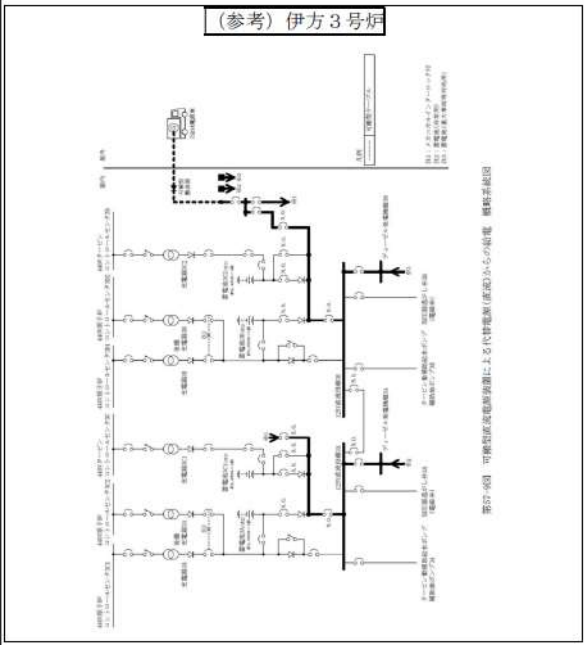
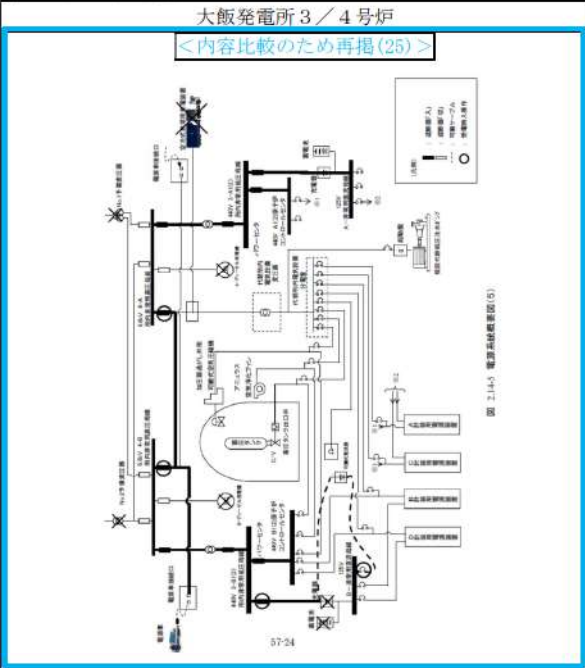
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

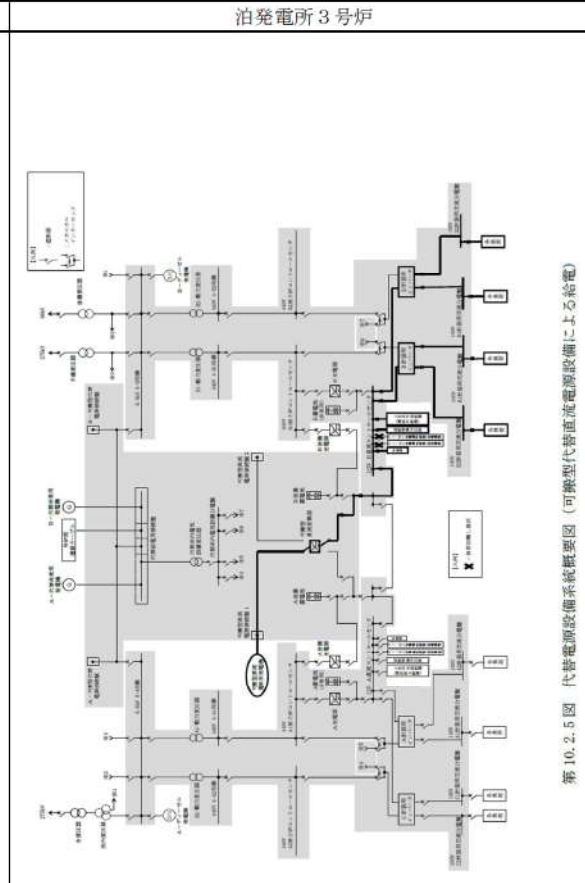
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 997 1220 1045">第10.2-10図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） （250V蓄電池による給電）</p>		<p data-bbox="1848 140 1960 167">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1848 172 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 204 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 316 2150 367">設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



第10.2-11図 代替電源設備系統概要図(可搬型代替直流電源設備による給電)
 (電源車から代替所内電気設備を経由して給電(125V系統))



相違理由

【大飯, 女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

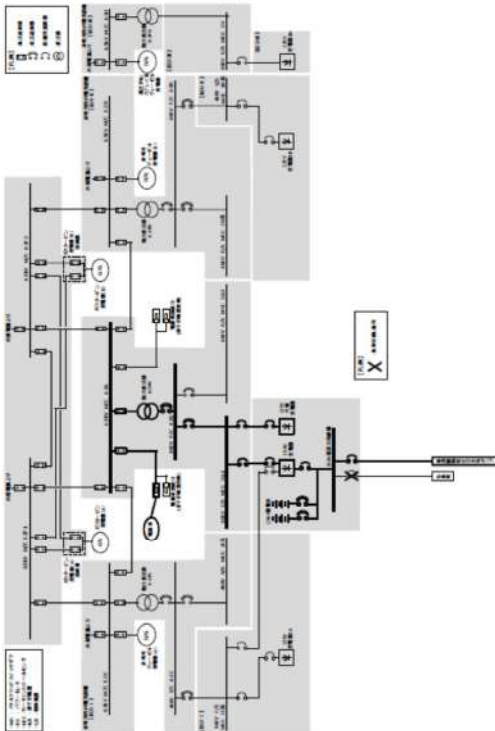
【大飯】
 ・大飯は所内常設蓄電式直流電源設備と可搬型直流電源設備による給電を同じ図に記載している。
 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

【女川】
 設備・運用の相違(可搬型代替直流電源設備の構成)

【大飯, 女川】
 設備・運用の相違(可搬型直流電源用発電機)

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="683 1005 1220 1045">第10.2-12図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電） （電源車から代替所内電気設備を経由して給電（250V系統））</p>		<p data-bbox="1848 143 1960 167">【大飯、女川】</p> <p data-bbox="1848 175 1937 199">設備の相違</p> <ul data-bbox="1848 207 2150 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="1848 287 1915 311">【女川】</p> <p data-bbox="1848 319 2150 375">設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

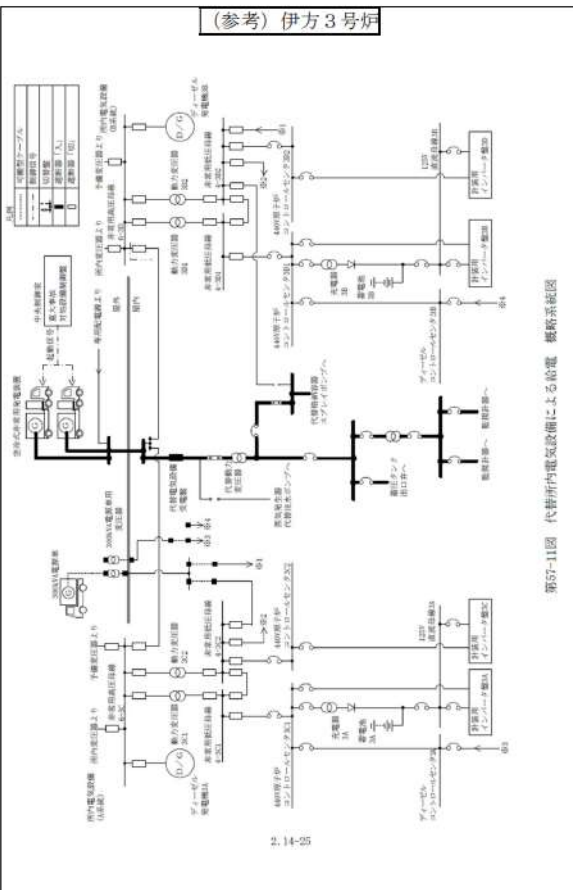
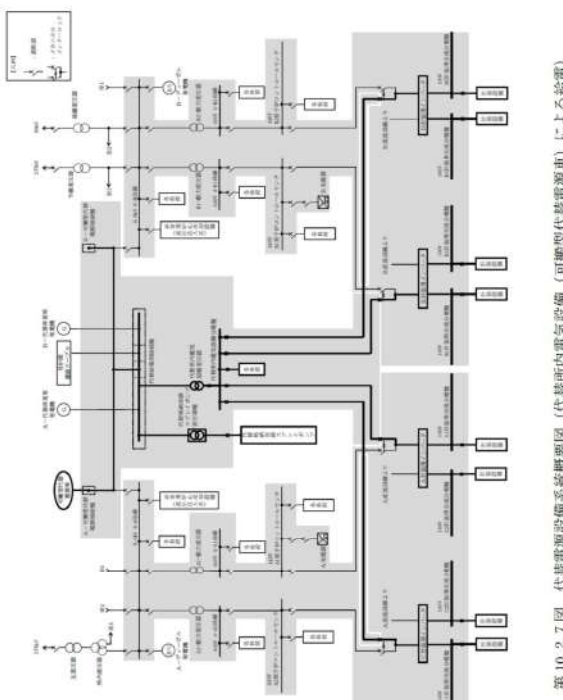
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図 2.14-6 電源系統概観図(6)</p>	<p>第 10.2-13 図 代替電源設備系統概観図（代替所内電気設備による給電）</p>	<p>第 10.2.6 図 代替電源設備系統概観図（代替所内電気設備（代替所非常用発電機）による給電）</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違（代替所内電気設備による直流給電）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 伊方3号炉</p>  <p>第57-11図 代替所内電気設備による給電 概略系統図</p>		 <p>第10.2.7図 代替電源設備系統概要図 (可搬型代替電源車) による給電</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【女川】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備の構成等)</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 (代替所内電気設備による直流給電)</p> <p>設備・運用の相違 (代替炉心注水等)</p>

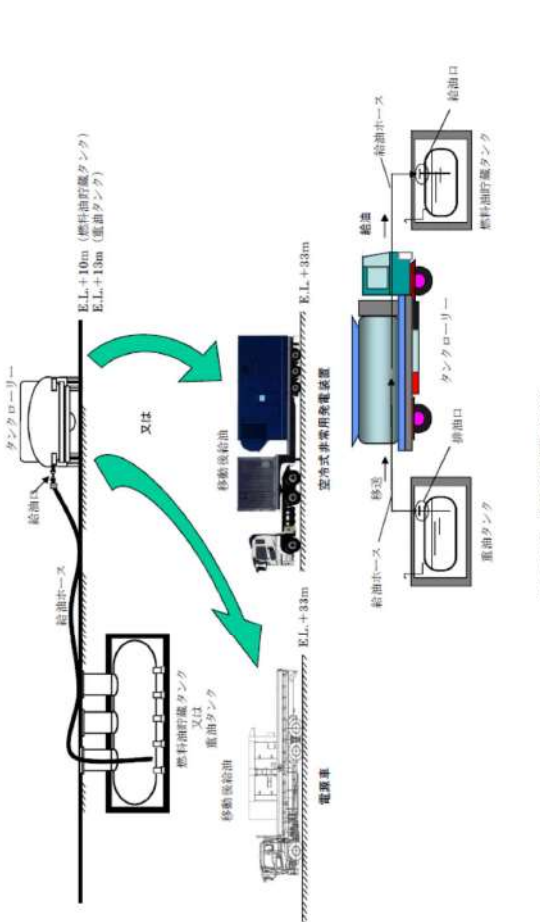
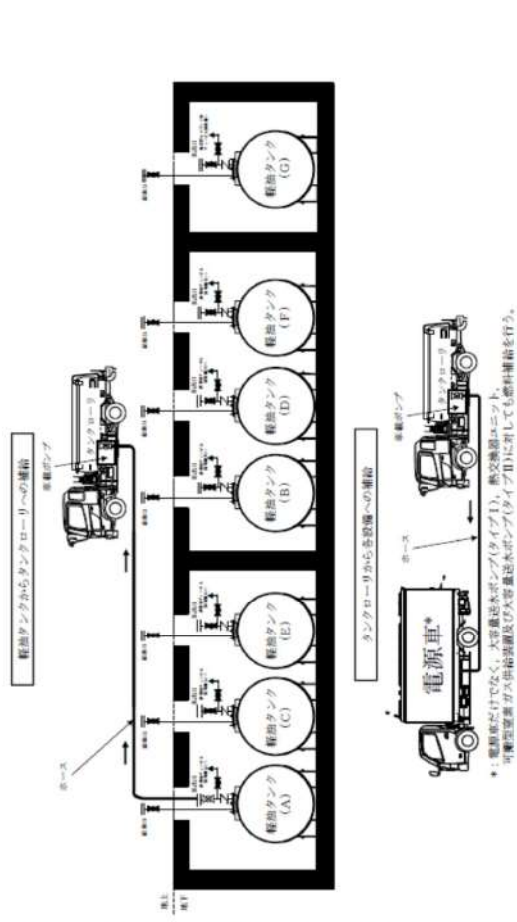
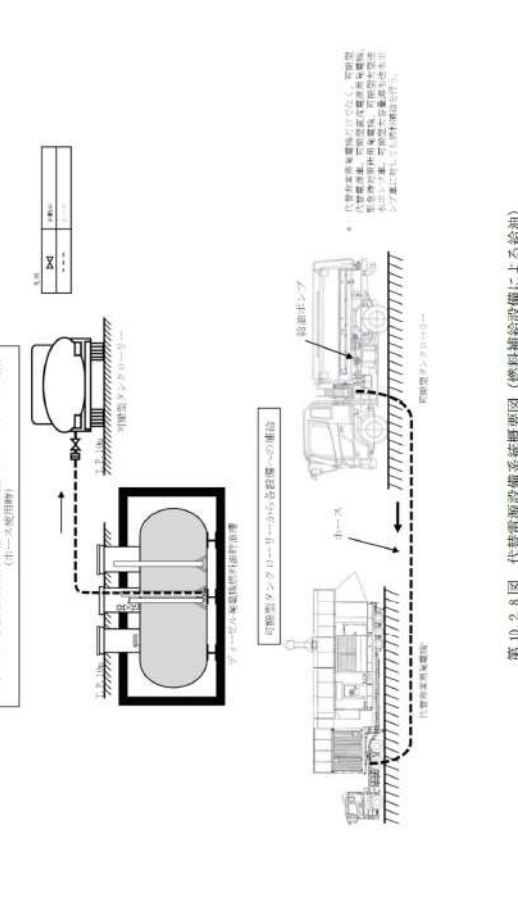
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第10.2-14図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクへの補給）</p>		<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

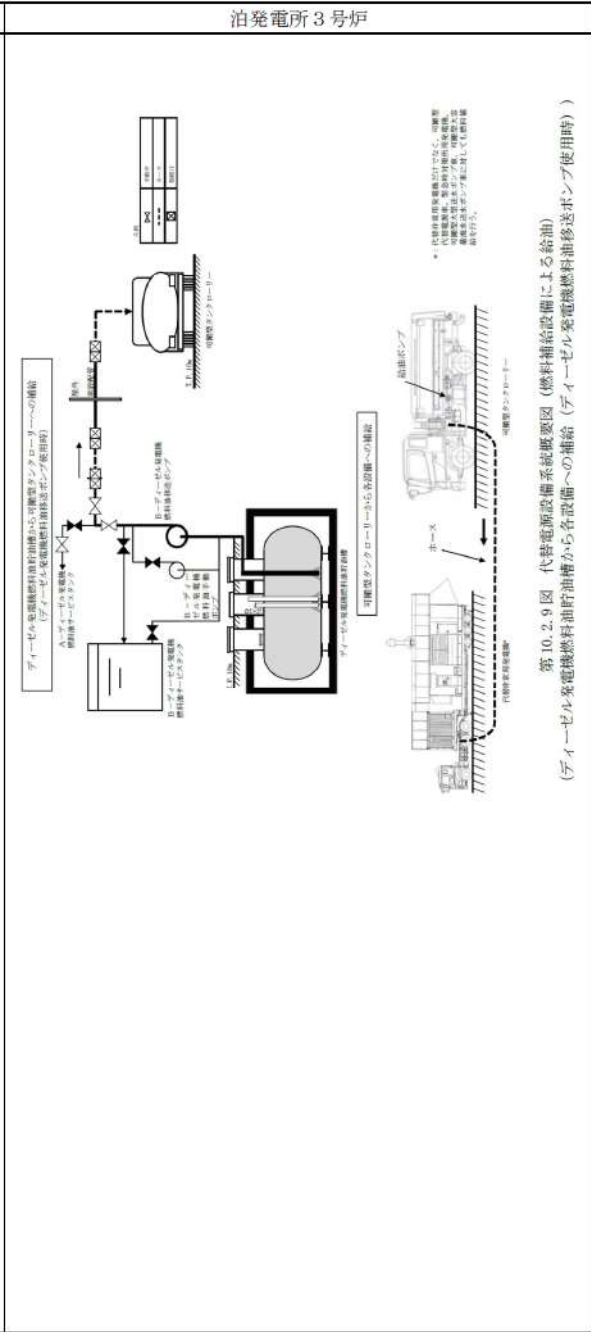
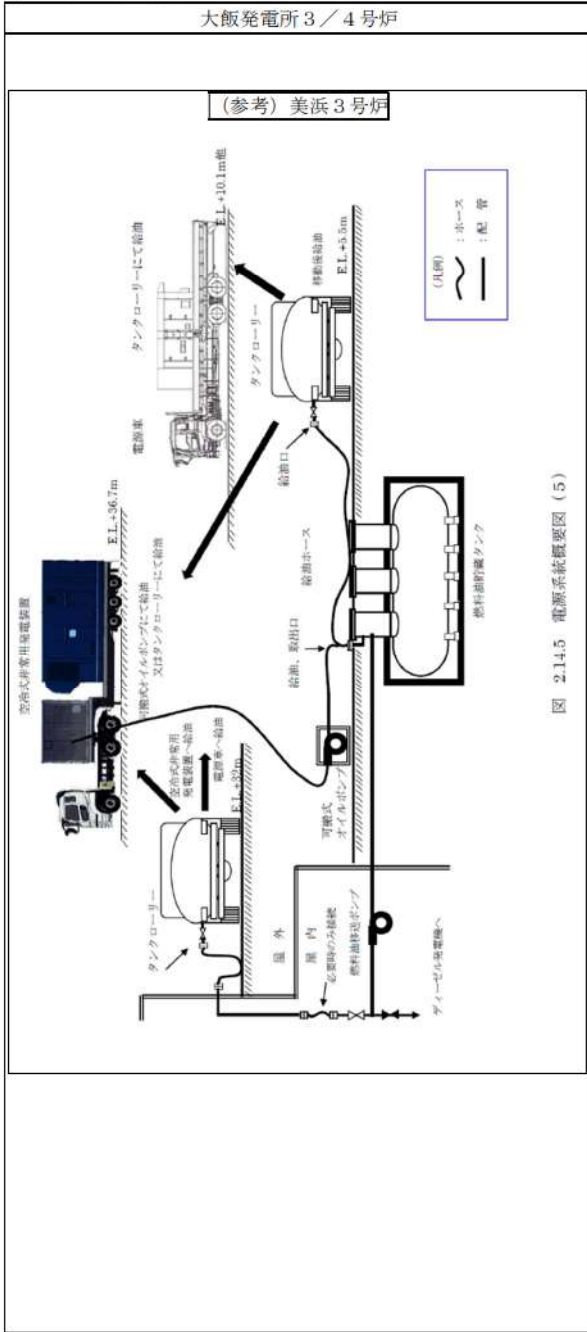
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 2.14-7 電源系統概要図(7)</p>	 <p>第 10.2-15 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （軽油タンクから各設備への補給）</p>	 <p>第 10.2-8 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給（ホース使用時））</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

【大飯, 女川】
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

【大飯, 女川】
 設備・運用の相違 (可搬式タンクローリーへの燃料汲み上げ)

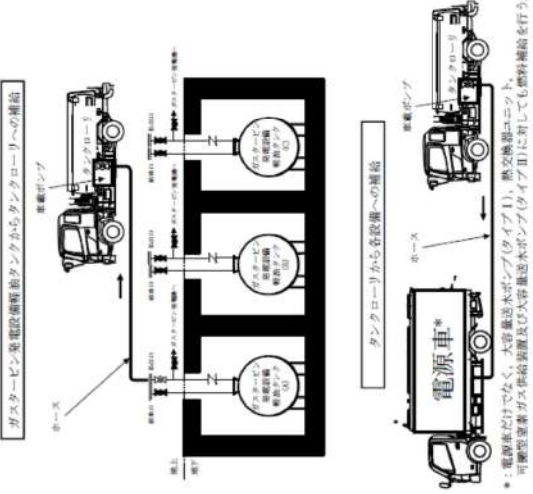
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>第10.2.10図 代替燃料補給系統概略図（燃料補給設備による給油） （燃料タンク（SA）から各設備への補給）</p>	<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.2-16図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （ガスタービン発電設備駐油タンクから各設備への補給）</p> <p>*：電源車だけでなく、大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換機ユニット、可搬型置着ガス供給装置及び大容量送水ポンプ(タイプII)に対しても燃料補給を行う。</p>		<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																
<p>第1.14.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機故障もを想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類^{a)}</th> <th>整備する手続表</th> <th>整備の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">交流電源喪失</td> <td rowspan="10">ディーゼル発電機 (全交流動力電源)</td> <td rowspan="10">ディーゼル発電機 (全交流動力電源)</td> <td>交流式非常用発電機</td> <td rowspan="3">ab</td> <td>交流式非常用発電機による電圧の復旧手続</td> <td>炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>燃料油圧調整タンク^{b)}</td> <td>交流式非常用発電機調整燃料補給の手続</td> <td>SA所達^{c)}</td> </tr> <tr> <td>高圧タンク^{b)}</td> <td>交流式非常用発電機調整燃料補給の手続</td> <td>SA所達^{c)}</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー^{b)}</td> <td rowspan="3">a</td> <td>可搬式電力推進送電ケーブル(3号~4号)</td> <td>送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)</td> <td>SA所達^{c)}</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機(送電用)^{b)}</td> <td>電圧車による電圧復旧手続</td> <td>SA所達^{c)}</td> </tr> <tr> <td>電圧車</td> <td>可搬式電力推進送電ケーブル(3号~4号)</td> <td>送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続</td> <td>SA所達^{c)}</td> </tr> <tr> <td>7.7kV送電機</td> <td rowspan="3">a</td> <td>7.7kV送電機による電圧復旧の手続</td> <td>炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> <td>SA所達^{c)}</td> </tr> <tr> <td>2号機送電機と送電機ケーブル</td> <td>2号機送電機と送電機ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)</td> <td>炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>1号機送電機と送電機ケーブル</td> <td>1号機送電機と送電機ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)</td> <td>炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬式電力推進送電ケーブル(1, 2号~3, 4号)^{b)}</td> <td rowspan="2">a</td> <td>可搬式電力推進送電ケーブル(1, 2号~3, 4号)^{b)}</td> <td>送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(1, 2号~3, 4号)</td> <td>SA所達^{c)}</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「大飯発電所」重大事故等対策に於ける原子炉施設が保有する設備に関する内容。 注2：交流式非常用発電機調整、燃料油圧調整タンク、高圧タンク、ディーゼル発電機調整燃料補給に於ける。 注3：燃料油圧調整、高圧タンク、タンクローリー、ディーゼル発電機調整に於ける。 注4：可搬式電力推進(1, 2号~3, 4号)は、燃料油圧調整手続又は送電手続とし、給電用3号炉又は4号炉、3号炉及び4号炉とする。 注5：重大事故等対策において用いる設備の分類。 a) 当該条項に適合する重大事故等対策設備 b) 当該条項に適合する重大事故等対策設備 c) 自立的対策として整備する重大事故等対策設備</p>							分類	機故障もを想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手続表	整備の分類	交流電源喪失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	交流式非常用発電機	ab	交流式非常用発電機による電圧の復旧手続	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	燃料油圧調整タンク ^{b)}	交流式非常用発電機調整燃料補給の手続	SA所達 ^{c)}	高圧タンク ^{b)}	交流式非常用発電機調整燃料補給の手続	SA所達 ^{c)}	タンクローリー ^{b)}	a	可搬式電力推進送電ケーブル(3号~4号)	送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)	SA所達 ^{c)}	ディーゼル発電機(送電用) ^{b)}	電圧車による電圧復旧手続	SA所達 ^{c)}	電圧車	可搬式電力推進送電ケーブル(3号~4号)	送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続	SA所達 ^{c)}	7.7kV送電機	a	7.7kV送電機による電圧復旧の手続	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	SA所達 ^{c)}	2号機送電機と送電機ケーブル	2号機送電機と送電機ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	1号機送電機と送電機ケーブル	1号機送電機と送電機ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	可搬式電力推進送電ケーブル(1, 2号~3, 4号) ^{b)}	a	可搬式電力推進送電ケーブル(1, 2号~3, 4号) ^{b)}	送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(1, 2号~3, 4号)	SA所達 ^{c)}
分類	機故障もを想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手続表	整備の分類																																																
交流電源喪失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	交流式非常用発電機	ab	交流式非常用発電機による電圧の復旧手続	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																																
			燃料油圧調整タンク ^{b)}		交流式非常用発電機調整燃料補給の手続	SA所達 ^{c)}																																																
			高圧タンク ^{b)}		交流式非常用発電機調整燃料補給の手続	SA所達 ^{c)}																																																
			タンクローリー ^{b)}	a	可搬式電力推進送電ケーブル(3号~4号)	送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)	SA所達 ^{c)}																																															
			ディーゼル発電機(送電用) ^{b)}		電圧車による電圧復旧手続	SA所達 ^{c)}																																																
			電圧車		可搬式電力推進送電ケーブル(3号~4号)	送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続	SA所達 ^{c)}																																															
			7.7kV送電機	a	7.7kV送電機による電圧復旧の手続	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	SA所達 ^{c)}																																															
			2号機送電機と送電機ケーブル		2号機送電機と送電機ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																																
			1号機送電機と送電機ケーブル		1号機送電機と送電機ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(3号~4号)	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																																
			可搬式電力推進送電ケーブル(1, 2号~3, 4号) ^{b)}	a	可搬式電力推進送電ケーブル(1, 2号~3, 4号) ^{b)}	送電ケーブルを用いた可搬式推進による電圧の復旧手続(1, 2号~3, 4号)	SA所達 ^{c)}																																															
<p>第1.14.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機故障もを想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類^{a)}</th> <th>整備する手続表</th> <th>整備の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">交流電源喪失</td> <td rowspan="2">ディーゼル発電機 (全交流動力電源)</td> <td rowspan="2">ディーゼル発電機 (全交流動力電源)</td> <td>蓄電池(安全防護用)</td> <td rowspan="2">ab</td> <td>蓄電池による電圧の復旧手続</td> <td>炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手続</td> <td>SA所達^{c)}</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>交流電源喪失時に代替電源(交流)の給電により対応する手段に用いる設備と同様</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「大飯発電所」重大事故等対策に於ける原子炉施設が保有する設備に関する内容。 注2：重大事故等対策において用いる設備の分類。 a) 当該条項に適合する重大事故等対策設備 b) 当該条項に適合する重大事故等対策設備 c) 自立的対策として整備する重大事故等対策設備</p>							分類	機故障もを想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手続表	整備の分類	交流電源喪失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	蓄電池(安全防護用)	ab	蓄電池による電圧の復旧手続	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	可搬式整流器	可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手続	SA所達 ^{c)}				交流電源喪失時に代替電源(交流)の給電により対応する手段に用いる設備と同様																											
分類	機故障もを想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{a)}	整備する手続表	整備の分類																																																
交流電源喪失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	蓄電池(安全防護用)	ab	蓄電池による電圧の復旧手続	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																																
			可搬式整流器		可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手続	SA所達 ^{c)}																																																
			交流電源喪失時に代替電源(交流)の給電により対応する手段に用いる設備と同様																																																			

【大飯】
 記載方針の相違
 ・大飯は技術的能力まとめ資料と同一の表をSA設備まとめ資料にも記載している。
 ・泊は女川と同様に本表は設置許可添付書類八に記載しないことから、SA設備まとめ資料にも記載しない。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備	第114.3条 重大事故等における対応手段と整備する手続 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備 用内電気設備	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置による電圧の復旧手続 空冷式非常用発電装置燃料補給の手続	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手続 SA所達 ^{※1}	【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は技術的能力まとめ資料と同一の表をSA設備まとめ資料にも記載している。 ・泊は女川と同様に本表は設置許可添付書類八に記載しないことから、SA設備まとめ資料にも記載しない。	
		燃料油貯蔵タンク ^{※2}				代替用内電気設備による電圧供給手続 SA所達 ^{※1}
		重油タンク ^{※2}				
		タンクローリー ^{※2}	代替用内電気設備による電圧供給手続 SA所達 ^{※1}			
		代替用内電気設備分電盤				
		代替用内電気設備安定装置	代替用内電気設備による電圧供給手続 SA所達 ^{※1}			
		可搬式変流器				
		電圧車				
注1：大飯発電所：重大事故等発生時における原子炉運転の安全のための活動に関する手続 注2：空冷式非常用発電装置：発電車及びアイゼン-セル発電機の燃料補給に使用する。 注3：重大事故発生時において用いられる設備の分類 ※1) 当該表文に適合する重大事故等対応設備 b、37.4b)に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.1 非常用電源設備 10.1.2 重大事故等時 10.1.2.1 非常用交流電源設備 10.1.2.1.1 概要 非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2)＞</p> <p>充てんポンプ、高圧注入ポンプ、電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸補給弁、余熱除去ポンプ、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプリング格納容器隔離弁、格納容器再循環ファン、A、D原子炉補機冷却水ポンプ、海水ポンプ、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置、原子炉格納容器水素燃焼装置、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置、可搬型格納容器内水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置、アンユラス空気浄化ファン、原子炉格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、可搬型照明（SA）、衛星電話（固定）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、蓄圧タンク出口弁及びA、B、C、D計装用電源は、ディーゼル発電機より電力を供給できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜一部、内容比較のため再掲(7)＞</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.1 非常用電源設備 10.1.2 重大事故等時 10.1.2.1 非常用交流電源設備 10.1.2.1.1 概要 非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、高圧窒素ガス供給系（非常用）、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、計測制御装置及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクより非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針 非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.1 非常用電源設備 10.1.2 重大事故等時 10.1.2.1 非常用交流電源設備 10.1.2.1.1 概要 非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうちディーゼル発電機は、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、ほう酸水注入、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側からの除熱、炉心注水、代替炉心注水、再循環運転、代替再循環運転、格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ、余熱除去設備、低圧注入系、格納容器内自然対流冷却、原子炉格納容器下部への注水、水素濃度制御設備、水素濃度監視設備、アンユラス空気浄化設備による水素排出、アンユラス部の水素濃度監視、使用済燃料ピットの監視、計測制御装置、中央制御室空調装置、可搬型照明（SA）、放射性物質の濃度低減、通信連絡設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針 非常用交流電源設備は、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違 ・D/Gから電源を供給する設備の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯はD/Gより電源を供給する機器名称を記載している。 ・泊は女川と同様に手段名称を記載した。</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(13)> ディーゼル発電機は、重大事故等の収束に必要な容量が設計基準事故対処設備の容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.2 容量等 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク、軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様の設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.2 容量等 ディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様の設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
<p><内容比較のため再掲(11-2)> 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 ディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 ディーゼル発電機の操作は、中央制御室又は設置場所から可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は、設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
<p><内容比較のため再掲(18)> ディーゼル発電機は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室及び設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
<p>(参考) 美浜3号炉 燃料油移送ポンプは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
<p><内容比較のため再掲(14-2)> 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照） 【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチー泊：操作器</p>
<p><一部、内容比較のため再掲(19)> 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりでなければ接続できない構造の設計とする。 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機の操作は、中央制御室及び設置場所での可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照） 【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチー泊：操作器</p>
<p>(参考) 伊方3号炉 ディーゼル発電機を使用した電源系統は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 ディーゼル発電機は、操作スイッチにより中央制御室及び設置場所での操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照） 【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチー泊：操作器</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-5表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要仕様を第10.1.3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>

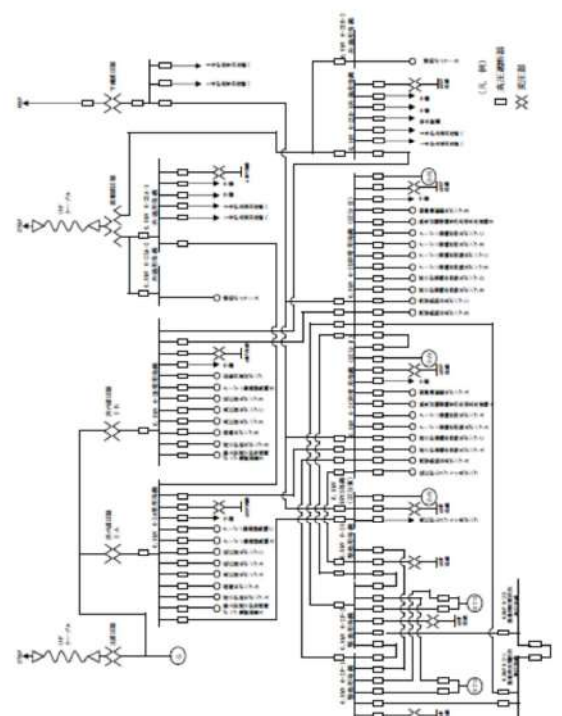
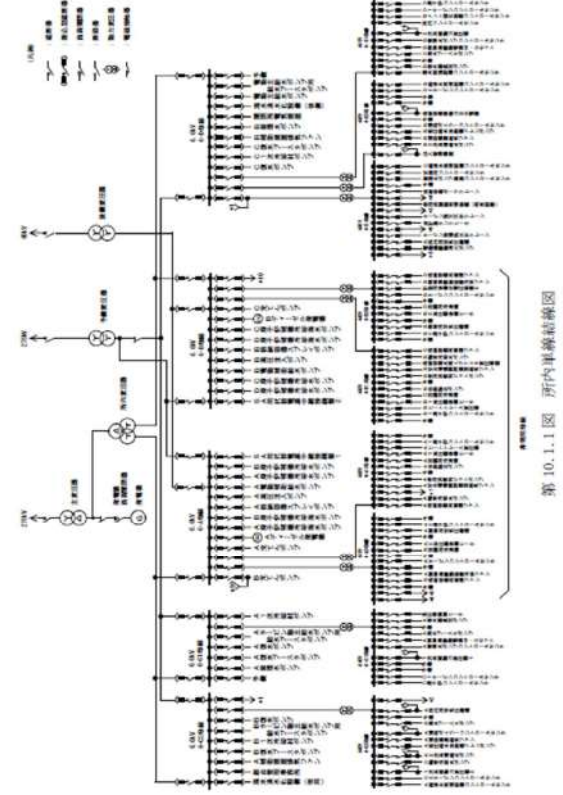
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備である125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hは、全交流動力電源喪失から8時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びにそれに充電する125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hは、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びに125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hに充電する充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

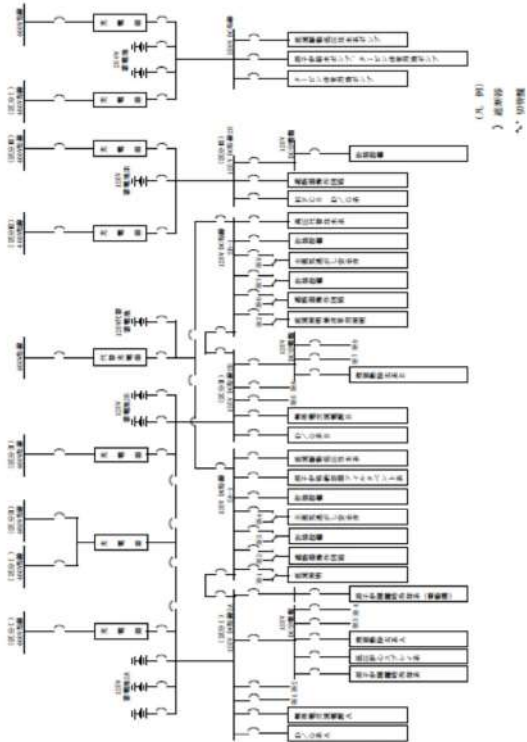
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.1-1図 所内単線結線図</p>	 <p>第10.1.1図 所内単線結線図</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.1-3図 直流電源系統結線図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び加熱蒸気系に係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを設ける。</p> <p>軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備としてディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを設ける。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																	
	<p>関係する主要機器仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様</p> <p>構成及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="683 331 1205 507"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電盤</th> <th>母線連絡盤</th> <th>負荷盤</th> <th>計器用変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種 類</td> <td colspan="4">閉鎖配電盤</td> </tr> <tr> <td>(b)個 数</td> <td colspan="4">57</td> </tr> <tr> <td>(c)定格電圧</td> <td colspan="4">6.9kV</td> </tr> <tr> <td>(d)電氣方式</td> <td colspan="4">50Hz 3相 3線</td> </tr> <tr> <td>(e)電源引込方式</td> <td colspan="4">10A 接地系（変圧器と電抗器の組合せによる接地方式）</td> </tr> <tr> <td>(f)フィーダ引出方式</td> <td colspan="4">バスダクト又はケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>(g)フィーダ引出方式</td> <td colspan="4">ケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>(h)母線電流容量</td> <td colspan="4">約3,000A、約1,200A</td> </tr> </tbody> </table> <p>遮断器</p> <table border="1" data-bbox="683 550 1205 798"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電用</th> <th>母線連絡用</th> <th>負荷用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種 類</td> <td colspan="3">真空遮断器</td> </tr> <tr> <td>(b)個 数</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>(c)種 数</td> <td colspan="3">3種</td> </tr> <tr> <td>(d)操作方式</td> <td colspan="3">電動パネ又はソレノイド投入操作（DC125V）</td> </tr> <tr> <td>(e)絶縁距離</td> <td colspan="3">6号A</td> </tr> <tr> <td>(f)定格電圧</td> <td colspan="3">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>(g)定格電流</td> <td colspan="3">約3,000A、約1,200A</td> </tr> <tr> <td>(h)定格遮断電流</td> <td colspan="3">63kA</td> </tr> <tr> <td>(i)定格遮断時間</td> <td colspan="3">5サイクル</td> </tr> <tr> <td>(j)引きはずし方式</td> <td colspan="3">電氣式、機械式</td> </tr> <tr> <td>(k)投入方式</td> <td colspan="3">電動パネ又はソレノイド</td> </tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤	(a)種 類	閉鎖配電盤				(b)個 数	57				(c)定格電圧	6.9kV				(d)電氣方式	50Hz 3相 3線				(e)電源引込方式	10A 接地系（変圧器と電抗器の組合せによる接地方式）				(f)フィーダ引出方式	バスダクト又はケーブルによる				(g)フィーダ引出方式	ケーブルによる				(h)母線電流容量	約3,000A、約1,200A				項目	受電用	母線連絡用	負荷用	(a)種 類	真空遮断器			(b)個 数	9	24	55	(c)種 数	3種			(d)操作方式	電動パネ又はソレノイド投入操作（DC125V）			(e)絶縁距離	6号A			(f)定格電圧	7.2kV			(g)定格電流	約3,000A、約1,200A			(h)定格遮断電流	63kA			(i)定格遮断時間	5サイクル			(j)引きはずし方式	電氣式、機械式			(k)投入方式	電動パネ又はソレノイド			<p>関係する主要仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の主要仕様（1/2）</p> <p>構成及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="1265 306 1814 566"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電盤</th> <th>き電盤</th> <th>計器用変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型 式</td> <td colspan="3">屋内用銅板製単位閉鎖垂直自立型</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>16</td> <td>51</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>定 格 電 圧</td> <td colspan="3">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>電 氣 方 式</td> <td colspan="3">50Hz 3相 3線 変圧器接地式</td> </tr> <tr> <td>電 源 引 込 方 式</td> <td colspan="3">バスダクト又はケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>フ ィ ー ダ 引 出 方 式</td> <td colspan="3">ケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>母 線 電 流 容 量</td> <td>3,150A</td> <td>2,000A</td> <td>1,200A</td> </tr> </tbody> </table> <p>遮断器</p> <table border="1" data-bbox="1265 590 1814 997"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電用</th> <th>き電用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型 式</td> <td colspan="2">真空遮断器</td> </tr> <tr> <td>台 数</td> <td>16</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>極 数</td> <td colspan="2">3極</td> </tr> <tr> <td>操 作 方 式</td> <td colspan="2">パネ投入操作（DC125V）</td> </tr> <tr> <td>定 格 耐 電 圧</td> <td colspan="2">定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV</td> </tr> <tr> <td>定 格 電 圧</td> <td colspan="2">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>定 格 電 流</td> <td>3,150A</td> <td>2,000A、1,200A</td> </tr> <tr> <td>定 格 遮 断 電 流</td> <td colspan="2">44kA</td> </tr> <tr> <td>定 格 遮 断 時 間</td> <td colspan="2">5サイクル</td> </tr> <tr> <td>引きはずし自由方式</td> <td colspan="2">電氣的、機械的</td> </tr> <tr> <td>投 入 方 式</td> <td colspan="2">パネ式</td> </tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤	型 式	屋内用銅板製単位閉鎖垂直自立型			台 数	16	51	10	定 格 電 圧	7.2kV			電 氣 方 式	50Hz 3相 3線 変圧器接地式			電 源 引 込 方 式	バスダクト又はケーブルによる			フ ィ ー ダ 引 出 方 式	ケーブルによる			母 線 電 流 容 量	3,150A	2,000A	1,200A	項目	受電用	き電用	型 式	真空遮断器		台 数	16	51	極 数	3極		操 作 方 式	パネ投入操作（DC125V）		定 格 耐 電 圧	定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV		定 格 電 圧	7.2kV		定 格 電 流	3,150A	2,000A、1,200A	定 格 遮 断 電 流	44kA		定 格 遮 断 時 間	5サイクル		引きはずし自由方式	電氣的、機械的		投 入 方 式	パネ式		<p>【大飯、女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。</p>
項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤																																																																																																																																																																
(a)種 類	閉鎖配電盤																																																																																																																																																																			
(b)個 数	57																																																																																																																																																																			
(c)定格電圧	6.9kV																																																																																																																																																																			
(d)電氣方式	50Hz 3相 3線																																																																																																																																																																			
(e)電源引込方式	10A 接地系（変圧器と電抗器の組合せによる接地方式）																																																																																																																																																																			
(f)フィーダ引出方式	バスダクト又はケーブルによる																																																																																																																																																																			
(g)フィーダ引出方式	ケーブルによる																																																																																																																																																																			
(h)母線電流容量	約3,000A、約1,200A																																																																																																																																																																			
項目	受電用	母線連絡用	負荷用																																																																																																																																																																	
(a)種 類	真空遮断器																																																																																																																																																																			
(b)個 数	9	24	55																																																																																																																																																																	
(c)種 数	3種																																																																																																																																																																			
(d)操作方式	電動パネ又はソレノイド投入操作（DC125V）																																																																																																																																																																			
(e)絶縁距離	6号A																																																																																																																																																																			
(f)定格電圧	7.2kV																																																																																																																																																																			
(g)定格電流	約3,000A、約1,200A																																																																																																																																																																			
(h)定格遮断電流	63kA																																																																																																																																																																			
(i)定格遮断時間	5サイクル																																																																																																																																																																			
(j)引きはずし方式	電氣式、機械式																																																																																																																																																																			
(k)投入方式	電動パネ又はソレノイド																																																																																																																																																																			
項目	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤																																																																																																																																																																	
型 式	屋内用銅板製単位閉鎖垂直自立型																																																																																																																																																																			
台 数	16	51	10																																																																																																																																																																	
定 格 電 圧	7.2kV																																																																																																																																																																			
電 氣 方 式	50Hz 3相 3線 変圧器接地式																																																																																																																																																																			
電 源 引 込 方 式	バスダクト又はケーブルによる																																																																																																																																																																			
フ ィ ー ダ 引 出 方 式	ケーブルによる																																																																																																																																																																			
母 線 電 流 容 量	3,150A	2,000A	1,200A																																																																																																																																																																	
項目	受電用	き電用																																																																																																																																																																		
型 式	真空遮断器																																																																																																																																																																			
台 数	16	51																																																																																																																																																																		
極 数	3極																																																																																																																																																																			
操 作 方 式	パネ投入操作（DC125V）																																																																																																																																																																			
定 格 耐 電 圧	定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV																																																																																																																																																																			
定 格 電 圧	7.2kV																																																																																																																																																																			
定 格 電 流	3,150A	2,000A、1,200A																																																																																																																																																																		
定 格 遮 断 電 流	44kA																																																																																																																																																																			
定 格 遮 断 時 間	5サイクル																																																																																																																																																																			
引きはずし自由方式	電氣的、機械的																																																																																																																																																																			
投 入 方 式	パネ式																																																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																															
	<p style="text-align: center;">第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 蓄電池</p> <p>非常用</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>組数</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>セル数</td><td>A系</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>60</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>A系</td><td>125V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>125V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>125V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>A系</td><td>約8,000Ah</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約6,000Ah</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約400Ah</td></tr> </table> <p>常用</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>組数</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>セル数</td><td></td><td>116</td></tr> <tr><td>電圧</td><td></td><td>250V</td></tr> <tr><td>容量</td><td></td><td>約6,000Ah</td></tr> </table> <p>(2) 充電器</p> <p>非常用（予備充電器は常用）</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>シリコン整流器</td></tr> <tr><td>個数</td><td>A系</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>1)</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>1（予備1）</td></tr> <tr><td>充電方式</td><td></td><td>浮動</td></tr> <tr><td>冷却方式</td><td></td><td>自然通風</td></tr> <tr><td>交流入力</td><td>A系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>A系</td><td>約118kW</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約118kW</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>約118kW)</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約10kW</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>A系</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>129V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>A系</td><td>約700A</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約700A</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>約700A)</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約50A</td></tr> </table>	種類		鉛蓄電池	組数		3	セル数	A系	60		B系	60		HPCS系	60	電圧	A系	125V		B系	125V		HPCS系	125V	容量	A系	約8,000Ah		B系	約6,000Ah		HPCS系	約400Ah	種類		鉛蓄電池	組数		1	セル数		116	電圧		250V	容量		約6,000Ah	種類		シリコン整流器	個数	A系	1		B系	1		(予備)	1)		HPCS系	1（予備1）	充電方式		浮動	冷却方式		自然通風	交流入力	A系	3相 50Hz 440V		B系	3相 50Hz 440V		HPCS系	3相 50Hz 440V	容量	A系	約118kW		B系	約118kW		(予備)	約118kW)		HPCS系	約10kW	直流出力電圧	A系	133.8V		B系	133.8V		HPCS系	129V	直流出力電流	A系	約700A		B系	約700A		(予備)	約700A)		HPCS系	約50A		<p>【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>
種類		鉛蓄電池																																																																																																																
組数		3																																																																																																																
セル数	A系	60																																																																																																																
	B系	60																																																																																																																
	HPCS系	60																																																																																																																
電圧	A系	125V																																																																																																																
	B系	125V																																																																																																																
	HPCS系	125V																																																																																																																
容量	A系	約8,000Ah																																																																																																																
	B系	約6,000Ah																																																																																																																
	HPCS系	約400Ah																																																																																																																
種類		鉛蓄電池																																																																																																																
組数		1																																																																																																																
セル数		116																																																																																																																
電圧		250V																																																																																																																
容量		約6,000Ah																																																																																																																
種類		シリコン整流器																																																																																																																
個数	A系	1																																																																																																																
	B系	1																																																																																																																
	(予備)	1)																																																																																																																
	HPCS系	1（予備1）																																																																																																																
充電方式		浮動																																																																																																																
冷却方式		自然通風																																																																																																																
交流入力	A系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
	B系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
	HPCS系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
容量	A系	約118kW																																																																																																																
	B系	約118kW																																																																																																																
	(予備)	約118kW)																																																																																																																
	HPCS系	約10kW																																																																																																																
直流出力電圧	A系	133.8V																																																																																																																
	B系	133.8V																																																																																																																
	HPCS系	129V																																																																																																																
直流出力電流	A系	約700A																																																																																																																
	B系	約700A																																																																																																																
	(予備)	約700A)																																																																																																																
	HPCS系	約50A																																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>常用</p> <p>種類 シリコン整流器</p> <p>個数 1</p> <p>(予備 1)</p> <p>充電方式 浮動</p> <p>冷却方式 自然通風</p> <p>交流入力 3相 50Hz 440V</p> <p>容量 約130kW</p> <p>直流出力電圧 258.7V</p> <p>直流出力電流 約400A</p> <p>(3) 直流母線</p> <p>非常用</p> <p>個数 3</p> <p>電圧 A系 125V</p> <p>B系 125V</p> <p>HPCS系 125V</p> <p>常用</p> <p>個数 1</p> <p>電圧 250V</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(24)></p> <p>(5) ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <p>エンジン</p> <p>台数 4</p> <p>出力 約7,100kW（1台当たり）</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>使用燃料 A重油</p> <p>発電機</p> <p>台数 4</p> <p>型式 横置回転界磁3相同期発電機</p> <p>容量 約8,875kVA（1台当たり）</p> <p>力率 0.8（遅れ）</p> <p>電圧 6,900V</p> <p>周波数 60Hz</p>	<p>第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <p>種類 4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関</p> <p>台数 2</p> <p>出力 約6,100kW（1台当たり）</p> <p>回転数 500rpm</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>起動時間 約10秒</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>種類 4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関</p> <p>台数 1</p> <p>出力 約3,000kW</p> <p>回転数 1,000rpm</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>起動時間 約13秒</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(2) 発電機</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <p>種類 横軸回転界磁三相同期発電機</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約7,625kVA（1台当たり）</p> <p>力率 0.80（遅れ）</p> <p>電圧 6.9kV</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>回転数 500rpm</p> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>種類 横軸回転界磁三相同期発電機</p> <p>台数 1</p> <p>容量 約3,750kVA</p> <p>力率 0.80（遅れ）</p> <p>電圧 6.9kV</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>回転数 1,000rpm</p>	<p>第10.1.3表 ディーゼル発電機設備の主要仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <p>型式 4サイクルたて形16気筒ディーゼル機関</p> <p>台数 2</p> <p>出力 約5,600kW（1台当たり）</p> <p>回転速度 約750min⁻¹</p> <p>起動方式 圧縮空気起動</p> <p>起動時間 約10秒</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(2) 発電機</p> <p>型式 横置・回転界磁形・三相同期発電機</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約7,000kVA（1台当たり）</p> <p>力率 0.8（遅れ）</p> <p>電圧 6.9kV</p> <p>周波数 50Hz</p> <p>回転速度 約750min⁻¹</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 軽油タンク</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基）</p> <p>容量 約110kL（1基当たり） 約170kL</p> <p>使用燃料 軽油</p>	<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>型式 横置円筒形</p> <p>基数 4</p> <p>容量 約146kL（1基当たり）</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約26kL/h（1台当たり）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【大飯、女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14 電源設備【57条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）i）及びiii））</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）ii）及びiii））</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 b））</p> <p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 c）並びに a）i）及びiii））</p> <p>(6) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項 d））</p> <p>(7) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項 e））</p> <p>(8) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 非常用交流電源設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 非常用直流電源設備</p> <p>(9) 燃料補給設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 燃料補給設備</p> <p>(10) 自主対策設備の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 125V 代替充電器用電源車接続設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 号炉間電力融通設備</p>	<p>3.14 電源設備【57条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）i）及びiii））</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）ii）及びiii））</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 b））</p> <p>(4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 c）並びに a）i）及びiii））</p> <p>(5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項 d））</p> <p>(6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項 e））</p> <p>(7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 非常用交流電源設備</p> <p>(8) 燃料補給設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 燃料補給設備</p> <p>(9) 自主対策設備の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 後備変圧器</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(iii) 開閉所設備</p>	<p>2.14 電源設備【57条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>2.14 電源設備</p> <p>2.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）i）及びiii））</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a）ii）及びiii））</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 b））</p> <p>(4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 c）並びに a）i）及びiii））</p> <p>(5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項 d））</p> <p>(6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項 e））</p> <p>(7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 非常用交流電源設備</p> <p>(8) 燃料補給設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 燃料補給設備</p> <p>(9) 自主対策設備の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 後備変圧器</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(iii) 開閉所設備</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は添付資料を作成していないため、女川との相違理由を記載する。 （次ページ以降は本記載を省略する。） <p>項目番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：3.14→泊：2.14 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。） <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V 充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V 代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号炉間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.1.1 設備概要</p> <p>3.14.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 電源車</p> <p>(2) 軽油タンク</p> <p>(3) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(4) タンクローリ</p> <p>3.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.1.1 設備概要</p> <p>2.14.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型代替電源車</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(3) 燃料タンク (SA)</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(5) 可搬型タンクローリ</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.2.1 設備概要</p> <p>3.14.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ガスタービン発電機</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>(4) 軽油タンク</p> <p>(5) タンクローリ</p> <p>3.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.2.1 設備概要</p> <p>2.14.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替非常用発電機</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(3) 燃料タンク (SA)</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>3.14.2.3.1 設備概要</p> <p>3.14.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B</p> <p>(3) 125V 充電器 2A</p> <p>(4) 125V 充電器 2B</p> <p>3.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.4 常設代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.4.1 設備概要</p> <p>3.14.2.4.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池</p> <p>(2) 250V 蓄電池</p> <p>3.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>2.14.2.3.1 設備概要</p> <p>2.14.2.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 蓄電池（非常用）</p> <p>(2) 後備蓄電池</p> <p>(3) A充電器</p> <p>(4) B充電器</p> <p>2.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5 可搬型代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.5.1 設備概要</p> <p>3.14.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池</p> <p>(2) 250V 蓄電池</p> <p>(3) 電源車</p> <p>(4) 125V 代替充電器</p> <p>(5) 250V 充電器</p> <p>(6) 軽油タンク</p> <p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(8) タンクローリ</p> <p>3.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.5.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.5.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.5.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.5.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2.4 可搬型代替直流電源設備</p> <p>2.14.2.4.1 設備概要</p> <p>2.14.2.4.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型直流電源用発電機</p> <p>(2) 可搬型直流変換器</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) 燃料タンク (SA)</p> <p>(5) 可搬型タンクローリ</p> <p>2.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.4.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6 代替所内電気設備</p> <p>3.14.2.6.1 設備概要</p> <p>3.14.2.6.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ガスタービン発電機接続盤</p> <p>(2) 緊急用高圧母線 2F 系</p> <p>(3) 緊急用高圧母線 2G 系</p> <p>(4) 緊急用動力変圧器 2G 系</p> <p>(5) 緊急用低圧母線 2G 系</p> <p>(6) 緊急用交流電源切替盤 2G 系</p> <p>(7) 緊急用交流電源切替盤 2C 系</p> <p>(8) 緊急用交流電源切替盤 2D 系</p> <p>(9) 非常用高圧母線 2C 系</p> <p>(10) 非常用高圧母線 2D 系</p> <p>3.14.2.6.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.6.4 所内電気設備への接近性の確保</p> <p>3.14.2.6.5 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.6.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.6.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2.14.2.5 代替所内電気設備</p> <p>2.14.2.5.1 設備概要</p> <p>2.14.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替非常用発電機</p> <p>(2) 可搬型代替電源車</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) 燃料タンク (SA)</p> <p>(5) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(6) 可搬型タンクローリー</p> <p>(7) 代替所内電気設備変圧器</p> <p>(8) 代替所内電気設備分電盤</p> <p>(9) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.5.4 所内電気設備への接近性の確保</p> <p>2.14.2.5.5 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.5.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.5.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.5.5.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>3.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>3.14.3.1.1 設備概要</p> <p>3.14.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機</p> <p>(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク</p> <p>(4) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク</p> <p>(5) 軽油タンク</p> <p>(6) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>(7) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>3.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.2 非常用直流電源設備</p> <p>3.14.3.2.1 設備概要</p> <p>3.14.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B</p> <p>(3) 125V 蓄電池 2H</p> <p>(4) 125V 充電器 2A</p> <p>(5) 125V 充電器 2B</p> <p>(6) 125V 充電器 2H</p> <p>3.14.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>2.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>2.14.3.1.1 設備概要</p> <p>2.14.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ディーゼル発電機</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油サービスタンク</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>2.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違 (D/G)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G 燃料油移送設備)</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>設備・運用の相違 (設計基準拡張)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.3 燃料補給設備</p> <p>3.14.3.3.1 設備概要</p> <p>3.14.3.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 軽油タンク</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(3) タンクローリ</p> <p>3.14.3.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.3.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.3.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.3.3.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.3.2 燃料補給設備</p> <p>2.14.3.2.1 設備概要</p> <p>2.14.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(2) 燃料タンク (SA)</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(4) 可搬型タンクローリー</p> <p>2.14.3.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.3.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.3.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.3.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.3.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14 電源設備【57条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (電源設備) 第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリー等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。 c) 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。 d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。 e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p>	<p>2.14 電源設備【57条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (電源設備) 第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリー等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。 c) 24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。 d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。 e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。</p> <p>a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。</p>	<p>2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。</p> <p>a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i) 及びiii)）</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替交流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車を運転することで、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備への電源供給が可能な設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>2.14 電源設備</p> <p>2.14.1 設置許可基準規則第57条への適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項 a) i) 及びiii)）</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びにディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替交流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を運転することで、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤への電源供給が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリ（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a ii）及びiii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替交流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は代替所内電気設備の緊急用高圧母線2G系を操作することで、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給可能な設計とし、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリを用いて補給可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項b））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、所内常設蓄電式直流電源設備を設ける。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>なお、所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項a ii）及びiii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替交流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替交流電源設備は、代替非常用発電機を全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線を操作することで、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源供給する設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項b））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、所内常設蓄電式直流電源設備を設ける。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>なお、所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>設備名称の相違（非常用高圧母線）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：燃料移送系一泊：燃料油設備</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合又は交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替直流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に125V代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。また、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に250V蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から24時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項c）並びにa）i）及びiii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替直流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V代替蓄電池及び250V蓄電池から必要な負荷に電源供給し、その後、可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して、125V代替充電器及び250V充電器を受電することにより、24時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備及び125V充電器に電源を供給する非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第1項c）並びにa）i）及びiii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替直流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機を運転し、可搬型直流変換器を経由して、A直流母線又はB直流母線へ接続することにより、24時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリーを用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備並びにA充電器及びB充電器に電源を供給する非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(6) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 d）） 号炉間電力融通設備については、単独号炉申請であるため、自主対策設備として設ける設計とする。</p> <p>(7) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 e）） 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、代替所内電気設備を設ける。 代替所内電気設備は、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線、緊急用動力変圧器、緊急用低圧母線及び緊急用交流電源切替盤により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と、重大事故等が発生した場合において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により、同時に機能喪失せず、また、非常用所内電気設備を含めて少なくとも 1 系統は人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>(8) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(i) 非常用交流電源設備 外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用交流電源設備を設ける設計とする。</p> <p>(ii) 非常用直流電源設備 全交流動力電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用直流電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>(5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 d）） 号炉間電力融通設備については、単独号炉申請であるため、自主対策設備として設ける設計とする。</p> <p>(6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 e）） 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、代替所内電気設備を設ける。</p> <p>代替所内電気設備は、代替非常用発電機を起動又は可搬型代替電源車を運転し、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と、重大事故等が発生した場合において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により、同時に機能喪失せず、また、非常用所内電気設備を含めて少なくとも 1 系統は人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>(7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(i) 非常用交流電源設備 外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用交流電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(9) 燃料補給設備 重大事故等発生時に重大事故等対処設備の補機駆動用に軽油を補給するために、以下を整備する。</p> <p>(i) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇をすることを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>(10) 自主対策設備の整備 電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(i) 125V 代替充電器用電源車接続設備 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、125V 代替充電器用電源車接続設備を設ける。 125V 代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接 125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p>	<p>(8) 燃料補給設備 重大事故等発生時に重大事故等対処設備の補機駆動用に軽油を補給するために、以下を整備する。</p> <p>(i) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇をすることを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>(9) 自主対策設備の整備 電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(i) 後備変圧器 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV 送電線から非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。 後備変圧器は、66kV 送電線から受電し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線を操作することで、非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から 125V 代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に 66kV（大飯は 77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、号炉間電力融通設備を設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル（常設）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（緊急用電気品建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（原子炉建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、1号又は2号炉から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、号炉間電力融通設備を設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間連絡予備ケーブルを敷設し、3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>(iii) 開閉所設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、1号又は2号炉から開閉所設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備を3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：号炉間電力融通ケーブル（常設） →泊：号炉間連絡ケーブル ・女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型） →泊：号炉間連絡予備ケーブル <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電ルートは異なるが、他号炉のディーゼル発電機から自号炉の非常用所内電気設備に号炉間電力融通できるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2 重大事故等対処設備 3.14.2.1 可搬型代替交流電源設備 3.14.2.1.1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として配備するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「電源車」、電源車を接続する「電源車接続口（原子炉建屋西側）」及び「電源車接続口（原子炉建屋東側）」並びに代替所内電気設備として回路を構成する「緊急用高圧母線2G系」及び「緊急用動力変圧器2G系」並びに電源供給先である「非常用高圧母線2C系」、「非常用高圧母線2D系」及び「緊急用低圧母線2G系」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料移送系は、燃料を保管する「軽油タンク」及び「ガスタービン発電設備軽油タンク」並びに軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから電源車まで燃料を運搬する「タンクローリ」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車を非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本システムの概要図を図3.14-1～6に、本システムに関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-1に示す。</p> <p>本システムは、電源車を所定の接続先（電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側））に接続し、緊急用高圧母線2G系、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系の系統構成を行った後、電源車の操作ボタンにより起動し、運転を行う。</p>	<p>2.14.2 重大事故等対処設備 2.14.2.1 可搬型代替交流電源設備 2.14.2.1.1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型代替電源車」、可搬型代替電源車を接続する「A-可搬型代替電源接続盤」及び「B-可搬型代替電源接続盤」並びに電源供給先である「非常用高圧母線(6-A)」、「非常用高圧母線(6-B)」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料油設備は、燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク(SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリ」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本システムの概要図を図2.14.1～5に、本システムに関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.1に示す。</p> <p>本システムは、可搬型代替電源車を所定の接続先（A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤）に接続し、可搬型代替電源車の操作器により起動し、非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違 ・女川：電源車接続口（原子炉建屋西側）、電源車接続口（原子炉建屋東側）一泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系一泊：6-A、6-B 記載表現の相違 ・女川：燃料移送系一泊：燃料油設備 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（タンクローリ） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>図表番号の付番の相違 ・女川：●、▲、■一泊：●、▲、■ （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>設備・運用の相違 ・女川は系統構成を行った後に電源車を起動するが、泊は可搬型代替電源車を起動した後に非常用高圧母線に接続する。給電順序は異なるが非常用高圧母線に給電するという点において同等である。</p> <p>記載表現の相違 ・女川：操作ボタン一泊：操作器</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給することで電源車の運転を継続する。</p> <p>また、タンクローリは、電源車だけでなく、ガスタービン発電設備軽油タンク、大容量送水ポンプ(タイプI)及び熱交換器ユニットに対しても燃料補給を行う。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.1.3項に詳細を示す。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ(タイプI)については、「3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備(設置許可基準規則47条に対する方針を示す章)」、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則48条に対する方針を示す章)」、「3.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備(設置許可基準規則49条に対する方針を示す章)」、「3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則50条に対する方針を示す章)」、「3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備(設置許可基準規則51条に対する方針を示す章)」、「3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(設置許可基準規則52条に対する方針を示す章)」、「3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則54条に対する方針を示す章)」及び「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則56条に対する方針を示す章)」並びに熱交換器ユニットについては、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則48条に対する方針を示す章)」、「3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則50条に対する方針を示す章)」、「3.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備(設置許可基準規則51条に対する方針を示す章)」及び「3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則54条に対する方針を示す章)」で示す。</p>	<p>可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリ(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料を可搬型代替電源車に補給することで可搬型代替電源車の運転を継続する。</p> <p>また、可搬型タンクローリは、可搬型代替電源車だけでなく、代替非常用発電機、可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車に対しても燃料補給を行う。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.1.3項に詳細を示す。</p> <p>なお、緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所の居住性等に関する設備(設置許可基準規則第61条に対する方針を示す章)」で、可搬型大型送水ポンプ車については、「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備(設置許可基準規則第47条に対する方針を示す章)」、「2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則第48条に対する方針を示す章)」、「2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備(設置許可基準規則第49条に対する方針を示す章)」、「2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則第50条に対する方針を示す章)」、「2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(設置許可基準規則第52条に対する方針を示す章)」、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則第54条に対する方針を示す章)」、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(設置許可基準規則第55条に対する方針を示す章)」及び「2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する方針を示す章)」で、可搬型大容量海水送水ポンプ車については、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則第54条に対する方針を示す章)」、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(設置許可基準規則第55条に対する方針を示す章)」及び「2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第56条に対する方針を示す章)」で示す。</p>	<p>設備名称の相違(可搬型代替電源車)</p> <p>設備名称の相違(燃料油貯油槽)</p> <p>設備・運用の相違(燃料貯蔵設備)</p> <p>設備名称の相違(タンクローリ)</p> <p>記載の充実(美浜審査実績を参照)</p> <p>設備・運用の相違(可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ)</p> <p>燃料補給対象設備の相違</p> <p>燃料補給対象設備の相違</p>

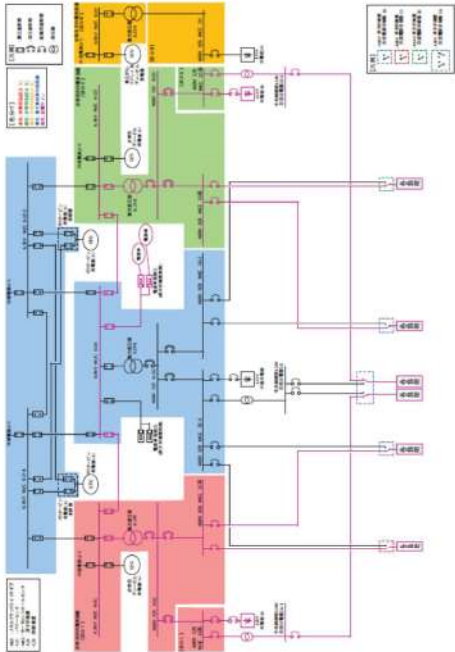
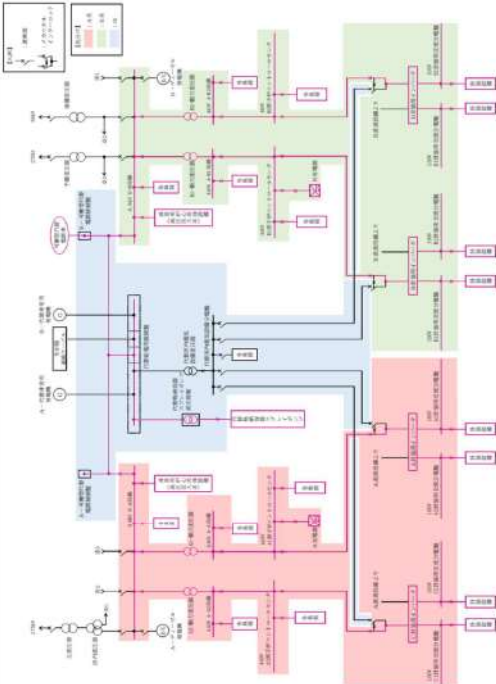
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-1 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～非常用高圧母線2C系及C非常用高圧母線2D系電路)</p>	<p>図2.14.1 可搬型代替交流電源設備系統図 (可搬型代替電源接続設備～非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイボイラ変圧器電)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

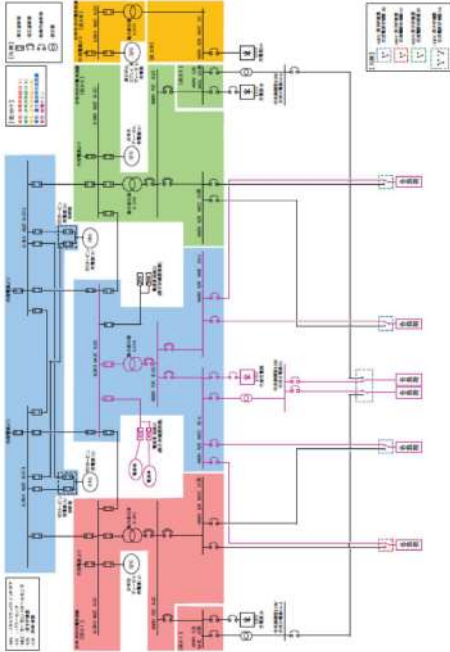
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-2 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>	 <p>図2.14.2 可搬型代替交流電源設備系統図 (可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A), 非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

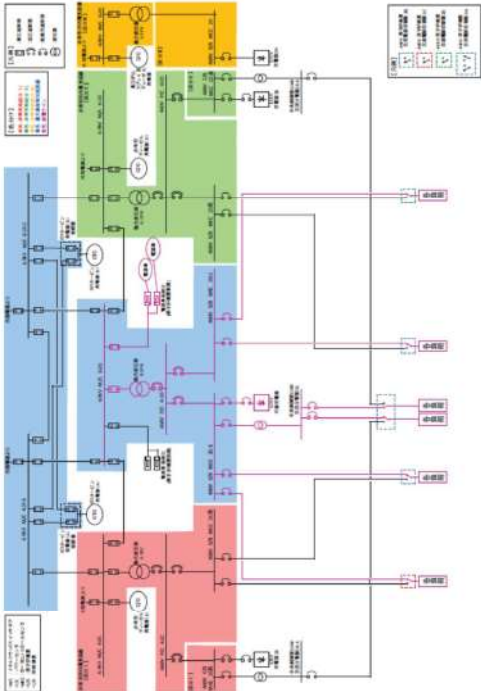
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="808 919 1077 975">図3.14-3 可換型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～緊急用低圧母線26系電路)</p>		<p data-bbox="1839 172 1928 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1839 201 2159 280" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

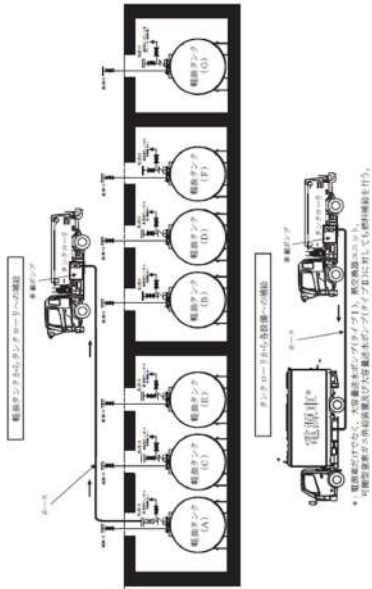
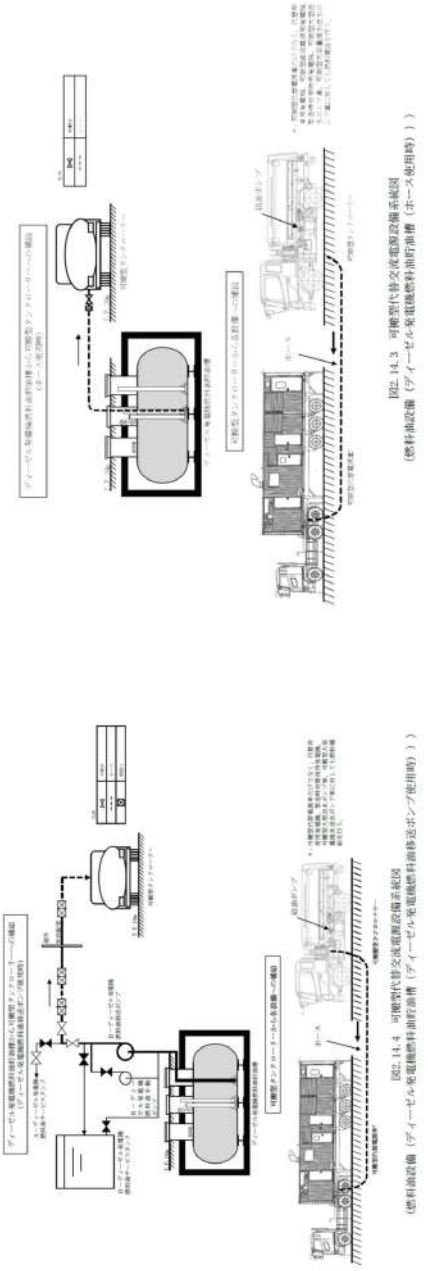
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="817 890 1097 954">図3.14-4 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側) ～緊急用低圧母線26系電路)</p>		<p data-bbox="1839 172 1926 193">設備の相違</p> <ul data-bbox="1839 199 2161 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (軽油タンク))</p>	 <p>図2.14.3 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ホース使用時)))</p> <p>図2.14.4 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ポンプ使用時)))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図14-4 可搬型代替交流電源設備系概図 (燃料移送系 (ガスタービン発電設備軽便タンク))</p>	<p>図14-5 可搬型代替交流電源設備系概図 (燃料油設備 (SA 在用時))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表 3.14-1 可搬型代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="714 199 1205 603"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)**</td> <td>6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。</p> <p>*2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。</p> <p>*3：電源車接続口(原子炉建屋)は、電源車接続口(原子炉建屋西側1)、電源車接続口(原子炉建屋西側2)、電源車接続口(原子炉建屋東側1)及び電源車接続口(原子炉建屋東側2)により構成される。</p> <p>*4：非常用高圧母線 2C 系は、0.9kV メタクラ 6-2C により構成される。</p> <p>*5：非常用高圧母線 2D 系は、0.9kV メタクラ 6-2D により構成される。</p> <p>*6：緊急用低圧母線 2E 系は、460V パワーセンタ 4-2E、460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2E-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2E-2 により構成される。</p> <p>*7：計装設備については、「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路【常設】)	計装設備(補助)**	6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】	<p>表 2.14.1 可搬型代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1258 199 1807 563"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)**</td> <td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>*2：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。</p> <p>*3：可搬型代替電源接続盤は、A-可搬型代替電源接続盤及びB-可搬型代替電源接続盤により構成される。</p> <p>*4：非常用高圧母線(6-A)は、6-Aメタクラにより構成される。</p> <p>*5：非常用高圧母線(6-B)は、6-Bメタクラにより構成される。</p> <p>*6：計装設備については、「2.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)	計装設備(補助)**	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様が差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
設備区分	設備名																										
主要設備	電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																										
電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～非常用高圧母線 2C 系**及び非常用高圧母線 2D 系**電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2E 系**電路【常設】)																										
計装設備(補助)**	6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																										
電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)**、非常用高圧母線(6-B)**及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)																										
計装設備(補助)**	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 電源車 エンジン 台 数：4（予備1*） 使用燃料：軽油 発電機 台 数：4（予備1*） 種類：三相同期発電機 容量：約400kVA（1台当たり） 力率：0.85（遅れ） 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 設置場所：屋外 （原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）</p> <p>保管場所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</p> <p>*：可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>(2) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基） 容量：約110kL（1基当たり） ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(3) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：3 容量：約110kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50℃ 取付箇所：屋外</p>	<p>2.14.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型代替電源車 エンジン 台 数：2（予備2） 使用燃料：軽油 発電機 台 数：2（予備2） 型式：回転界磁形同期発電機 容量：約2,200kVA（1台当たり） 力率：0.8（遅れ） 電圧：6.6kV 周波数：50Hz 設置場所：屋外 （3号炉東側 32m エリア及び3号炉西側 32m エリア）</p> <p>保管場所：屋外 （1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア）</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基数：4 容量：約146kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取付箇所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：種類→泊：型式 （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) タンクローリ</p> <p>容量：約4.0kL（1台当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40℃ 台数：2（予備1） 設置場所：屋外 保管場所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</p>	<p>(3) 燃料タンク（SA）</p> <p>型式：横置円筒形 基数：1 容量：約55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>型式：歯車形 台数：2 容量：約26kL/h（1台当たり） 吐出圧力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50℃ 原動機出力：約11kW（1台当たり） 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>容量：約4kL（1台当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40℃ 台数：2（予備2） 設置場所：屋外 保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)）</p> <p>(6) 代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤</p> <p>台数：1 冷却：自冷 容量：約1,000kVA 定格電圧：1次側 6,600V 2次側 400V 取付箇所：原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれないよう、表3.14-2で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、電源車を非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）に保管し、設置位置についても非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、可搬型代替交流電源設備から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線及び非常用高圧母線2H系を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の水冷式に対して、電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、非常用ディーゼル発電機は非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクからの供給であるのに対して、電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表3.14-3で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>2.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれないよう、表2.14.2で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、可搬型代替電源車をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）に保管し、設置位置についてもディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、可搬型代替交流電源設備から非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、可搬型代替電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、可搬型代替電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表2.14.3で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 保管場所の相違 設置場所の相違</p> <p>非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A, 6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
	<p>表3.14-2 可搬型代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>電源車 <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 20系電路 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 20系電路</td> <td>電源車～電源車間線口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用高圧母線 20系電路 電源車～電源車間線口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線 20系電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 燃料タンク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外></td> <td>ガスタービン発電機軽油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外> タンクローリ <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3.14-3 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源車 <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 20系電路 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 20系電路	電源車～電源車間線口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用高圧母線 20系電路 電源車～電源車間線口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線 20系電路	電源供給先	非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 燃料タンク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外>	ガスタービン発電機軽油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外> タンクローリ <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>表2.14.2 可搬型代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m></td> <td>可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア 、2号炉東側31mエリア(a) 及び展望台管理道路脇西側 60mエリア)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路</td> <td>可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代格格納容器スプレィポンプ 変圧器盤電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m></td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 代格格納容器スプレィポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m></td> <td>可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.14.3 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S₀で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S₀が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア 、2号炉東側31mエリア(a) 及び展望台管理道路脇西側 60mエリア)>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代格格納容器スプレィポンプ 変圧器盤電路	電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m>	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 代格格納容器スプレィポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機燃料油貯槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																																																													
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																														
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源車 <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)																																																																														
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 20系電路 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 20系電路	電源車～電源車間線口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線 20系電路 非常用高圧母線 20系電路 電源車～電源車間線口(原子炉建屋) ～緊急用高圧母線 20系電路																																																																														
電源供給先	非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 20系 非常用高圧母線 20系 <いづれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>																																																																														
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																														
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 燃料タンク <いづれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧中心スプレィ系ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ <いづれも屋外>	ガスタービン発電機軽油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外> タンクローリ <屋外> (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)																																																																														
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																														
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																														
地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の可搬型代替交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																														
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																														
火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																														
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																														
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																														
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																														
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリア 、2号炉東側31mエリア(a) 及び展望台管理道路脇西側 60mエリア)>																																																																														
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代格格納容器スプレィポンプ 変圧器盤電路																																																																														
電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m>	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 代格格納容器スプレィポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P.24.8m>																																																																														
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																														
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機燃料油貯槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車(車載燃料) <屋外>																																																																														
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>																																																																														
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																														
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																																														
地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																														
津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																														
火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																																																														
溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p>3.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（原子炉建屋西側又は東側）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-4に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="719 791 1173 1018" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.14-4 想定する環境条件及び荷重条件(電源車)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.4に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1274 791 1796 1043" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表2.14.4 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型代替電源車)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 保管場所の相違 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																													
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																													
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																													
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																													
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																													
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																													
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																													
環境条件等	対応																													
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																													
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																													
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																													
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																													
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																													
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-5に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-5 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="707 363 1209 608"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-6に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-6 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="707 887 1196 1126"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.5に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表2.14.5 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1" data-bbox="1270 357 1796 635"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 6 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表 2. 14. 6 想定する環境条件及び荷重条件 (燃料タンク (SA))</p> <table border="1" data-bbox="1272 363 1796 641"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風) ・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 7 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表 2. 14. 7 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1" data-bbox="1272 928 1796 1206"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風) ・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風 (台風) ・積雪	屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風 (台風) ・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す)。																														
風 (台風) ・積雪	屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す)。																														
風 (台風) ・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-7に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <table border="1" data-bbox="719 400 1211 655"> <caption>表3.14-7 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリ)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪廻め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪廻め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.8に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <table border="1" data-bbox="1272 395 1798 667"> <caption>表2.14.8 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリ)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋T.P.24.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.9に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1272 914 1798 1225"> <caption>表2.14.9 想定する環境条件及び荷重条件(代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違(タンクローリ)</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪廻め等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																						
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作が必要な燃料移送系の各機器並びに電源車、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-8～11 に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-8 操作対象機器 (軽油タンク～電源車送路)</p> <table border="1" data-bbox="712 639 1178 1134"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/W(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(G)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(H)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(I)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(J)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(S)軽油タンク出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(A)軽油タンク(A)出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(A)軽油タンク(C)出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(A)軽油タンク(E)出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(F)出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(H)出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(I)出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(D)軽油タンク(J)出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/W(S)軽油タンク出口止め弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止→運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/W(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(G)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(H)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(I)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(J)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(S)軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(A)軽油タンク(A)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(A)軽油タンク(C)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(A)軽油タンク(E)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(F)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(H)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(I)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(D)軽油タンク(J)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/W(S)軽油タンク出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作が必要な燃料油設備の各機器並びに可搬型代替電源車及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.10～14 に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.10 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1" data-bbox="1272 635 1798 946"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はA2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はA2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>相違理由</p> <p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																				
B/W(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(G)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(H)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(I)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(J)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(S)軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(A)軽油タンク(A)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(A)軽油タンク(C)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(A)軽油タンク(E)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(F)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(H)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(I)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(D)軽油タンク(J)出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
B/W(S)軽油タンク出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																					
吐出弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																				
A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はA2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																					
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3.14-9 操作対象機器
(ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
GTG軽油タンク(A)出入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG軽油タンク(B)出入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG軽油タンク(C)出入口弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG軽油タンク(A) 払出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG軽油タンク(B) 払出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
GTG軽油タンク(C) 払出口止め弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ 操作	
吐出弁	全開 →全閉	屋外	屋外	手動操作	
ホース	接続	屋外	屋外	手動操作	

表 3.14-10 操作対象機器
(電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)
～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
電源車	発電機	停止 →運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作
	遮断器	切 →入			
6.9kVメタクラ6-2C 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kVメタクラ6-2C 遮断器 (6.9kVメタクラ6-2C 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kVメタクラ6-2C 遮断器 (6.9kVメタクラ6-2C 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kVメタクラ6-2C 遮断器 (6.9kVメタクラ6-2C 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kVメタクラ6-2D 遮断器 (6.9kVメタクラ6-2D 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能

表 3.14-11 操作対象機器
(電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)
～緊急用低圧母線 2G 系電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
電源車	発電機	停止 →運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作
	遮断器	切 →入			
6.9kVメタクラ6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能

以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。

表 2.14.11 操作対象機器
(ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ
～可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
燃料油移送ポンプ出口連絡ファンダンプ弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P.17.8m	周辺補機棟 T.P.17.8m	手動操作	
燃料油移送ポンプ出口A側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B側連絡弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P.17.8m	周辺補機棟 T.P.17.8m	手動操作	
A-燃料油サービスタンク入口弁 又は B-燃料油サービスタンク入口弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P.17.8m	周辺補機棟 T.P.17.8m	手動操作	
A-燃料油サービスタンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービスタンク油面制御元弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P.17.8m	周辺補機棟 T.P.17.8m	手動操作	
Aディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)	切 →入	周辺補機棟 T.P.10.3m	周辺補機棟 T.P.10.3m	操作器 操作	
可搬型タンクローリーマンホール	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作	
ホース	ホース 接続	屋外 T.P.17.8m ～屋外	屋外 T.P.17.8m 及び屋外	手動操作	

表 2.14.12 操作対象機器
(燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
燃料タンク (SA) 給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作	
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作	
ホース	ホース 接続	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.13 操作対象機器
(可搬型タンクローリー～可搬型代替電源車流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作	
ホース	ホース 引出し	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.14 操作対象機器
(可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤
～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
可搬型代替電源車	発電機	停止 →運転	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32mエリア 又は3号 炉西側32m エリア)	操作器 操作
	遮断器	切 →入			
6-A母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作	
6-B母線遮断器 (SA用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	原子炉補助 建屋 T.P.10.3m	操作器 操作	

以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。

設備名称の相違
設置場所、操作場所、操作方法の相違
設備の相違
・設備の仕様には差異があるが、重大事故等
対処設備として必要な設備を設けると
いう点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、原子炉建屋に設置する電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>電源車のケーブルは、コネクタ接続が可能な設計とし、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は2台同期運転が可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違 (可搬型代替電源車)</p> <p>設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側)、電源車接続口(原子炉建屋東側)→泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤</p> <p>記載表現の相違 (車輪止め)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：操作スイッチ、操作パネル→泊：操作器</p> <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備・運用の相違 (ケーブルの接続方法)</p> <p>設備・運用の相違</p> <p>・泊の可搬型代替電源車は1台で給電可能な設計とする。</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>設備名称の相違 (D/G)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>操作対象の相違</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。</p> <p>タンクローリは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>タンクローリは、D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所ですら確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方式により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→油：操作器 ・女川：運転員→油：操作者</p> <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 操作対象箇所の相違 記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違（大飯資産実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、表 3.14-12 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="698 651 1200 1023" style="margin: 10px auto;"> <caption>表 3.14-12 電源車の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	<p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、表 2.14.15 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1267 651 1789 855" style="margin: 10px auto;"> <caption>表 2.14.15 可搬型代替電源車の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、表 3.14-13 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="712 635 1205 865"> <caption>表 3.14-13 軽油タンクの試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表 3.14-14 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表 2.14.16 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1272 635 1796 798"> <caption>表 2.14.16 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">運転中又は停止中</td> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	運転中又は停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中又は停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
運転中又は停止中	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>表 3.14-14 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="712 188 1205 400"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.17 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.17 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1272 927 1800 1078"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">開放点検</td> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
開放点検	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、表 3.14-15 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.18 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.18 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1279 579 1800 730"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、表 2.14.19 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査一泊：点検</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認													
	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p>表 2.14.19 タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	<p>表 2.14.19 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表 2.14.20 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.20 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																										
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替交流電源設備の操作の対象機器は表3.14-8~11と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から可搬型代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び可搬型代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線 2C系、非常用高圧母線 2D系及び緊急用高圧母線 2G系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図3.14-7~10で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替交流電源設備の操作の対象機器は表2.14.10~14と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から可搬型代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び可搬型代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図2.14.6~10で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>相違理由</p> <p>非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 記載表現の相違 ・女川：燃料系統→泊：燃料油設備 操作対象の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



図 3.14-7 電源による非常用高圧母線 2D 系及び非常用高圧母線 2D 系受電のタイムチャート*



図 3.14-8 電源による緊急用低圧母線 26 系受電のタイムチャート*



図 3.14-9 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの燃料供給のタイムチャート*

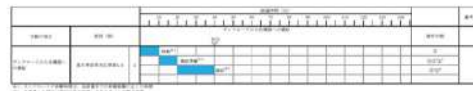


図 3.14-10 タンクローリから各機器への燃料供給のタイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

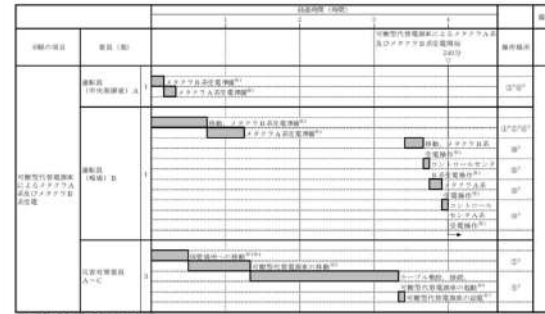


図 2.14.6 可搬型代替電源による非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 受電のタイムチャート*



図 2.14.7 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリへの燃料供給のタイムチャート (ホース使用時)*

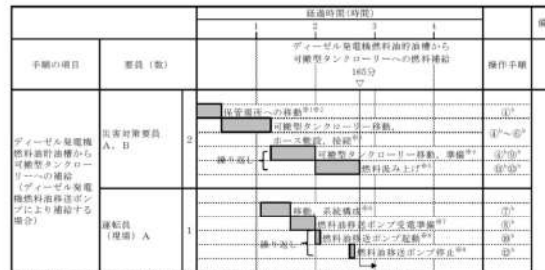


図 2.14.8 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリへの燃料供給のタイムチャート (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)*

タイムチャートの相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 2.14.9 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>	タイムチャートの相違
		<p>図 2.14.10 可搬型タンクローリーから可搬型代替電源車への燃料補給のタイムチャート*</p>	
		<p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表 3.14-16 に示すように、通常時は電源となる電源車を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリは、輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表 2.14.21 に示すように、通常時は電源となる可搬型代替電源車を非常用所内電気設備と切り離し、また、可搬型タンクローリをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリは、車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、可搬型代替電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載の充実（大飯伊方実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
	<p>表 3.14-16 他系統との隔離</p> <table border="1" data-bbox="734 177 1189 647"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kVメタラフ40-20遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋側用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kVメタラフ6-20遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋側用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(B) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS D/G軽油タンク 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS D/G軽油タンク 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="734 655 1189 842"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(A) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(B) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(C) 出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-8～11 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	代替所内電気設備	6.9kVメタラフ40-20遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋側用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kVメタラフ6-20遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋側用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 出口止め弁	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 入口弁	手動	通常時 切離し	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(A) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(C) 出口止め弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し	<p>表 2.14.21 他系統との隔離</p> <table border="1" data-bbox="1279 169 1798 491"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設代替交流電源設備</td> <td>A-可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>B-可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">非常用交流電源設備</td> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時 切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時 閉止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.10～14 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、周辺補機棟又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	常設代替交流電源設備	A-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し	B-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し	常設代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止	<p>他系統との隔離箇所の相違</p> <p>操作場所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																			
代替所内電気設備	6.9kVメタラフ40-20遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋側用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																			
代替所内電気設備	6.9kVメタラフ6-20遮断器 (電源車接続口) (原子炉建屋側用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																			
常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(A) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(B) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(C) 出口止め弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
常設代替交流電源設備	G/G軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																			
常設代替交流電源設備	A-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
	B-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																																			
	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																																			
	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																																			
	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																																			
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時 切離し																																																																																																																																			
常設代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時 閉止																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 軽油タンク 可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約108kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約108kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>2.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約118.7kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>b. 燃料タンク (SA) 可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型代替電源車の燃料消費量を上回る、容量約26kL/h/台、吐出圧力約0.3MPa及び原動機出力約11kW/台を2台有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、電源車接続口（原子炉建屋西側）及び電源車接続口（原子炉建屋東側）から、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系並びに緊急用低圧母線2G系までの常設の電路は、代替所内電気設備を経由する。</p> <p>代替所内電気設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の各機器と多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電路については、代替所内電気設備を非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>これらの詳細については、3.14.2.6.5.2(3)項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>これらの詳細については、2.14.2.1.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>・泊は代替所内電気設備の電路を経由しないため常設代替交流電源設備を同様の記載とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。 保有数は2セット4台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台を分散して保管する。 なお、バックアップ用の1台は、可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。 具体的には、電源車は、常設代替交流電源設備が使用できない場合、低圧代替注水系に関連する設備等に電源供給する。</p> <p>電源車から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備を受電する場合は、原子炉建屋外から電力を供給する可搬型代替交流電源設備に該当するため、必要設備を2セットに加えて予備を配備する。 必要となる負荷は、最大負荷約671kW及び連続負荷約670kWであり、約400kVA(340kW)/台の電源車が2台必要である。</p> <p>また、電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給する。</p> <p>(57-5)</p>	<p>2.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。 保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型代替電源車は、常設代替交流電源設備が使用できない場合、代替炉心注水に関連する設備等に電源供給する。</p> <p>可搬型代替電源車から非常用所内電気設備を受電する場合は、原子炉建屋外から電力を供給する可搬型代替交流電源設備に該当するため、必要設備を2セットに加えて予備を配備する。 必要となる負荷は、最大負荷約788kW及び連続負荷約553kWであり、約2,200kVA(1,760kW)／台の可搬型代替電源車が1台必要である。</p> <p>また、可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを用いて燃料を可搬型代替電源車に補給する。</p> <p>(57-5)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違 ・女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。</p> <p>炉型による給電対象設備の相違 ・女川：低圧代替注水系→泊：代替炉心注水</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される電源車、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ電源車、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の接続が必要な電源車ケーブル及びタンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-17～20 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-8)</p>	<p>b. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の接続が必要な可搬型代替電源車ケーブル及び可搬型タンクローリホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.22～25 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-8)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリ） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p>表 3.14-17 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p> <table border="1" data-bbox="714 225 1205 316"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td> <td>屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-18 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)～緊急用低圧母線 25 系電路)</p> <table border="1" data-bbox="714 395 1205 486"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td> <td>屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-19 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～電源車電路)</p> <table border="1" data-bbox="714 539 1205 596"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-20 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車電路)</p> <table border="1" data-bbox="714 649 1205 727"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)へコネクタ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側	コネクタ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側	コネクタ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続	<p>表 2.14.22 接続対象機器設置場所 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路)</p> <table border="1" data-bbox="1279 209 1796 300"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤</td> <td>屋外(3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.23 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型代替電源車電路)</p> <table border="1" data-bbox="1279 352 1796 427"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.24 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～可搬型代替電源車電路)</p> <table border="1" data-bbox="1279 496 1796 624"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m</td> <td>継手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.25 接続対象機器設置場所 (燃料タンク(SA)～可搬型代替電源車電路)</p> <table border="1" data-bbox="1279 676 1796 746"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>燃料タンク(SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型代替電源車	A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤	屋外(3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	ボルト・ネジ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m	継手接続	可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違(可搬型代替電源車)</p> <p>設備名称の相違</p> <p>・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側)、電源車接続口(原子炉建屋東側)→泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤</p> <p>設備・運用の相違(ケーブルの接続方法)</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側	コネクタ接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側	コネクタ接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																																																				
タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																																																				
タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
可搬型代替電源車	A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤	屋外(3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	ボルト・ネジ接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																																																				
可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m	継手接続																																																																																				
可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
可搬型タンクローリ	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																																																				
可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は、非常用高圧母線 2C系及び非常用高圧母線 2D系又は緊急用低圧母線 2G系へ電源供給する場合それぞれにおいて、原子炉建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>b. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方式で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) へ電源供給する場合において、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーの接続場所は、表3.14-17～20と同様である。 これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.22～25と同様である。 これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、電源車から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系を電源供給する系統並びに軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクから電源車まで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表3.14-21で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、可搬型代替電源車から非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)へ電源供給する系統並びにディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)から可搬型代替電源車まで燃料移送する設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.14.26で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 記載表現の相違 ・女川：燃料移送する系統→泊：燃料移送する設備</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

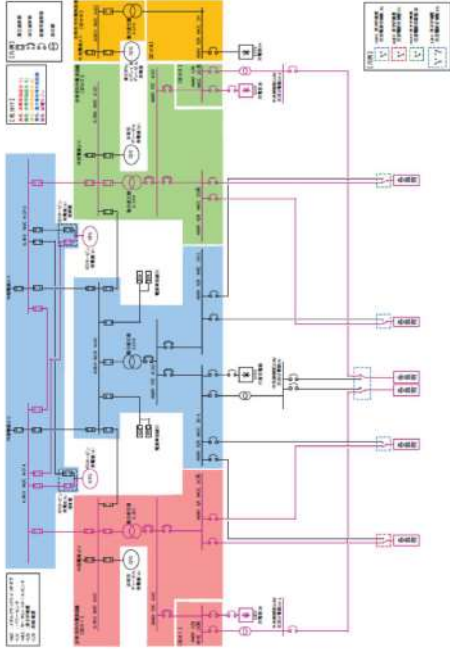
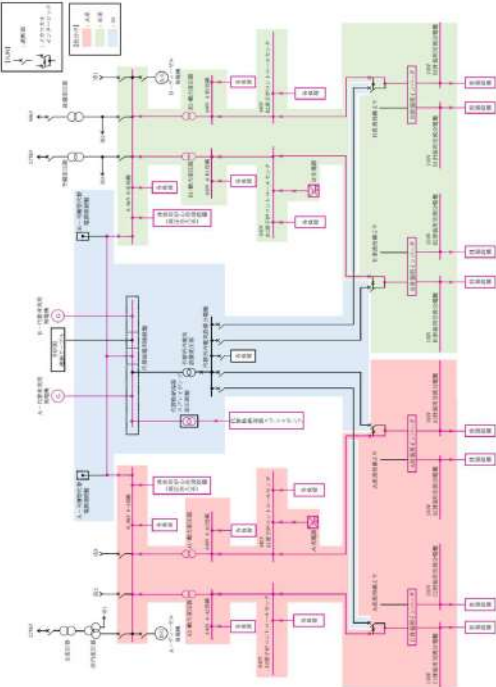
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	<p>表3.14-21 可搬型代替交流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電機 ＜いづれも原子炉建屋 地上1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕</td> <td>ガスタービン発電機 ＜屋外/緊急用電気品建屋 地上1階＞</td> <td>電源車 ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2D 系電路</td> <td>ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線 2E 系電路</td> <td>電源車～電源車接続口 〔原子炉建屋〕 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 電源車～電源車接続口 〔原子炉建屋〕 ～緊急用高圧母線 2E 系電路</td> </tr> <tr> <td>電路供給先</td> <td>非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2E 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕</td> <td>非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕</td> <td>非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕</td> </tr> <tr> <td>駆動方式</td> <td>ディーゼル</td> <td>ガスタービン</td> <td>ディーゼル</td> </tr> <tr> <td>電路の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電機 ＜いづれも原子炉建屋 地上1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕	ガスタービン発電機 ＜屋外/緊急用電気品建屋 地上1階＞	電源車 ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2D 系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線 2E 系電路	電源車～電源車接続口 〔原子炉建屋〕 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 電源車～電源車接続口 〔原子炉建屋〕 ～緊急用高圧母線 2E 系電路	電路供給先	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2E 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕	駆動方式	ディーゼル	ガスタービン	ディーゼル	電路の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式	<p>表2.14.26 可搬型代替交流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.10.3m＞</td> <td>代替非常用発電機 ＜屋外（3号炉東側 32m エリア）＞</td> <td>可搬型代替電源車 ＜屋外（1号炉西側 31m エリア；2号炉東 側31m エリア(a)及び 展望台管理道路脇西 側60m エリア）＞</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> <td>代替非常用発電機～非 常高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> <td>可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6- A) 及び非常用高圧母 線 (6-B) 電路</td> </tr> <tr> <td>電路供給先</td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞</td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞</td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞</td> </tr> <tr> <td>電路の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.10.3m＞	代替非常用発電機 ＜屋外（3号炉東側 32m エリア）＞	可搬型代替電源車 ＜屋外（1号炉西側 31m エリア；2号炉東 側31m エリア(a)及び 展望台管理道路脇西 側60m エリア）＞	電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-B) 電路	代替非常用発電機～非 常高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路	可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6- A) 及び非常用高圧母 線 (6-B) 電路	電路供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞	電路の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																																		
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																		
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電機 ＜いづれも原子炉建屋 地上1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕	ガスタービン発電機 ＜屋外/緊急用電気品建屋 地上1階＞	電源車 ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞																																																		
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2D 系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線 2E 系電路	電源車～電源車接続口 〔原子炉建屋〕 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 電源車～電源車接続口 〔原子炉建屋〕 ～緊急用高圧母線 2E 系電路																																																		
電路供給先	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2E 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋 地下1階＞ 〔原子炉建屋付属棟内〕																																																		
駆動方式	ディーゼル	ガスタービン	ディーゼル																																																		
電路の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式																																																		
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																			
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																		
電源	ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.10.3m＞	代替非常用発電機 ＜屋外（3号炉東側 32m エリア）＞	可搬型代替電源車 ＜屋外（1号炉西側 31m エリア；2号炉東 側31m エリア(a)及び 展望台管理道路脇西 側60m エリア）＞																																																		
電路	A-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 (6-B) 電路	代替非常用発電機～非 常高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路	可搬型代替電源車～可 搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線 (6- A) 及び非常用高圧母 線 (6-B) 電路																																																		
電路供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m＞																																																		
電路の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電設備 燃料ダイタンク 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電設備 燃料ダイタンク ＜いづれも原子炉建屋地上2階 〔原子炉建屋付属棟内〕</td> <td>軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電設備 軽油タンク ＜屋外＞</td> <td>軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電設備 軽油タンク ＜屋外＞ 電源車（車載燃料） ＜屋外＞</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ ＜いづれも屋外＞</td> <td>タンクローリー ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞ ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ ＜屋外＞</td> <td>タンクローリー ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料源	軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電設備 燃料ダイタンク 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電設備 燃料ダイタンク ＜いづれも原子炉建屋地上2階 〔原子炉建屋付属棟内〕	軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電設備 軽油タンク ＜屋外＞	軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電設備 軽油タンク ＜屋外＞ 電源車（車載燃料） ＜屋外＞	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ ＜いづれも屋外＞	タンクローリー ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞ ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ ＜屋外＞	タンクローリー ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク ＜周辺補機棟 T.P.17.8m＞</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) ＜屋外＞</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 可搬型代替電源車 (車載燃料) ＜屋外＞</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞</td> <td>可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞</td> <td>可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク ＜周辺補機棟 T.P.17.8m＞	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) ＜屋外＞	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 可搬型代替電源車 (車載燃料) ＜屋外＞	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞	可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞	可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞																					
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																																		
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																		
燃料源	軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電設備 燃料ダイタンク 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電設備 燃料ダイタンク ＜いづれも原子炉建屋地上2階 〔原子炉建屋付属棟内〕	軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電設備 軽油タンク ＜屋外＞	軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電設備 軽油タンク ＜屋外＞ 電源車（車載燃料） ＜屋外＞																																																		
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイス ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ ＜いづれも屋外＞	タンクローリー ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞ ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ ＜屋外＞	タンクローリー ＜屋外 〔第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア〕＞																																																		
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																			
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																																		
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク ＜周辺補機棟 T.P.17.8m＞	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) ＜屋外＞	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 可搬型代替電源車 (車載燃料) ＜屋外＞																																																		
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞	可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞	可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m＞																																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.2.1 設備概要</p> <p>常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ガスタービン及び発電機を搭載した「ガスタービン発電機」、ガスタービン発電機の燃料を保管する「軽油タンク」、軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクまで燃料を運搬する「タンクローリ」、ガスタービン発電機の近傍で燃料を保管する「ガスタービン発電設備軽油タンク」及びガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給する「ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ」並びに代替所内電気設備として回路を構成する「ガスタービン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線2F系」、「緊急用高圧母線2G系」及び「緊急用動力変圧器2G系」並びに電源供給先である「非常用高圧母線2C系」、「非常用高圧母線2D系」及び「緊急用低圧母線2G系」で構成する。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は、ガスタービン発電機発電機車とガスタービン発電機発電機車を制御するガスタービン発電機制御車により構成されるが、以下、ガスタービン発電機発電機車とガスタービン発電機制御車を合わせてガスタービン発電機と称す。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-11～15に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-22に示す。</p> <p>本系統は、外部電源の喪失時にガスタービン発電機を自動起動し、全交流動力電源喪失した場合に、緊急用高圧母線2F系を介して非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の運転中は、ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で燃料補給を行う。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の起動に際しては、ガスタービン発電機車載燃料を用いて起動し、その後はガスタービン発電機自身が発電した電力にてガスタービン発電設備燃料移送ポンプを運転し、継続的に燃料を補給する。</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給することでガスタービン発電機の運転を継続する。</p> <p>常設代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.2.3項に詳細を示す。</p>	<p>2.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.2.1 設備概要</p> <p>常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「代替非常用発電機」、代替非常用発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク(SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)から代替非常用発電機まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリ」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」並びに電源供給先である「非常用高圧母線(6-A)」、「非常用高圧母線(6-B)」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図2.14.11～14に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.27に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に代替非常用発電機を中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>なお、代替非常用発電機は、中央制御室からの遠隔操作及び設置場所からの操作が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリ(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料を代替非常用発電機に補給することで代替非常用発電機の運転を継続する。</p> <p>常設代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.2.3項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備の相違 ・女川：ガスタービン→泊：ディーゼルエンジン</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ） 設備名称の相違（タンクローリ） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p>	

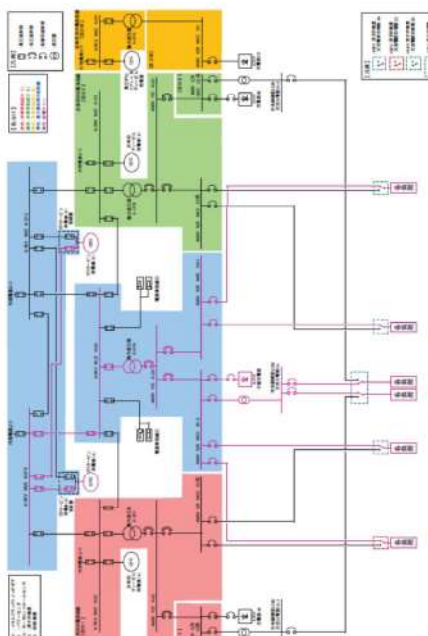
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

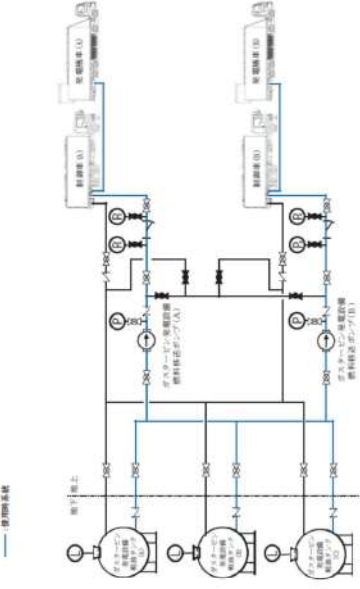
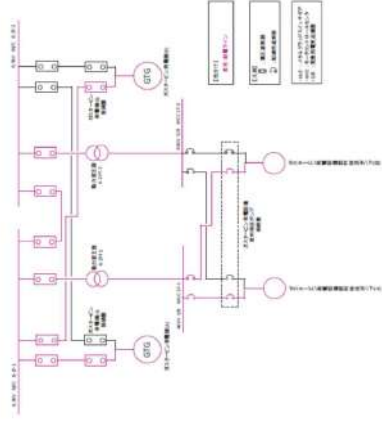
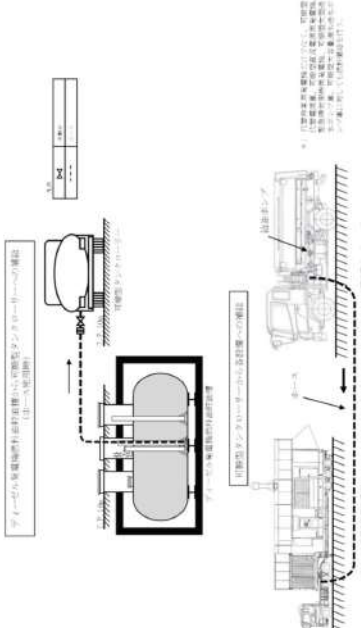
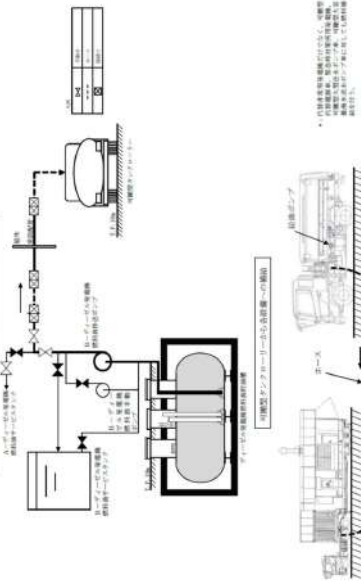
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図2.14-11 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系回路)</p>	 <p>図2.14.11 常設代替交流電源設備系統図 (代替非常用非発電機～非常用高圧母線(6-A)、非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-12 常設待交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～緊急用低圧母線26kV系電路)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-13 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送系)</p>  <p>図3.14-14 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ電源)</p>	 <p>図2.14.12 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ホース使用時)))</p>  <p>図2.14.13 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ホース使用時)))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.11-15 常設代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p>	<p>図2.14.14 常設代替交流電源設備系統図 (燃料系統) (SA使用時)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表 3.14-22 常設代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="712 188 1200 499"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ガスタービン発電機^{*1}【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク^{**2}【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ^{**3}【常設】 軽油タンク^{**4}【常設】 タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>用風設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系^{**5}及び非常用高圧母線 2D 系^{**6}電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2E 系^{**7}電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）^{**8}</td> <td>6-2D-1 母線電圧【常設】 6-2D-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 6-2E 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ガスタービン発電機は、ガスタービン発電機発電機車(A)及びガスタービン発電機制御車(B)並びにガスタービン発電機発電機車(C)及びガスタービン発電機制御車(D)により構成される。 *2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(A)及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(B)により構成される。 *4：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *5：非常用高圧母線 2C 系は、6.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 *6：非常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 *7：緊急用低圧母線 2E 系は、400V パワーセンタ 4-2E、400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2E-1 及び 400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2E-2 により構成される。 *8：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ガスタービン発電機 ^{*1} 【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク ^{**2} 【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ^{**3} 【常設】 軽油タンク ^{**4} 【常設】 タンクローリー【可搬】	用風設備	—	燃料流路	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】	電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系 ^{**5} 及び非常用高圧母線 2D 系 ^{**6} 電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2E 系 ^{**7} 電路【常設】	計装設備（補助） ^{**8}	6-2D-1 母線電圧【常設】 6-2D-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 6-2E 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】	<p>表 2.14.27 常設代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1256 188 1809 483"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>代替非常用発電機^{*1}【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽^{**2}【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ^{**3}【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>代替非常用発電機^{*1}～非常用高圧母線 (6-A) ^{**4}、非常用高圧母線 (6-B) ^{**5} 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）^{**6}</td> <td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：代替非常用発電機は、A-代替非常用発電機及びB-代替非常用発電機により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B 1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB 2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *3：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *4：非常用高圧母線 (6-A) は、6-A メタクラにより構成される。 *5：非常用高圧母線 (6-B) は、6-B メタクラにより構成される。 *6：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	代替非常用発電機 ^{*1} 【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{**2} 【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{**3} 【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	代替非常用発電機 ^{*1} ～非常用高圧母線 (6-A) ^{**4} 、非常用高圧母線 (6-B) ^{**5} 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】	計装設備（補助） ^{**6}	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
設備区分	設備名																										
主要設備	ガスタービン発電機 ^{*1} 【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク ^{**2} 【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ ^{**3} 【常設】 軽油タンク ^{**4} 【常設】 タンクローリー【可搬】																										
用風設備	—																										
燃料流路	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧が心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】																										
電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系 ^{**5} 及び非常用高圧母線 2D 系 ^{**6} 電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2E 系 ^{**7} 電路【常設】																										
計装設備（補助） ^{**8}	6-2D-1 母線電圧【常設】 6-2D-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 6-2E 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	代替非常用発電機 ^{*1} 【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{**2} 【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{**3} 【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																										
電路	代替非常用発電機 ^{*1} ～非常用高圧母線 (6-A) ^{**4} 、非常用高圧母線 (6-B) ^{**5} 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】																										
計装設備（補助） ^{**6}	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧																										

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ガスタービン発電機 ガスタービン 台 数：2 使用燃料：軽油 出力：約 3,600kW（1 台当たり） 発電機 台 数：2 種類：三相同期発電機 容量：約 4,500kVA（1 台当たり） （連続定格：約 3,791kVA（1 台当たり）） 力 率：0.80（遅れ） 電 圧：6.9kV 周 波 数：50Hz 取 付 箇 所：屋外（緊急用電気品建屋地上 1 階）</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基 数：3 容 量：約 110kL（1 基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50℃ 取 付 箇 所：屋外</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 種類：スクリュー式 台 数：2 容 量：約 3.0m³/h（1 台当たり） 全 圧 力：約 0.5MPa[gage] 最高使用圧力：約 0.95MPa[gage] 最高使用温度：50℃ 原動機出力：約 1.5kW（1 台当たり） 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>2.14.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 代替非常用発電機 エンジン 台 数：2 使用燃料：軽油 出力：約 1,450kW（1 台当たり） 発電機 台 数：2 型 式：防滴保護，空気冷却自己自由通風型 容 量：約 1,725kVA（1 台当たり） 力 率：0.8（遅れ） 電 圧：6.6kV 周 波 数：50Hz 取 付 箇 所：屋外（3 号炉東側 32m エリア）</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 軽油タンク</p> <p>種類：横置円筒形</p> <p>基数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基）</p> <p>容量：約110kL（1基当たり） ：約170kL</p> <p>使用燃料：軽油</p> <p>最高使用圧力：静水頭</p> <p>最高使用温度：66℃</p> <p>取付箇所：屋外</p> <p>(5) タンクローリ</p> <p>容量：約4.0kL（1台当たり）</p> <p>使用燃料：軽油</p> <p>最高使用圧力：約24kPa[gage]</p> <p>最高使用温度：40℃</p> <p>台数：2（予備1）</p> <p>設置場所：屋外</p> <p>保管場所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</p>	<p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>型式：横置円筒形</p> <p>基数：4</p> <p>容量：約146kL（1基当たり）</p> <p>使用燃料：軽油</p> <p>最高使用圧力：大気圧</p> <p>最高使用温度：40℃</p> <p>取付箇所：屋外</p> <p>(3) 燃料タンク（SA）</p> <p>型式：横置円筒形</p> <p>基数：1</p> <p>容量：約55kL</p> <p>使用燃料：軽油</p> <p>最高使用圧力：大気圧</p> <p>最高使用温度：40℃</p> <p>取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>型式：歯車形</p> <p>台数：2</p> <p>容量：約26kL/h（1台当たり）</p> <p>吐出圧力：約0.3MPa[gage]</p> <p>最高使用温度：50℃</p> <p>原動機出力：約11kW（1台当たり）</p> <p>取付箇所：ディーゼル発電機建屋T.P.6.2m</p> <p>(5) 可搬型タンクローリ</p> <p>容量：約4kL（1台当たり）</p> <p>使用燃料：軽油</p> <p>最高使用圧力：約24kPa[gage]</p> <p>最高使用温度：40℃</p> <p>台数：2（予備2）</p> <p>設置場所：屋外</p> <p>保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)）</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-23で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、ガスタービン発電機を非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（緊急用電気品建屋地上1階）に設置する設計とする。</p> <p>回路については、常設代替交流電源設備から非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を受電する回路を、非常用交流電源設備から同母線及び非常用高圧母線2H系を受電する回路に対して、独立した回路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機の水冷式に対して、ガスタービン発電機は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>電源の駆動方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機のディーゼルエンジン駆動に対して、ガスタービン発電機はガスタービン駆動とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、非常用ディーゼル発電機は非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機は高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクからの供給であるのに対して、ガスタービン発電機はガスタービン発電設備軽油タンクからの供給とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表3.14-24で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>2.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14.28で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、代替非常用発電機をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設計とする。</p> <p>回路については、常設代替交流電源設備から非常用高圧母線（6-A）、非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤を受電する回路を、非常用交流電源設備から同母線を受電する回路に対して、独立した回路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、代替非常用発電機は空冷式とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、代替非常用発電機は発電機搭載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表2.14.29で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>(6) 代替格納容器スプレィポンプ変圧器盤 台 数：1 冷 却：自冷 容 量：約1,000kVA 定 格 電 圧：1次側 6,600V 2次側 400V 取 付 箇 所：原子炉補助建屋T.P.24.8m</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設置場所の相違</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はガスタービン発電機の駆動方式により非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する。 ・泊は大飯と同様に代替非常用発電機の冷却方式によりディーゼル発電機に対して多様性を有する。 <p>設備名称の相違（D/G燃料油移送設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																										
	<p>表 3.14-23 常設代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 ＜いづれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞</td> <td>ガスタービン発電機 ＜屋外（緊急用電気品建屋地上1階）＞</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2D 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2D 系電路</td> <td>ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線 2E 系電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2E 系 ＜いづれも原子炉建屋地下1階 （原子炉建屋付風機内）＞</td> <td>非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋地下1階 （原子炉建屋付風機内）＞ 緊急用高圧母線 2E 系 ～原子炉建屋地上2階 （原子炉建屋付風機内）＞</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 燃料タンク ＜いづれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞</td> <td>軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電機軽油タンク ＜屋外＞</td> </tr> <tr> <td>燃料配給</td> <td>非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ＜いづれも屋外＞</td> <td>タンクローリー ＜屋外 （第3保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア）＞ ガスタービン発電機燃料移送ポンプ ＜屋外＞</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-24 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動 S₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風機内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 ＜いづれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞	ガスタービン発電機 ＜屋外（緊急用電気品建屋地上1階）＞	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2D 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2D 系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線 2E 系電路	電源供給先	非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2E 系 ＜いづれも原子炉建屋地下1階 （原子炉建屋付風機内）＞	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋地下1階 （原子炉建屋付風機内）＞ 緊急用高圧母線 2E 系 ～原子炉建屋地上2階 （原子炉建屋付風機内）＞	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 燃料タンク ＜いづれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞	軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電機軽油タンク ＜屋外＞	燃料配給	非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ＜いづれも屋外＞	タンクローリー ＜屋外 （第3保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア）＞ ガスタービン発電機燃料移送ポンプ ＜屋外＞	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動 S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風機内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>表 2.14.28 常設代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m＞</td> <td>代替非常用発電機 ＜屋外（3号炉東側32mエリア）＞</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> <td>代替非常用発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 、 非常用高圧母線 (6-B) 及び 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m＞</td> <td>非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m＞ 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤 ＜原子炉補助建屋 T.P.24.8m＞</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ＜屋外＞ ディーゼル発電機 燃料油サービスタック ＜周辺補機棟 T.P.17.8m＞</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 代替非常用発電機（発電機搭載 燃料） ＜屋外＞</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m＞</td> <td>可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m＞</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.29 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動 S₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	電源	ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m＞	代替非常用発電機 ＜屋外（3号炉東側32mエリア）＞	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	代替非常用発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 、 非常用高圧母線 (6-B) 及び 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤電路	電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m＞	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m＞ 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤 ＜原子炉補助建屋 T.P.24.8m＞	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ＜屋外＞ ディーゼル発電機 燃料油サービスタック ＜周辺補機棟 T.P.17.8m＞	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 代替非常用発電機（発電機搭載 燃料） ＜屋外＞	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m＞	可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m＞	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動 S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																																																										
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																																											
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 ＜いづれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞	ガスタービン発電機 ＜屋外（緊急用電気品建屋地上1階）＞																																																																											
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2D 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2D 系電路	ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用高圧母線 2E 系電路																																																																											
電源供給先	非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2E 系 ＜いづれも原子炉建屋地下1階 （原子炉建屋付風機内）＞	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 ＜いづれも原子炉建屋地下1階 （原子炉建屋付風機内）＞ 緊急用高圧母線 2E 系 ～原子炉建屋地上2階 （原子炉建屋付風機内）＞																																																																											
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																											
燃料源	軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 燃料タンク ＜いづれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞	軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電機軽油タンク ＜屋外＞																																																																											
燃料配給	非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイズディーゼル発電機 燃料移送ポンプ ＜いづれも屋外＞	タンクローリー ＜屋外 （第3保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア）＞ ガスタービン発電機燃料移送ポンプ ＜屋外＞																																																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																											
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																																											
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動 S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																											
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風機内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																											
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																																											
	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。																																																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																											
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																																											
電源	ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m＞	代替非常用発電機 ＜屋外（3号炉東側32mエリア）＞																																																																											
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	代替非常用発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 、 非常用高圧母線 (6-B) 及び 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤電路																																																																											
電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m＞	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) ＜いづれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m＞ 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤 ＜原子炉補助建屋 T.P.24.8m＞																																																																											
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																																																											
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ＜屋外＞ ディーゼル発電機 燃料油サービスタック ＜周辺補機棟 T.P.17.8m＞	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ＜屋外＞ 燃料タンク (SA) ＜屋外＞ 代替非常用発電機（発電機搭載 燃料） ＜屋外＞																																																																											
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m＞	可搬型タンクローリー ＜屋外（1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b)）＞ ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ ＜ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m＞																																																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																																											
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																																																											
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動 S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																																											
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																																											
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																																											
	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>3.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、屋外（緊急用電気品建屋地上1階）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-25に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1" data-bbox="712 671 1211 932"> <caption>表3.14-25 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電機)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-26に示す設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <table border="1" data-bbox="712 1193 1211 1444"> <caption>表3.14-26 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けなない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けなない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.30に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1272 671 1771 956"> <caption>表2.14.30 想定する環境条件及び荷重条件(代替非常用発電機)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設置場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																											
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																											
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																											
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																											
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けなない。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											
環境条件等	対応																																											
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																											
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																											
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																											
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																											
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																											
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-27 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表 3.14-27 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)</p> <table border="1" data-bbox="701 359 1202 603"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-28 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p>表 3.14-28 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="701 890 1202 1134"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けにくい。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けにくい。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.31 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.31 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1" data-bbox="1272 882 1800 1158"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けにくい。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けにくい。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けにくい。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けにくい。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.32 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.32 想定する環境条件及び荷重条件 (燃料タンク (SA))</p> <table border="1" data-bbox="1279 344 1800 620"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風) ・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.33 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.33 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1" data-bbox="1279 922 1800 1198"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。</td> </tr> <tr> <td>風 (台風) ・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。	風 (台風) ・積雪	屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。	風 (台風) ・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。																														
風 (台風) ・積雪	屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)。																														
風 (台風) ・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>e. タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-29 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表 3.14-29 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="674 419 1223 687"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、転倒等て固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、転倒等て固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、可搬型で屋外の1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.34 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.34 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="1279 419 1794 667"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋 T.P. 24.8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.35 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14.35 想定する環境条件及び荷重条件(代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p> <table border="1" data-bbox="1279 962 1794 1236"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違(タンクローリ)</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、転倒等て固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																												
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
	<p>(2)操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作が必要な燃料移送系の各機器及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは自動起動並びに代替所内電気設備の緊急用高圧母線2F系の遮断器は自動投入するが、ガスタービン発電機及び緊急用高圧母線2F系は中央制御室又は設置場所において並びにガスタービン発電設備燃料移送ポンプは設置場所においても容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表3.14-30～33に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-3)</p> <div data-bbox="712 746 1198 1289" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表3.14-30 操作対象機器 (軽油タンク～タンクローリ流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>BPCS B/G 軽油タンク出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(A) 吐出止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(C) 吐出止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(A)軽油タンク(E) 吐出止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(B) 吐出止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(D) 吐出止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>B/G(B)軽油タンク(F) 吐出止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>BPCS B/G 軽油タンク 吐出止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止→運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> </div>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		BPCS B/G 軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(A) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(C) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(A)軽油タンク(E) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(B) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(D) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		B/G(B)軽油タンク(F) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		BPCS B/G 軽油タンク 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作が必要な燃料油設備の各機器及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機は、中央制御室及び設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表2.14.36～40に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-4)</p> <div data-bbox="1272 737 1803 1082" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">表2.14.36 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリ流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はA2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口</td><td>閉止→開放</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>可搬型タンクローリ給油ポンプ</td><td>停止→運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>操作器操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> </div>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はA2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリ給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系一泊：燃料油設備 設備名称の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
B/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
BPCS B/G 軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(A) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(C) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(A)軽油タンク(E) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(B) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(D) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
B/G(B)軽油タンク(F) 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
BPCS B/G 軽油タンク 吐出止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はA2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又はB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
可搬型タンクローリ給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>表 3.14-31 操作対象機器 (タンクローリー～ガスタービン発電設備経路タンク流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GTG 軽油タンク(A)入口弁</td> <td>全閉 →全開</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(B)入口弁</td> <td>全閉 →全開</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(C)入口弁</td> <td>全閉 →全開</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載ポンプ</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吐出弁</td> <td>全閉 →全開</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース 接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-32 操作対象機器 (ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機(A)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外 (緊急用 電気品建屋 地下1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機(B)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外 (緊急用 電気品建屋 地下1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 A)接続盤用)</td> <td>切 →入</td> <td>緊急用 電気品建屋 地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 B)接続盤用)</td> <td>切 →入</td> <td>緊急用 電気品建屋 地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2C-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)</td> <td>切 →入</td> <td>緊急用 電気品建屋 地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)</td> <td>切 →入</td> <td>緊急用 電気品建屋 地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)</td> <td>切 →入</td> <td>原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機内)</td> <td>中央 制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)</td> <td>切 →入</td> <td>原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機内)</td> <td>中央 制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク(A)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ 操作		吐出弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース 接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	ガスタービン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地下1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能	ガスタービン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地下1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 A)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 B)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2C-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能	<p>表 2.14.37 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口連 路サンプリング弁</td> <td>全閉 →全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁</td> <td>全閉 →全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁</td> <td>全開 →全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-燃料油サービス タンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御元弁</td> <td>全開 →全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Aディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)</td> <td>切 →入</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー マンホール</td> <td>閉止 →開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース 接続</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.38 操作対象機器 (燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>閉止 →開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース 接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.39 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー 給油ポンプ</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース 引出し</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.40 操作対象機器 (代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-代替非常 用発電機 及び B-代替非常 用発電機</td> <td>発電機 停止 →運転 遮断器 切 →入</td> <td>屋外 (3号炉東 側 22m エリ ア)</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器 操作</td> <td>設置場所 からの 手動投入 操作も 可能</td> </tr> <tr> <td>6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)</td> <td>切 →入</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)</td> <td>切 →入</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口連 路サンプリング弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービス タンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御元弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		Aディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 →入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器 操作		可搬型タンクローリー マンホール	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース 接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク (SA) 給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作		ホース	ホース 接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作		ホース	ホース 引出し	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A-代替非常 用発電機 及び B-代替非常 用発電機	発電機 停止 →運転 遮断器 切 →入	屋外 (3号炉東 側 22m エリ ア)	中央制御室	操作器 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も 可能	6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作		6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
GTG 軽油タンク(A)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
GTG 軽油タンク(B)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
GTG 軽油タンク(C)入口弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
車載ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	スイッチ 操作																																																																																																																																																																																																																																			
吐出弁	全閉 →全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
ホース	ホース 接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
ガスタービン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地下1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
ガスタービン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地下1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 A)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 B)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2C-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付風 機内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
燃料油移送ポンプ出口連 路サンプリング弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
燃料油移送ポンプ出口A 側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B 側連絡弁	全閉 →全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
A-燃料油サービス タンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービス タンク油面制御元弁	全開 →全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
Aディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ 遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 →入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																			
可搬型タンクローリー マンホール	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
ホース	ホース 接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
燃料タンク (SA) 給油口	閉止 →開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																			
ホース	ホース 接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																			
ホース	ホース 引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
A-代替非常 用発電機 及び B-代替非常 用発電機	発電機 停止 →運転 遮断器 切 →入	屋外 (3号炉東 側 22m エリ ア)	中央制御室	操作器 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も 可能																																																																																																																																																																																																																																		
6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																			
6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切 →入	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10.3m	操作器 操作																																																																																																																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表 3.14-33 操作対象機器 (ガスタービン発電機～緊急用配圧母線 2G 系電源)</p> <table border="1" data-bbox="698 204 1202 767"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機(A)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機(B)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kVメタクラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)</td> <td>切 →入</td> <td>緊急用 電気品建屋 地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kVメタクラ6-3F-1遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)</td> <td>切 →入</td> <td>緊急用 電気品建屋 地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kVメタクラ6-2G遮断器 (6.9kVメタクラ6-2F-1用)</td> <td>切 →入</td> <td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央 制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、外部電源の喪失時に自動起動するため重大事故等時に操作を必要としない。 なお、中央制御室又は設置場所の操作スイッチでも起動可能な設計とし、操作スイッチは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク入口弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	ガスタービン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能	ガスタービン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能	6.9kVメタクラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kVメタクラ6-3F-1遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kVメタクラ6-2G遮断器 (6.9kVメタクラ6-2F-1用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能	<p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチー泊：操作器</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																														
ガスタービン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																														
ガスタービン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																														
6.9kVメタクラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																														
6.9kVメタクラ6-3F-1遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																														
6.9kVメタクラ6-2G遮断器 (6.9kVメタクラ6-2F-1用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																														
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																														
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機の起動後に自動起動するため重大事故等時に操作を必要としない。なお、設置場所の操作スイッチでも起動可能な設計とし、操作スイッチは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>d. 軽油タンク 常設代替交流電源設備の軽油タンクは、D/G 軽油タンク出口弁及び HPCS D/G 軽油タンク出口弁並びに D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所ですらに操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>c. 燃料タンク (SA) 常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所ですらに操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所ですらに操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>e. タンクローリ 常設代替交流電源設備のタンクローリは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。 タンクローリは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。 また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 タンクローリは、D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク入口弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>e. 可搬型タンクローリ 常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。 可搬型タンクローリは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。 また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA)まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方式により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。 (57-2, 57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者</p> <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象箇所の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>a. ガスタービン発電機</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、表 3.14-34 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="712 576 1178 935"> <caption>表 3.14-34 ガスタービン発電機の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表 3.14-35 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、表 2.14.41 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1272 576 1798 762"> <caption>表 2.14.41 代替非常用発電機の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p> <p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
停止中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中又は停止中	機能・性能試験	代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表3.14-35 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="714 183 1211 403"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、表3.14-36に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、運転性能の確認として、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表3.14-36 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="721 938 1202 1225"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試験運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試験運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	試験運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	試験運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	機能・性能試験	試験運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					
停止中	機能・性能試験	試験運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、表 3.14-37 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="705 638 1209 861"> <caption>表 3.14-37 軽油タンクの試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表 2.14.42 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1276 638 1803 798"> <caption>表 2.14.42 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中又は停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.43 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中又は停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
		<p>表 2.14.43 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.44 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。 具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。 (57-3)</p> <p>表 2.14.44 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																							
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p>e. タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリは、表 3.14-38 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-38 タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="707 703 1200 1070"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、表 2.14.45 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.45 可搬型タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1272 699 1794 906"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表 2.14.46 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.46 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1256 1337 1809 1437"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p> <p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																										
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表3.14-30～33と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系及び緊急用高圧母線2F系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁及びGTG軽油タンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより図3.14-16～18で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表2.14.36～40と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図2.14.15～19で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系、2D系→泊：6-A、6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料系統→泊：燃料油設備 <p>操作対象の相違</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



図3.14-16 ガスタービン発電機による非常用高圧母線 6C 系及び非常用高圧母線 20 系受電のタイムチャート*



図3.14-17 軽油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*



図3.14-18 タンクローリーからGTGタンクへの燃料補給のタイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「L.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート



図2.14.15 代替非常用発電機による非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）受電のタイムチャート*

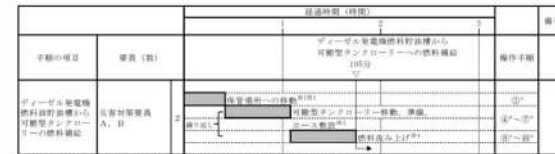


図2.14.16 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート*（ホース使用時）

タイムチャートの相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図 2.14.17 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート* (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)</p>	タイムチャートの相違
		<p>図 2.14.18 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>	
		<p>図 2.14.19 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート*</p>	

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表 3.14-39 に示すように、通常時は電源となるガスタービン発電機を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリーを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリーは、輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の運転中にタービン翼が破損したとしても、ガスタービン発電機周りへ防護壁を設置することで、タービン翼が防護壁内に留まり、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表 2.14.47 に示すように、通常時は電源となる代替非常用発電機を非常用所内電気設備と切り離し、また、可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、代替非常用発電機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（タンクローリー） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 記載表現の相違（車輪止め） 設備の相違 ・女川：ガスタービン→泊：ディーゼルエンジン</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																							
	<p>表3.14-39 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kVメタタラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kVメタタラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kVメタタラ6-2F-2遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kVメタタラ6-2F-2遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HFCV B/G軽油タンク 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HFCV B/G軽油タンク 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>G/G軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	代替所内電気設備	6.9kVメタタラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kVメタタラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kVメタタラ6-2F-2遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kVメタタラ6-2F-2遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	HFCV B/G軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	HFCV B/G軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し	<p>表2.14.47 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用高圧母線</td> <td>6-Aメタタラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>6-Bメタタラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">非常用交流電源設備</td> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用高圧母線	6-Aメタタラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	6-Bメタタラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止	<p>他系統との隔離箇所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																							
代替所内電気設備	6.9kVメタタラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
代替所内電気設備	6.9kVメタタラ6-2F-1遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
代替所内電気設備	6.9kVメタタラ6-2F-2遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
代替所内電気設備	6.9kVメタタラ6-2F-2遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	HFCV B/G軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	HFCV B/G軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	G/G軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																							
非常用高圧母線	6-Aメタタラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
	6-Bメタタラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							
	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							
	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							
	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.14-30～33に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室、緊急用電気品建屋又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>3.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、必要となる最大負荷約4,615kW及び連続負荷約3,220kWよりも十分な余裕を有する、非常用短時間仕様約3,600kW/台及び常用連続運用仕様約3,033kW/台（力率0.8において非常用短時間仕様約4,500kVA/台及び常用連続運用仕様約3,791kVA/台）を2台有する設計とし、約6,066kWを確保する設計とする。 (57-5)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表2.14.36～40に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室、周辺補機棟又は原子炉補助建屋内で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>2.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、必要となる最大負荷約2,139kW及び連続負荷約1,645kWよりも十分な余裕を有する、約1,380kW/台（力率0.8において約1,725kVA/台）を2台有する設計とし、約2,760kWを確保する設計とする。 (57-5)</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することを要求されるガスタービン発電機が7日間連続運転する場合に必要な燃料量約414kLより、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給する燃料量約160kLを差し引いた約254kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機2台の燃料消費量を上回る、容量約3.0m³/h/個、全圧力約0.5MPa及び原動機出力約1.5kW/個を2台有する設計とする。 (57-5)</p> <p>d. 軽油タンク 常設代替交流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約234kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約182.3kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>c. 燃料タンク (SA) 常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、代替非常用発電機の燃料消費量を上回る、容量約26kL/h/台、吐出圧力約0.3MPa及び原動機出力約11kW/台を2台有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。 これらの詳細については、3.14.2.2.3 項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 5-3, 57-9)</p> <p>3.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。 これらの詳細については、2.14.2.2.3 項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p> <p>2.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p>	<p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系一泊：燃料油設備</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>a. タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求されるガスタービン発電機、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれガスタービン発電設備軽油タンク、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の接続が必要なタンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-40 に対象設備の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表 3.14-40 接続対象機器設置場所 <small>（軽油タンク～ガスタービン発電設備軽油タンク流路）</small></p> <table border="1" data-bbox="728 1197 1209 1268"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続	<p>a. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の接続が必要な可搬型タンクローリホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.48～50 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.48 接続対象機器設置場所 <small>（ディーゼル発電機燃料油貯油槽～代替非常用発電機流路）</small></p> <table border="1" data-bbox="1265 1173 1814 1252"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.49 接続対象機器設置場所 <small>（ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～代替非常用発電機流路）</small></p> <table border="1" data-bbox="1265 1316 1814 1460"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン</td> <td>屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m</td> <td>継手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m	継手接続	可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																			
タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																			
タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																			
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																			
可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続																																			
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																			
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m	継手接続																																			
可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリと軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンクの払出口及びガスタービン発電設備軽油タンクの給油口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリを接続する軽油タンクのD/G軽油タンク払出口及びHPCS D/G軽油タンク払出口並びにガスタービン発電設備軽油タンクのGTG軽油タンク給油口は、複数箇所設置し、軽油タンクの各々の接続箇所及びガスタービン発電設備軽油タンクの各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方式で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>表 2.14.50 接続対象機器設置場所 (燃料タンク(SA)～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1" data-bbox="1283 188 1800 264"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>燃料タンク(SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方式で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法												
可搬型タンクローリ	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続												
可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーの接続場所は、表3.14-40と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備であるタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。 (57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.48~50と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)の複数箇所に分散して保管する設計とする。 (57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備であるタンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のうち、軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクまで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である可搬型代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表3.14-41で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のうち、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽及び燃料タンク(SA)から代替非常用発電機まで燃料移送する設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.14.51で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯蔵槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 記載表現の相違 ・女川：燃料移送する系統一泊：燃料移送する設備</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

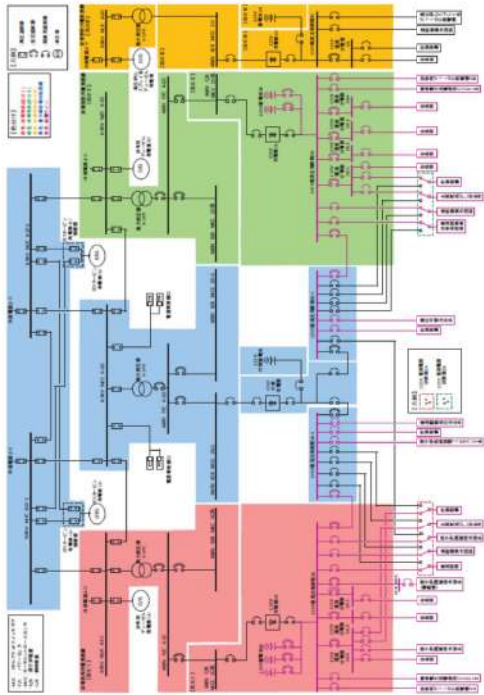
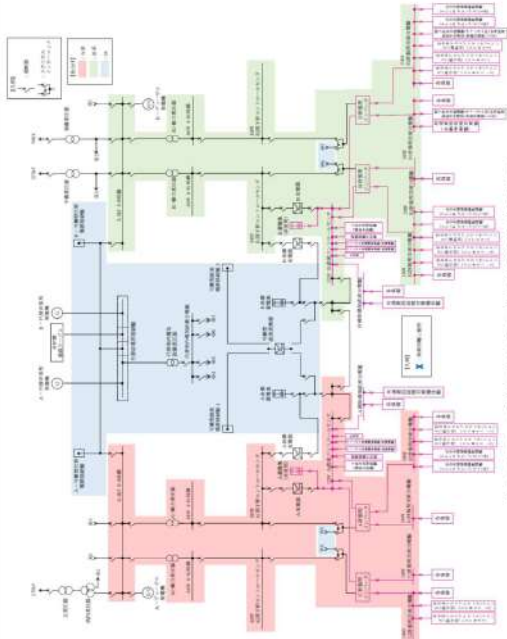
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>表 3.14-11 常設代替交流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料油タンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料油タンク <いずれも東側の埋戻地土上階 (原子炉建屋付風機内)></td> <td>軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外></td> <td>軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 電機車(車載燃料) <屋外></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td> <td>タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外></td> <td>タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備		燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料油タンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料油タンク <いずれも東側の埋戻地土上階 (原子炉建屋付風機内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 電機車(車載燃料) <屋外>		燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>		<p>表 2.14.51 常設代替交流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m></td> <td>可搬型タンクローリ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア(b)) > ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m></td> <td>可搬型タンクローリ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア(b)) > ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備		非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備		燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>		燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア(b)) > ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア(b)) > ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m>		<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																						
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																						
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料油タンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料油タンク <いずれも東側の埋戻地土上階 (原子炉建屋付風機内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 電機車(車載燃料) <屋外>																																						
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																																						
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																						
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																						
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>																																						
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア(b)) > ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリ <屋外 (1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側 31m エリア(b)) > ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P. 6. 2m>																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

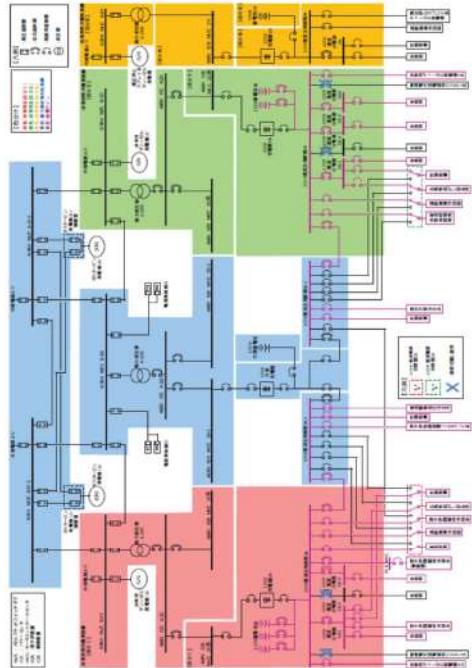
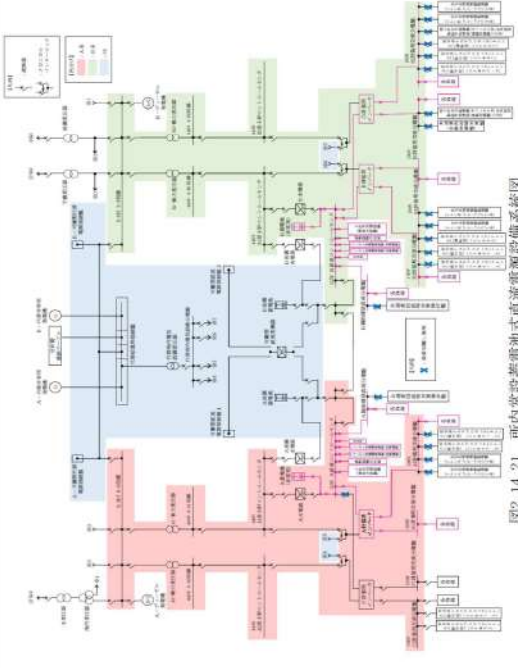
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>3.14.2.3.1 設備概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V蓄電池2A」及び「125V蓄電池2B」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V充電器2A」及び「125V充電器2B」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-19～21に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-42に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能である。</p> <p>なお、交流電源である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の復旧後に、交流電源を125V充電器2A及び125V蓄電池2A並びに125V充電器2B及び125V蓄電池2Bを経由して125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1並びに125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>2.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>2.14.2.3.1 設備概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「蓄電池（非常用）」及び「後備蓄電池」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「A充電器」及び「B充電器」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図2.14.20～24に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.52に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電力を供給することが可能である。</p> <p>なお、交流電源である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の復旧後に、交流電源をA充電器、B充電器及び蓄電池（非常用）を経由してA直流母線及びB直流母線に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備名称の相違（直流母線） 設備・運用の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備に電力を供給するという点において同等である。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-19 所内常設普通電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	 <p>図2.14.20 所内常設普通電式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

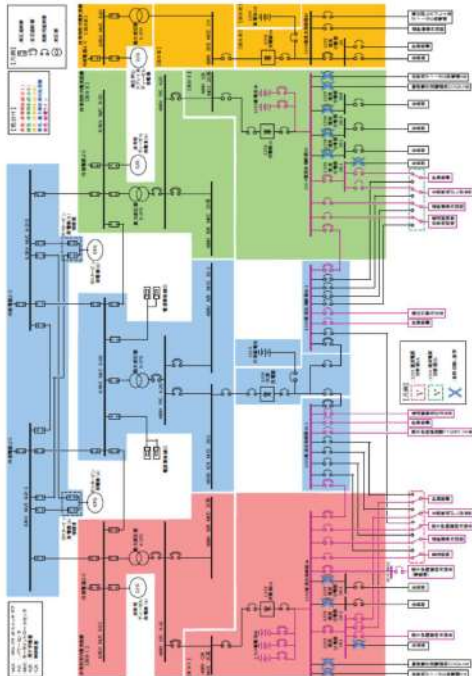
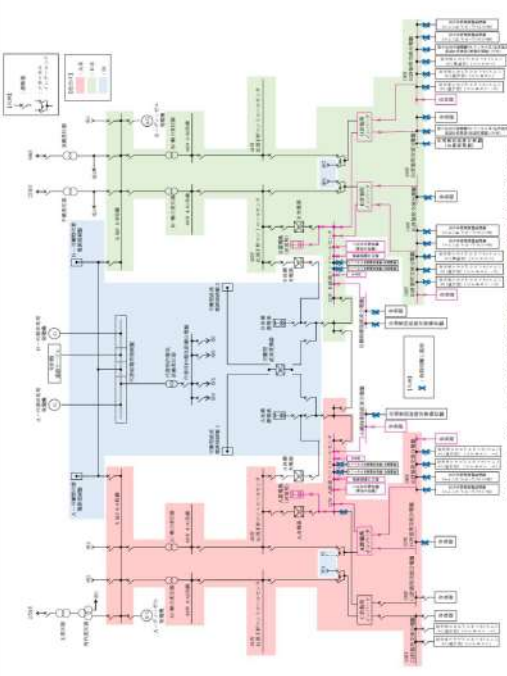
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-20 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	 <p>図2.14.21 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

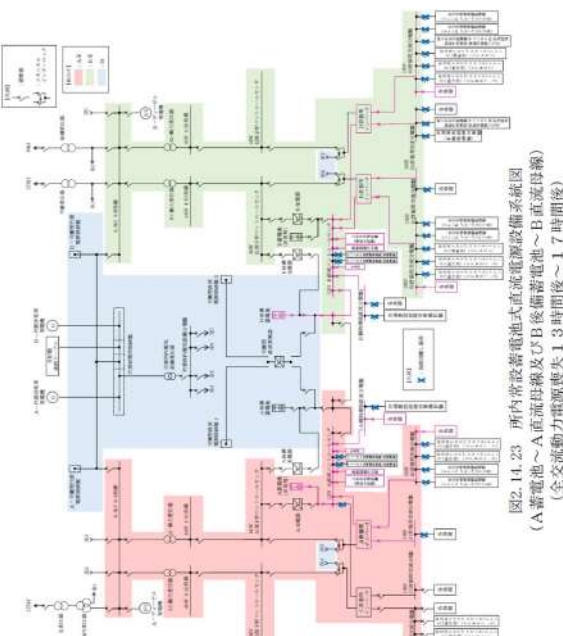
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-21 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失8時間後~24時間後)</p>	 <p>図2.14.22 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池~A直流母線及びB蓄電池~B直流母線) (全交流動力電源喪失8時間後~13時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

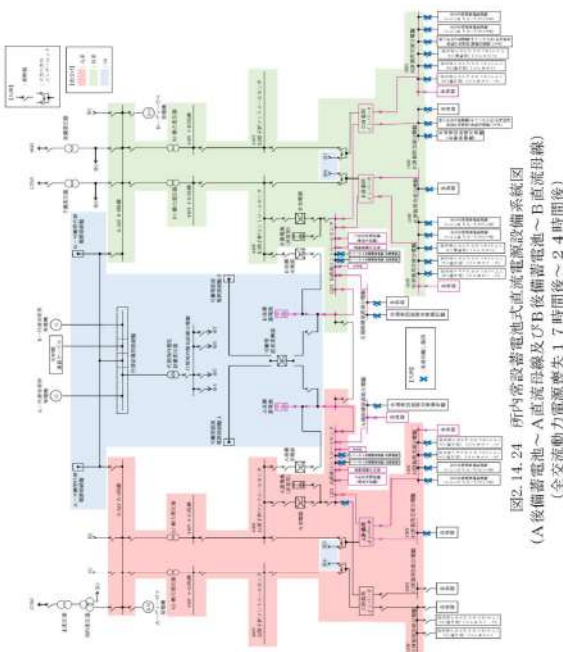
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.23 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～B蓄電池及びB直流母線～B直流電源設備) (全交流動力電源喪失13時間後～17時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.24 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A後備蓄電池～A直流母線及びB後備蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失17時間後～24時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																
	<p>表 3.14-42 所内常設蓄電式直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="714 204 1196 470"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td> <td>125V 蓄電池 2A 【常設】</td> </tr> <tr> <td>125V 蓄電池 2B 【常設】</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2A 【常設】</td> </tr> <tr> <td>125V 充電器 2B 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電路</td> <td>125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 電路 【常設】</td> </tr> <tr> <td>125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B、125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）^{*1}</td> <td>125V 直流主母線 2A 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2B 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2A-1 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧 【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V 蓄電池 2A 【常設】	125V 蓄電池 2B 【常設】	125V 充電器 2A 【常設】	125V 充電器 2B 【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 電路 【常設】	125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B、125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 【常設】	計装設備（補助） ^{*1}	125V 直流主母線 2A 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2B 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2A-1 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧 【常設】	<p>表 2.14.52 所内常設蓄電式直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1256 204 1809 515"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">主要設備</td> <td>蓄電池（非常用）^{*1} 【常設】</td> </tr> <tr> <td>後備蓄電池^{*2} 【常設】</td> </tr> <tr> <td>A 充電器 【常設】</td> </tr> <tr> <td>B 充電器 【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電路</td> <td>A 蓄電池及び A 充電器～A 直流母線^{*3}電路 【常設】 B 蓄電池及び B 充電器～B 直流母線^{*4}電路 【常設】</td> </tr> <tr> <td>A 後備蓄電池～A 直流母線電路^{*5} 【常設】 B 後備蓄電池～B 直流母線電路^{*5} 【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）^{*1}</td> <td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：蓄電池（非常用）は、A 蓄電池及び B 蓄電池により構成される。 *2：後備蓄電池は、A 後備蓄電池及び B 後備蓄電池により構成される。 *3：A 直流母線は、A 直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B 直流母線は、B 直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	蓄電池（非常用） ^{*1} 【常設】	後備蓄電池 ^{*2} 【常設】	A 充電器 【常設】	B 充電器 【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	A 蓄電池及び A 充電器～A 直流母線 ^{*3} 電路 【常設】 B 蓄電池及び B 充電器～B 直流母線 ^{*4} 電路 【常設】	A 後備蓄電池～A 直流母線電路 ^{*5} 【常設】 B 後備蓄電池～B 直流母線電路 ^{*5} 【常設】	計装設備（補助） ^{*1}	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
設備区分	設備名																																		
主要設備	125V 蓄電池 2A 【常設】																																		
	125V 蓄電池 2B 【常設】																																		
	125V 充電器 2A 【常設】																																		
	125V 充電器 2B 【常設】																																		
附属設備	—																																		
燃料流路	—																																		
電路	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 電路 【常設】																																		
	125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B、125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 【常設】																																		
計装設備（補助） ^{*1}	125V 直流主母線 2A 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2B 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2A-1 電圧 【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧 【常設】																																		
設備区分	設備名																																		
主要設備	蓄電池（非常用） ^{*1} 【常設】																																		
	後備蓄電池 ^{*2} 【常設】																																		
	A 充電器 【常設】																																		
	B 充電器 【常設】																																		
附属設備	—																																		
燃料流路	—																																		
電路	A 蓄電池及び A 充電器～A 直流母線 ^{*3} 電路 【常設】 B 蓄電池及び B 充電器～B 直流母線 ^{*4} 電路 【常設】																																		
	A 後備蓄電池～A 直流母線電路 ^{*5} 【常設】 B 後備蓄電池～B 直流母線電路 ^{*5} 【常設】																																		
計装設備（補助） ^{*1}	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 8,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び 制御建屋地下中1階</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(3) 125V 充電器 2A 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(4) 125V 充電器 2B 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p>	<p>2.14.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 蓄電池（非常用） 組 数：2 電 圧：約 130V 容 量：約 2,400Ah（1組当たり） 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p> <p>(2) 後備蓄電池 組 数：2 電 圧：約 130V 容 量：約 2,400Ah（1組当たり） 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m</p> <p>(3) A充電器 台 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p> <p>(4) B充電器 台 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 3.14-43 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B に直流電源を給電することで、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B を使用した代替電源系統は、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、表 3.14-44 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-3, 57-10)</p>	<p>2.14.2.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 2.14.53 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は、A 直流母線及び B 直流母線に直流電源を給電することで、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>後備蓄電池は、A 直流母線及び B 直流母線に直流電源を給電することで、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と異なる原子炉補助建屋内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を使用した代替電源系統は、蓄電池（非常用）から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統並びに後備蓄電池から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池を使用した代替電源系統は、後備蓄電池から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、表 2.14.54 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-4, 57-10)</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（直流母線） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設置場所の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>表 3.14-43 所内常設蓄電式直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧伊心スプレィ系ディーゼル発電機 ＜いずれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞</td> <td>125V 蓄電池 2A ＜制御建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階＞ 125V 充電器 2A ＜制御建屋地下1階＞ 125V 蓄電池 2B ＜制御建屋地下1階＞ 125V 充電器 2B ＜制御建屋地下1階＞</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2A 充電器 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2B 充電器 高圧伊心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2B 充電器</td> <td>125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A、 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源制御盤 2A 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B、 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源制御盤 2B 電路</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧伊心スプレィ系ディーゼル発電機 ＜いずれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞	125V 蓄電池 2A ＜制御建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階＞ 125V 充電器 2A ＜制御建屋地下1階＞ 125V 蓄電池 2B ＜制御建屋地下1階＞ 125V 充電器 2B ＜制御建屋地下1階＞	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2A 充電器 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2B 充電器 高圧伊心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2B 充電器	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A、 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源制御盤 2A 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B、 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源制御盤 2B 電路	<p>表 2.14.53 所内常設蓄電式直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m＞</td> <td>A 蓄電池 B 蓄電池 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m＞ A 後備蓄電池 B 後備蓄電池 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14.2m＞</td> </tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> <td>A 充電器 B 充電器 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m＞ A 蓄電池及び A 充電器～ A 直流母線電路 B 蓄電池及び B 充電器～ B 直流母線電路 A 後備蓄電池～A 直流母線電路 B 後備蓄電池～B 直流母線電路</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	電源	ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m＞	A 蓄電池 B 蓄電池 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m＞ A 後備蓄電池 B 後備蓄電池 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14.2m＞	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	A 充電器 B 充電器 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m＞ A 蓄電池及び A 充電器～ A 直流母線電路 B 蓄電池及び B 充電器～ B 直流母線電路 A 後備蓄電池～A 直流母線電路 B 後備蓄電池～B 直流母線電路	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けると という点において同等である。</p>								
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																												
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																													
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧伊心スプレィ系ディーゼル発電機 ＜いずれも原子炉建屋地上1階 （原子炉建屋付風機内）＞	125V 蓄電池 2A ＜制御建屋地下2階、制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階＞ 125V 充電器 2A ＜制御建屋地下1階＞ 125V 蓄電池 2B ＜制御建屋地下1階＞ 125V 充電器 2B ＜制御建屋地下1階＞																													
	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2A 充電器 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2B 充電器 高圧伊心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2B 充電器	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ～125V 直流主母線盤 2A、 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源制御盤 2A 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ～125V 直流主母線盤 2B、 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源制御盤 2B 電路																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																													
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																													
電源	ディーゼル発電機 ＜ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m＞	A 蓄電池 B 蓄電池 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m＞ A 後備蓄電池 B 後備蓄電池 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14.2m＞																													
	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	A 充電器 B 充電器 ＜いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10.3m＞ A 蓄電池及び A 充電器～ A 直流母線電路 B 蓄電池及び B 充電器～ B 直流母線電路 A 後備蓄電池～A 直流母線電路 B 後備蓄電池～B 直流母線電路																													
	<p>表 3.14-44 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動 S₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風機内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動 S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風機内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）	<p>表 2.14.54 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）	
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																												
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																													
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動 S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																													
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風機内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																													
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）																													
	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																													
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																													
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																													
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																													
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）																													
	漏水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）																													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>3.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V 蓄電池 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Aは、制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び制御建屋地下中1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-45に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1" data-bbox="698 718 1196 973"> <caption>表3.14-45 想定する環境条件及び荷重条件(125V蓄電池2A)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 125V 蓄電池 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Bは、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-46に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1" data-bbox="698 1197 1196 1452"> <caption>表3.14-46 想定する環境条件及び荷重条件(125V蓄電池2B)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.14.2.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 蓄電池（非常用） 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、原子炉補助建屋 T.P. 10.3mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.55に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1272 718 1800 1005"> <caption>表2.14.55 想定する環境条件及び荷重条件（蓄電池（非常用））</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																												
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																												
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																												
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>c. 125V 充電器 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2Aは、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-47 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="689 948 1178 1187"> <caption>表 3.14-47 想定する環境条件及び荷重条件(125V 充電器 2A)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>b. 後備蓄電池</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 56 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1279 325 1798 612"> <caption>表 2. 14. 56 想定する環境条件及び荷重条件（後備蓄電池）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. A 充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のA 充電器は、原子炉補助建屋 T.P. 10. 8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 57 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1267 927 1787 1214"> <caption>表 2. 14. 57 想定する環境条件及び荷重条件（A 充電器）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器） 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>d. 125V 充電器 2B</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2Bは、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3. 14-48 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="703 359 1205 614"> <caption>表 3. 14-48 想定する環境条件及び荷重条件(125V 充電器 2B)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の全交流動力電源喪失から1時間以内に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とし、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、設置場所にて容易に操作可能な設計とする。表 3. 14-49 及び表 3. 14-50 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>d. B 充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のB 充電器は、原子炉補助建屋 T.P. 10. 8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 58 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1272 359 1800 635"> <caption>表 2. 14. 58 想定する環境条件及び荷重条件（B 充電器）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の全交流動力電源喪失から1時間以内に簡易な操作で負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて容易に操作可能な設計とし、全交流動力電源喪失から8時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室以外の場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池をA直流母線及びB直流母線に接続する遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。表 2. 14. 59～62 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-4)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（充電器） 設置場所の相違</p> <p>操作場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																						
	<p>表 3.14-49 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から1時間を経過する前までの負荷切離し操作)</p> <table border="1" data-bbox="689 188 1196 392"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直直主母線盤 2A 遮断器 (無停電交流電源用 CVC2 2A 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直直主母線盤 2A 遮断器 (125V 直直分電盤 2A-2 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直直主母線盤 2B 遮断器 (無停電交流電源用 CVC2 2B 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直直主母線盤 2B 遮断器 (125V 直直分電盤 2B-2 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直直主母線盤 2A 遮断器 (無停電交流電源用 CVC2 2A 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直直主母線盤 2A 遮断器 (125V 直直分電盤 2A-2 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直直主母線盤 2B 遮断器 (無停電交流電源用 CVC2 2B 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直直主母線盤 2B 遮断器 (125V 直直分電盤 2B-2 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作		<p>表 2.14.59 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から1時間を経過する前までの負荷切り離し操作)</p> <table border="1" data-bbox="1317 175 1778 798"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレン A グループ 2) 遮断器 (AC100V (1 系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレン A グループ 3) 遮断器 (AC100V (1 系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1317 810 1778 1455"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB7) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (運転用) (SFBR2) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (運転用) (SFBR3) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 2) 遮断器 (AC100V (1 系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 2) 遮断器 (AC100V (2 系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 3) 遮断器 (AC100V (1 系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 3) 遮断器 (AC100V (2 系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉安全保護盤 (チ ヤネル IV) 炉外核計 装信号処理部遮断器 (計装用電源 AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉安全保護盤 (チ ヤネル IV) 炉外核計 装信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレン A グループ 2) 遮断器 (AC100V (1 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレン A グループ 3) 遮断器 (AC100V (1 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (運転用) (SFBR2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (運転用) (SFBR3) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 2) 遮断器 (AC100V (1 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 2) 遮断器 (AC100V (2 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 3) 遮断器 (AC100V (1 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 3) 遮断器 (AC100V (2 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		原子炉安全保護盤 (チ ヤネル IV) 炉外核計 装信号処理部遮断器 (計装用電源 AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		原子炉安全保護盤 (チ ヤネル IV) 炉外核計 装信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																				
125V 直直主母線盤 2A 遮断器 (無停電交流電源用 CVC2 2A 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																					
125V 直直主母線盤 2A 遮断器 (125V 直直分電盤 2A-2 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																					
125V 直直主母線盤 2B 遮断器 (無停電交流電源用 CVC2 2B 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																					
125V 直直主母線盤 2B 遮断器 (125V 直直分電盤 2B-2 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																				
安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレン A) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレン A グループ 2) 遮断器 (AC100V (1 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレン A グループ 3) 遮断器 (AC100V (1 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																				
安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (保守用) (SFMB7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (運転用) (SFBR2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレン B) (運転用) (SFBR3) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 2) 遮断器 (AC100V (1 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 2) 遮断器 (AC100V (2 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 3) 遮断器 (AC100V (1 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレン B グループ 3) 遮断器 (AC100V (2 系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
原子炉安全保護盤 (チ ヤネル IV) 炉外核計 装信号処理部遮断器 (計装用電源 AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
原子炉安全保護盤 (チ ヤネル IV) 炉外核計 装信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																												
	<p>表 3.14-60 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から8時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-3 用)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-3 用)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-4 用)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流分電盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-3 用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-3 用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-4 用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流分電盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通要因故障対策用遮断器 (自動制御盤) 遮断器 (AC100V)</td> <td>入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td> <td>安全系計装室</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 直流コントロールセンタ遮断器 (C計装用インバータ)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 補助建屋直流分電盤遮断器 (A-共通要因故障対策用遮断器)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 補助建屋直流分電盤遮断器 (B-共通要因故障対策用遮断器)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.17.8m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.60 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から8時間を経過した時点の負荷切り離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 直流コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 直流コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 直流コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 直流コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 補助建屋直流分電盤遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.61 操作対象機器 (A 後備蓄電池～A 直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.62 操作対象機器 (B 後備蓄電池～B 直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	共通要因故障対策用遮断器 (自動制御盤) 遮断器 (AC100V)	入	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	安全系計装室	操作器操作		A 直流コントロールセンタ遮断器 (C計装用インバータ)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	中央制御室	操作器操作		A 補助建屋直流分電盤遮断器 (A-共通要因故障対策用遮断器)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	中央制御室	操作器操作		B 補助建屋直流分電盤遮断器 (B-共通要因故障対策用遮断器)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	中央制御室	操作器操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 直流コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		A 直流コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		B 直流コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		B 直流コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		A1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		B1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		D1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		B 補助建屋直流分電盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	中央制御室	操作器操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	中央制御室	操作器操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-3 用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-3 用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-4 用)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流分電盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
共通要因故障対策用遮断器 (自動制御盤) 遮断器 (AC100V)	入	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	安全系計装室	操作器操作																																																																																																																																																											
A 直流コントロールセンタ遮断器 (C計装用インバータ)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																											
A 補助建屋直流分電盤遮断器 (A-共通要因故障対策用遮断器)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																											
B 補助建屋直流分電盤遮断器 (B-共通要因故障対策用遮断器)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.17.8m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
A 直流コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																											
A 直流コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																											
B 直流コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (発電機盤))	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																											
B 直流コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機制御盤 (励磁機盤))	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																											
A1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																											
B1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																											
D1 計装用交流分電盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																											
B 補助建屋直流分電盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	中央制御室	操作器操作																																																																																																																																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以下に、所内常設蓄電式直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V蓄電池2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Aは操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 125V蓄電池2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Bは操作不要である。 (57-3)</p> <p>c. 125V充電器2A 所内常設蓄電式直流電源設備の125V充電器2Aは操作不要である。 (57-3)</p> <p>d. 125V充電器2B 所内常設蓄電式直流電源設備の125V充電器2Bは操作不要である。 (57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>以下に、所内常設蓄電式直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 蓄電池（非常用） 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は操作不要である。 (57-4)</p> <p>b. 後備蓄電池 所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、中央制御室又は設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保することで、容易に操作可能な設計とする。 (57-4)</p> <p>c. A充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のA充電器は操作不要である。 (57-4)</p> <p>d. B充電器 所内常設蓄電式直流電源設備のB充電器は操作不要である。 (57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>a. 125V 蓄電池 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Aは、表3.14-51に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V蓄電池2Aの単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="712 454 1205 614"> <caption>表 3.14-51 125V 蓄電池 2A の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 125V 蓄電池 2B</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Bは、表3.14-52に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V蓄電池2Bの単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="712 965 1205 1125"> <caption>表 3.14-52 125V 蓄電池 2B の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>a. 蓄電池（非常用）</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、表2.14.63に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、蓄電池（非常用）の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1272 454 1800 566"> <caption>表 2.14.63 蓄電池（非常用）の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p> <p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p> <p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中又は停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>c. 125V 充電器 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2Aは、表 3.14-53 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 充電器 2Aの盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V 充電器 2Aの出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="719 1011 1193 1190"> <caption>表 3.14-53 125V 充電器 2A の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. 後備蓄電池</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、表 2.14.64 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、後備蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1279 469 1796 561"> <caption>表 2.14.64 後備蓄電池の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. A 充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のA 充電器は、表 2.14.65 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、外観点検及び特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、A 充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>A 充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1272 1011 1796 1118"> <caption>表 2.14.65 A 充電器の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査一泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																			
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																			
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																			
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p>表 3.14-54 125V 充電器 2B の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="712 531 1189 691"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(57-4)</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており、所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく、継続して24時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表 3.14-49 及び表 3.14-50 と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>d. 125V 充電器 2B</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2B は、表 3.14-54 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 充電器 2B の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V 充電器 2B の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-54 125V 充電器 2B の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="712 531 1189 691"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており、所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく、継続して24時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、本来の用途以外の用途には使用しない。後備蓄電池から電源を供給するために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、速やかな電源供給が可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせるにより、24時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表 2.14.59~60 と同様であり、後備蓄電池による電源供給操作の対象機器は表 2.14.61~62 と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>d. B 充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のB 充電器は、表 2.14.66 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、外観点検及び特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、B 充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>B 充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表 2.14.66 B 充電器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1272 526 1800 624"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており、所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく、継続して電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、本来の用途以外の用途には使用しない。後備蓄電池から電源を供給するために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、速やかな電源供給が可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせるにより、24時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表 2.14.59~60 と同様であり、後備蓄電池による電源供給操作の対象機器は表 2.14.61~62 と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																										
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																										
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中又は停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																										
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>大飯発電所3 / 4号炉</p>	<p>これにより図 3.14-22 で示すタイムチャートのとおり速やかに不要直流負荷切離しが可能である。</p> <p>(57-3)</p>  <p>図 3.14-22 所内常設蓄電式直流電源設備による電源供給 (全交流動力電源喪失から1時間以内及び4時間後の負荷切離し操作のタイムチャート)*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、通常時は設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>これにより図 2.14.25 で示すタイムチャートのとおり速やかに不要な負荷の切り離し及び後備蓄電池による電源供給が可能である。</p> <p>(57-4)</p>  <p>図 2.14.25 所内常設蓄電式直流電源設備による給電のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、通常時は設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、表 2.14.67 に示すように、通常時は遮断器により非常用直流電源設備から隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p> <table border="1" data-bbox="1283 1267 1798 1398"> <caption>表 2.14.67 他系統との隔離</caption> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table> <p>他系統との隔離箇所の相違</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切	<p>相違理由</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>タイムチャートの相違</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態												
非常用直流電源設備	A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切												
非常用直流電源設備	B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.14-49及び表3.14-50に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室又は制御建屋で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>3.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。</p> <p>さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、125V蓄電池2Aは約8,000Ah、125V蓄電池2Bは約6,000Ahを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表2.14.59～62に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室、安全系計装盤室又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>2.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において不要な負荷の切離しを行う。</p> <p>さらに、全交流動力電源喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、蓄電池（非常用）は約2,400Ah/組を2組、後備蓄電池は約2,400Ah/組を2組の合計4組を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備の相違</p> <p>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.3.3項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-10)</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、2.14.2.3.3項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-10)</p>	

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.14.2.4 常設代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.4.1 設備概要</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合又は全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V 代替蓄電池」及び、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失時又は交流電源及び直流電源の喪失時に、直流電源が必要な設備に電源供給する「250V 蓄電池」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 3.14-23～26 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3.14-55 に示す。</p> <p>本系統は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に、125V 直流主母線盤 2A-1、125V 直流主母線盤 2B-1、125V 直流電源切替盤 2A 及び 125V 直流電源切替盤 2B を操作して系統構成を行った後、125V 代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給することが可能である。また、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に 250V 蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 1 時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給することが可能である。</p> <p>なお、可搬型代替交流電源設備の交流電源を 125V 代替充電器及び 125V 代替蓄電池並びに 250V 充電器及び 250V 蓄電池を經由し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 並びに 250V 直流主母線盤に接続することで、可搬型代替直流電源設備として電力を供給できる設計とする。これらの詳細については、3.14.2.5 項に記載する。</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

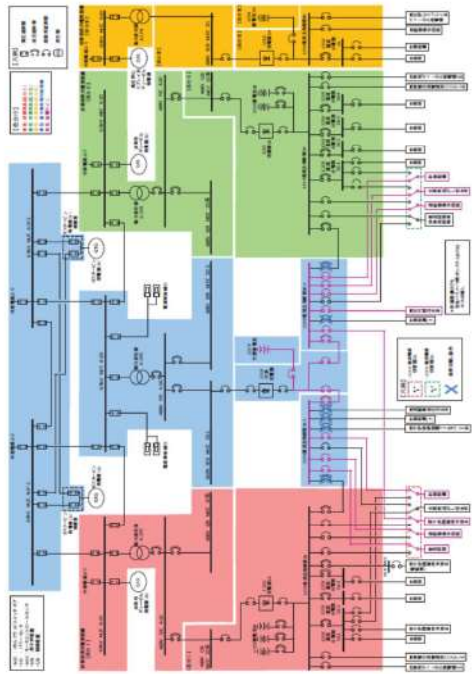
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-23 常設代替直流電源設備系統図（125V系統） （全交流動力電源喪失直後～8時間後）</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

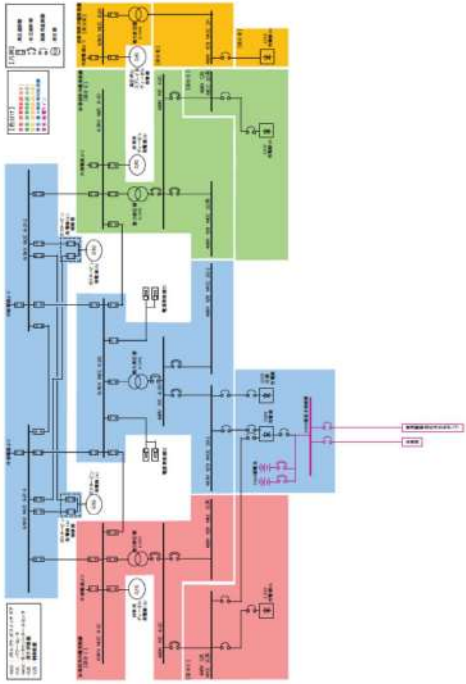
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

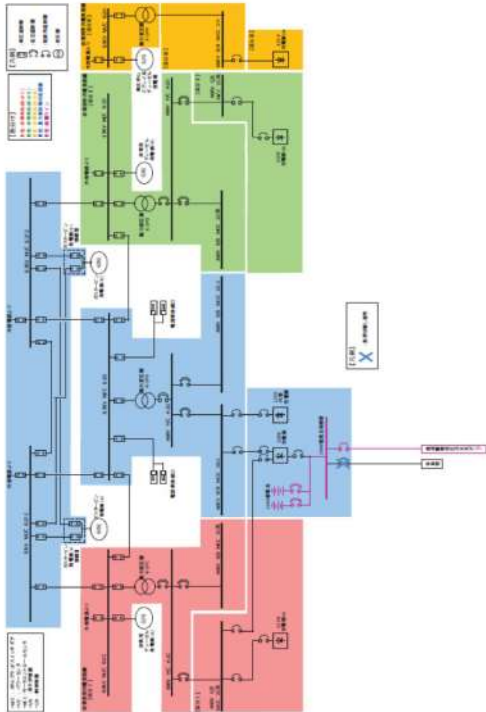
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 922 1102 960">図3.14-24 常設代替直流電源設備系統図（125V系統） （全交流動力電源喪失8時間後～24時間後）</p>		<p data-bbox="1832 146 2161 167">設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 941 1108 981">図3.14-25 常設代替直流電源設備系統図（250V系統） （全交流動力電源喪失直後～1時間後）</p>		<p data-bbox="1836 143 2161 167">設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p data-bbox="779 970 1122 1011">図 3.14-26 常設代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失 1 時間後～24 時間後)</p>		<p data-bbox="1832 145 2163 164">設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>表3.14-55 常設代替直流電源設備に関する重大事故等対策設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="712 193 1196 408"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】</td> </tr> <tr> <td>閉風設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流電源制御盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流電源制御盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）*</td> <td>125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】	閉風設備	—	燃料流路	—	電路	125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流電源制御盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流電源制御盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】	計装設備（補助）*	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
設備区分	設備名														
主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】														
閉風設備	—														
燃料流路	—														
電路	125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流電源制御盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び125V 直流電源制御盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】														
計装設備（補助）*	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.14.2.4.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 2,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地上 2 階</p> <p>(2) 250V 蓄電池 個 数：1 電 圧：250V 容 量：約 6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下 2 階</p> <p>3.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保 常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないように、表 3.14-56 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池は、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と位置的分散を図る設計とする。常設代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 までの系統並びに 250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H から 125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2H までの系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、表 3.14-57 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-3, 57-9, 57-10)</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>表 3.14-56 常設代替直流電源設備の位置的分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>常設代替直流電源設備</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td> 125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、制御棟屋地下1階及び制御棟屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階> 125V 蓄電池 2C <原子炉建屋地上中2階（原子炉建屋付風機内）> </td> <td> 125V 代替蓄電池 <制御棟屋地上2階> </td> <td> 250V 蓄電池 <制御棟屋地下2階> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td> 125V 蓄電池 2A ~125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B ~125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2C ~125V 直流主母線盤 2C 電路 </td> <td> 125V 代替蓄電池 ~125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 </td> <td> 250V 蓄電池 ~250V 直流主母線盤 電路 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-57 設計基準事故対処設備との適合性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>常設代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動 S₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S₀ が共通要因となり、同時にその機能が阻まれることのない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御棟屋内及び原子炉建屋付風機内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御棟屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に基盤することのない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「3.1-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>漏水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「3.1-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備		非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備			電源	125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、制御棟屋地下1階及び制御棟屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階> 125V 蓄電池 2C <原子炉建屋地上中2階（原子炉建屋付風機内）>	125V 代替蓄電池 <制御棟屋地上2階>	250V 蓄電池 <制御棟屋地下2階>		電路	125V 蓄電池 2A ~125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B ~125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2C ~125V 直流主母線盤 2C 電路	125V 代替蓄電池 ~125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路	250V 蓄電池 ~250V 直流主母線盤 電路		項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動 S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が阻まれることのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御棟屋内及び原子炉建屋付風機内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御棟屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に基盤することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「3.1-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		漏水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「3.1-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。			<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																				
	非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備																																					
電源	125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、制御棟屋地下1階及び制御棟屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階> 125V 蓄電池 2C <原子炉建屋地上中2階（原子炉建屋付風機内）>	125V 代替蓄電池 <制御棟屋地上2階>	250V 蓄電池 <制御棟屋地下2階>																																				
電路	125V 蓄電池 2A ~125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B ~125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2C ~125V 直流主母線盤 2C 電路	125V 代替蓄電池 ~125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路	250V 蓄電池 ~250V 直流主母線盤 電路																																				
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																					
	非常用直流電源設備	常設代替直流電源設備																																					
地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動 S ₀ で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 S ₀ が共通要因となり、同時にその機能が阻まれることのない設計とする。																																						
津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御棟屋内及び原子炉建屋付風機内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御棟屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に基盤することのない設計とする。																																						
火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「3.1-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																						
漏水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、漏水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「3.1-8 重大事故等対処設備の内部漏水に対する防護方針について」に示す。）。																																						

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.4.4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>常設代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は、制御建屋地上 2 階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-58 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-58 想定する環境条件及び荷重条件(125V 代替蓄電池)</p> <table border="1" data-bbox="712 707 1205 946"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確証した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>常設代替直流電源設備の 250V 蓄電池は、制御建屋地下 2 階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-59 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-59 想定する環境条件及び荷重条件(250V 蓄電池)</p> <table border="1" data-bbox="712 1203 1205 1442"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確証した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を漏水する系統への影響</td> <td>海水を漏水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確証した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確証した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確証した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確証した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を漏水する系統への影響	海水を漏水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の操作に必要な各遮断器については、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち 125V 系統は、交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち 250V 系統は、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-60～62 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-3)</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																													
	<p>表 3.14-60 操作対象機器 (125V 代替普通電源～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)</td> <td>入 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)</td> <td>入 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>切 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>切 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)</td> <td>125V 直流主母線盤 2A 側 入 一切</td> <td rowspan="3">原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td rowspan="3">中央制御室</td> <td rowspan="3">スイッチ 操作</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 側 切 一切</td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 側 切 一切</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)</td> <td>125V 直流主母線盤 2B 側 入 一切</td> <td rowspan="2">原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td rowspan="2">中央制御室</td> <td rowspan="2">スイッチ 操作</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 側 切 一切</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-61 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 一切</td> <td>制御建屋 地上2階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-62 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から8時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)	125V 直流主母線盤 2A 側 入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2A-1 側 切 一切	125V 直流主母線盤 2B-1 側 切 一切	125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)	125V 直流主母線盤 2B 側 入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B-1 側 切 一切	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)	入 一切	制御建屋 地上2階	中央制御室	スイッチ 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作			<p>相違理由</p> <p>設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																											
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																											
125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)	125V 直流主母線盤 2A 側 入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
	125V 直流主母線盤 2A-1 側 切 一切																																																																																															
	125V 直流主母線盤 2B-1 側 切 一切																																																																																															
125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)	125V 直流主母線盤 2B 側 入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
	125V 直流主母線盤 2B-1 側 切 一切																																																																																															
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																											
250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)	入 一切	制御建屋 地上2階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																											
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>以下に、常設代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 250V 蓄電池 常設代替直流電源設備の250V 蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は、表3.14-63に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 性能の確認として、125V 代替蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。 (57-4)</p> <p>表 3.14-63 125V 代替蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="707 1054 1200 1189"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														


灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由													
	<p>b. 250V 蓄電池</p> <p>常設代替直流電源設備の 250V 蓄電池は、表 3.14-64 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V 蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-64 250V 蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="703 443 1193 576"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち 125V 系統は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の 125V 系統のうち 125V 代替蓄電池は、本来の用途以外の用途には使用しない。</p> <p>常設代替直流電源設備の 250V 系統のうち 250V 蓄電池は、通常時において本来の用途である常用直流電源設備として電源供給しており、常設代替直流電源設備として電源供給元を切り替える操作は不要とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表 3.14-60~62 と同様である。</p> <p>これにより図 3.14-27 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p>(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <p>図3.14-27 常設代替直流電源設備による電源供給 (全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源喪失から1時間後及び8時間後の負荷切離し操作のタイムチャート) *</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池は、表3.14-65に示すように、通常時は非常用直流電源設備と切り離すことで隔離する系統構成としており、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち250V蓄電池は、通常時は常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p> <table border="1" data-bbox="701 1114 1196 1222"> <caption>表3.14-65 他系統との隔離</caption> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態												
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切												
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.14-60～62に示す。これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>3.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約2,000Ahを有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の250V蓄電池は、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約6,000Ahを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>常設代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.4.3項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-10)</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

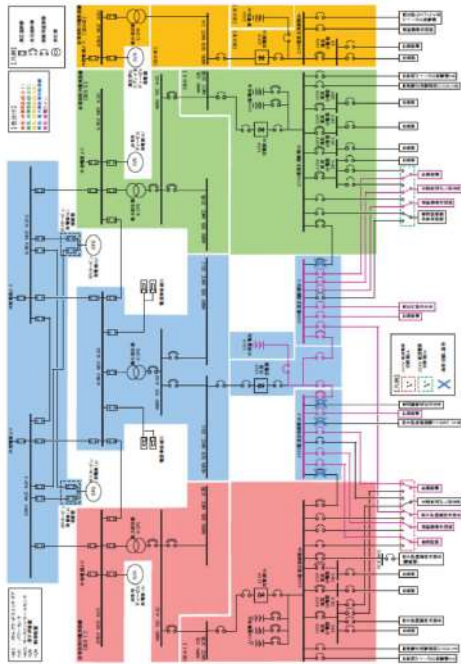
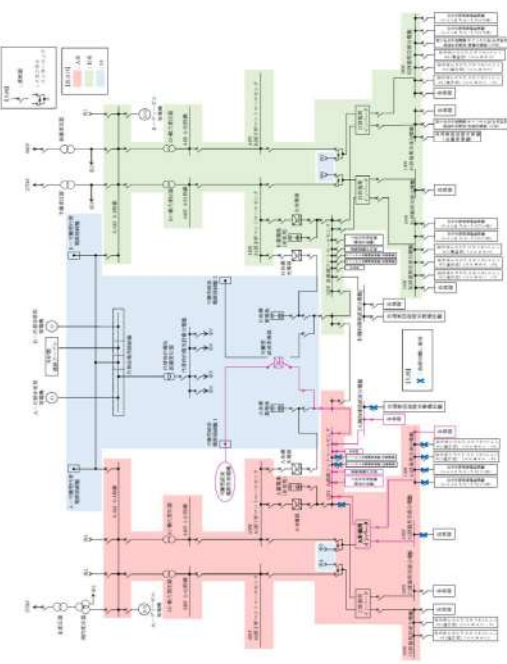
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5 可搬型代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.5.1 設備概要</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、直流電源が必要な設備に電源供給を行う常設代替直流電源設備である「125V 代替蓄電池」及び「250V 蓄電池」並びに代替所内電気設備から受電した交流電源を直流電源に変換する「125V 代替充電器」及び「250V 充電器」並びに代替所内電気設備に電源供給を行う可搬型代替交流電源設備である「電源車」、「軽油タンク」、「ガスタービン発電設備軽油タンク」及び「タンクローリー」並びに電源車を接続する「電源車接続口(原子炉建屋西側)」及び「電源車接続口(原子炉建屋東側)」並びに代替所内電気設備として回路を構成する「緊急用高圧母線 2G 系」、「緊急用動力変圧器 2G 系」及び「緊急用低圧母線 2G 系」で構成する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統は、電源車を代替所内電気設備並びに 125V 代替充電器及び 125V 代替蓄電池を経由し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統は、電源車を代替所内電気設備並びに 250V 充電器及び 250V 蓄電池を経由し、250V 直流主母線盤に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図 3.14-28～35 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3.14-66 に示す。</p> <p>本系統のうち 125V 系統は、125V 直流主母線盤 2A-1、125V 直流主母線盤 2B-1、125V 直流電源切替盤 2A 及び 125V 直流電源切替盤 2B を操作して系統構成を行った後、125V 代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給し、その後、電源車を所定の接続先である電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)に接続し、電源車の操作ボタンにより起動することで、125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に合計 24 時間以上、電源供給することが可能である。</p> <p>また、本系統のうち 250V 系統は、250V 蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 1 時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給し、その後、電源車から 250V 充電器を受電することにより、必要な負荷に合計 24 時間以上、電源供給することが可能である。</p>	<p>2.14.2.4 可搬型代替直流電源設備</p> <p>2.14.2.4.1 設備概要</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型直流電源用発電機」、可搬型直流電源用発電機から受電した交流電源を直流電源に変換する「可搬型直流変換器」、可搬型直流電源用発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク (SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から可搬型直流電源用発電機まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」、可搬型直流電源用発電機を接続する「可搬型直流電源接続盤 1」及び「可搬型直流電源接続盤 2」並びに可搬型直流変換器を接続する「A 後備蓄電池接続盤」及び「B 後備蓄電池接続盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機を可搬型直流変換器を経由し、A 直流母線及び B 直流母線に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図 2.14.26～31 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 2.14.68 に示す。</p> <p>本系統は、可搬型直流電源用発電機を所定の接続先である可搬型直流電源接続盤 1 又は可搬型直流電源接続盤 2 に接続し、可搬型直流変換器を所定の接続先である A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤に接続した後、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の操作器により起動し、A 直流母線又は B 直流母線に接続することで、必要な負荷に合計 24 時間以上、電源供給することが可能である。</p>	<p>設備名称の相違 (使用済燃料ピット)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>設備名称の相違 (可搬型直流変換器)</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備名称の相違 (タンクローリー)</p> <p>設備名称の相違 (直流母線)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：操作ボタン→泊：操作器</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

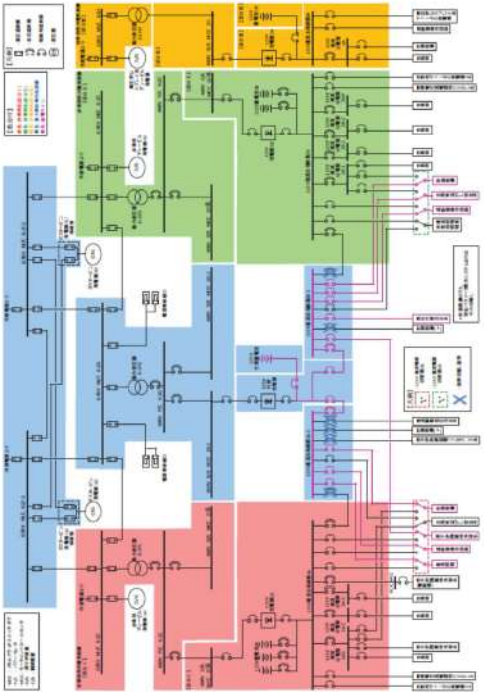
大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給することで電源車の運転を継続する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.6.3 項に詳細を示す。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) より可搬型タンクローリを用いて可搬型直流電源用発電機に燃料を補給することで可搬型直流電源用発電機の運転を継続する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.4.3 項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備名称の相違 (タンクローリ)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-28 可搬型代替直流電源設備系統図（120V系統） （全交流動力電源喪失及び炉内常設器電式直流電源設備喪失直後～8時間後）</p>	 <p>図2.14.26 可搬型代替直流電源設備系統図 （可搬型直流電源専用発電機～可搬型直流電源接続経路1～A直流母線）</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

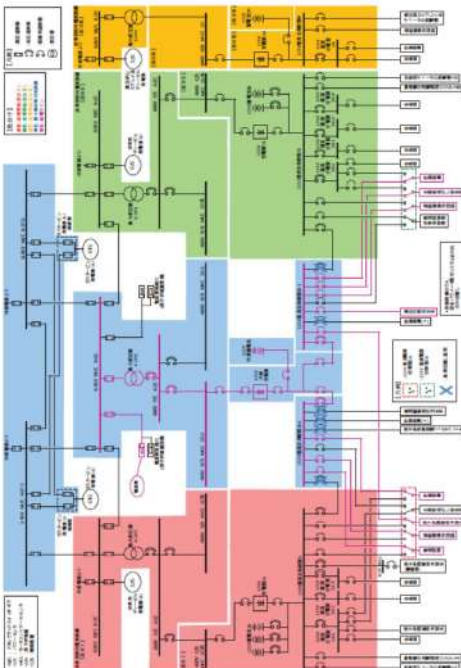
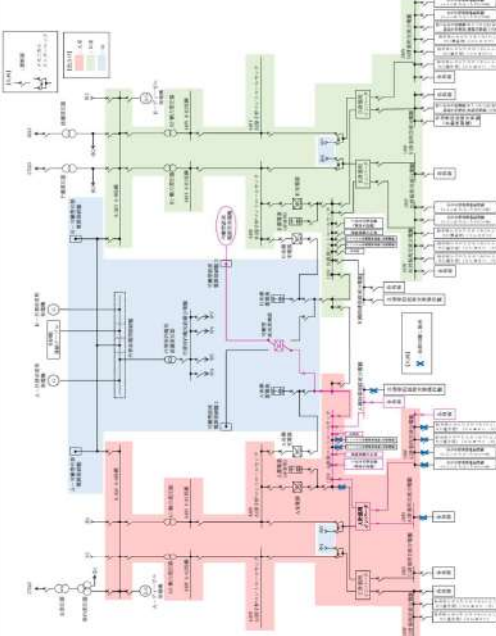
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-29 可搬型代替直流電源設備系統図(125V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失8時間後~24時間後)</p>	 <p>図2.14.27 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機~可搬型直流電源接続統器1~B直流母線)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

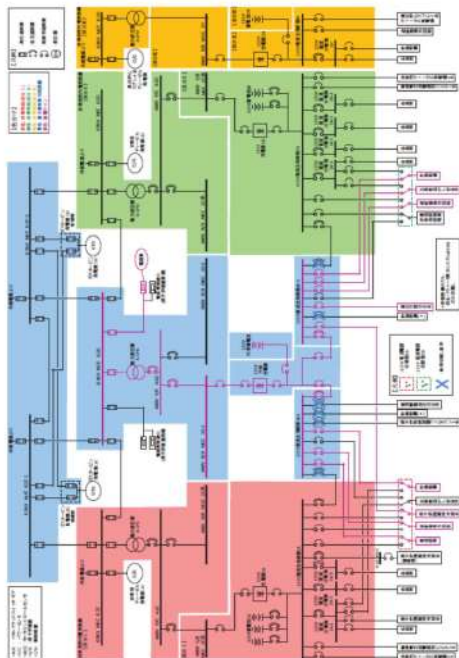
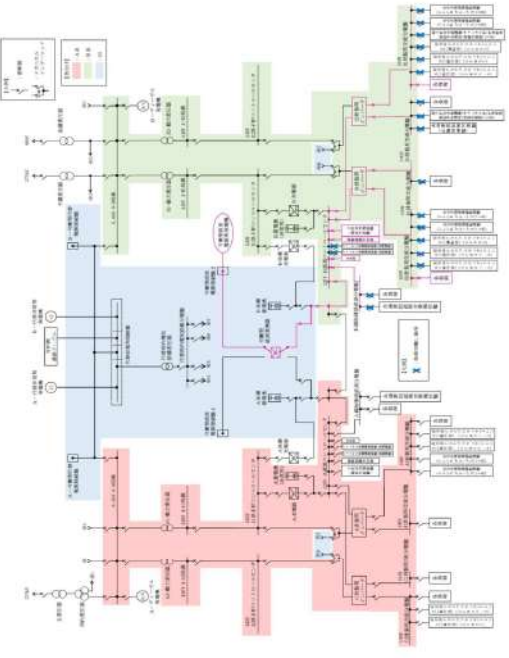
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-30 可搬型代替直流電源設備系統図（125V系統） （全交流動力電源喪失及び炉内常設蓄電池式直流電源設備喪失24時間後以降） （電報車接続口（原子炉建屋西側）接続）</p>	 <p>図2.14.28 可搬型代替直流電源設備系統図 （可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2～A直流母線）</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

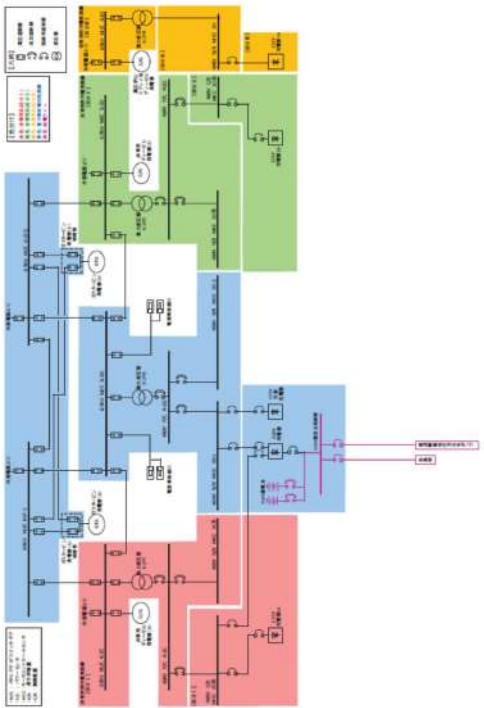
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-31 可搬型代替直流電源設備系統図（125V系統） （全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電池式直流電源設備喪失24時間後以降） （電源車接続口（原子炉建屋東側）接続）</p>	 <p>図2.14.29 可搬型代替直流電源設備系統図 （可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源系統2～B直流母線）</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

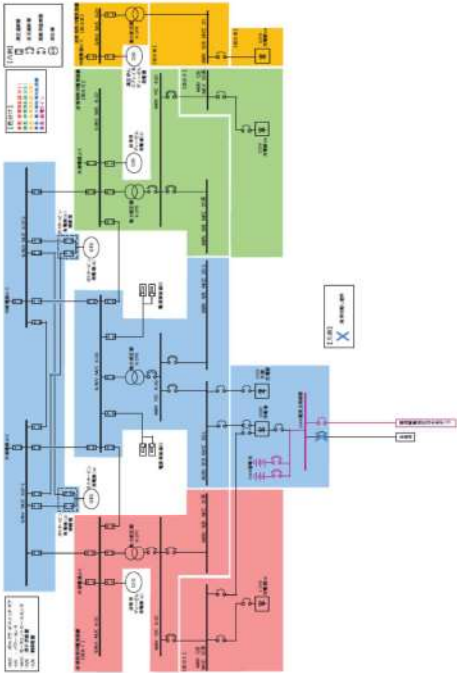
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="712 957 1176 997">図3.14-32 可搬型代替直流電源設備系統図(50V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失直後～1時間後)</p>		<p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2161 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

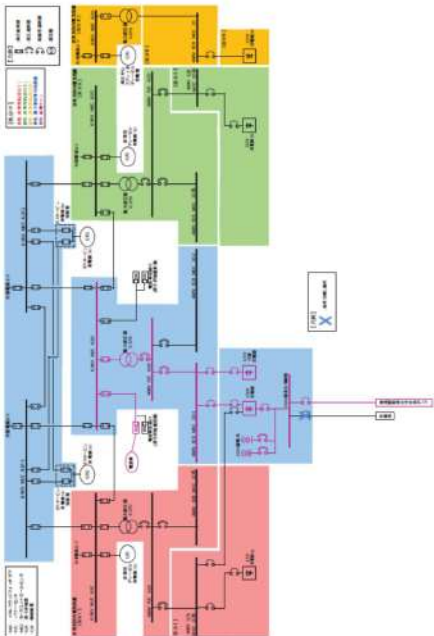
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="705 933 1176 965">図3.14-33 可搬型代替直流電源設備系統図（250V系統） （全交流動力電源喪失及び炉内常設蓄電池式直流電源設備喪失1時間後～24時間後）</p>		<p data-bbox="1836 167 1926 191">設備の相違</p> <ul data-bbox="1836 199 2161 279" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

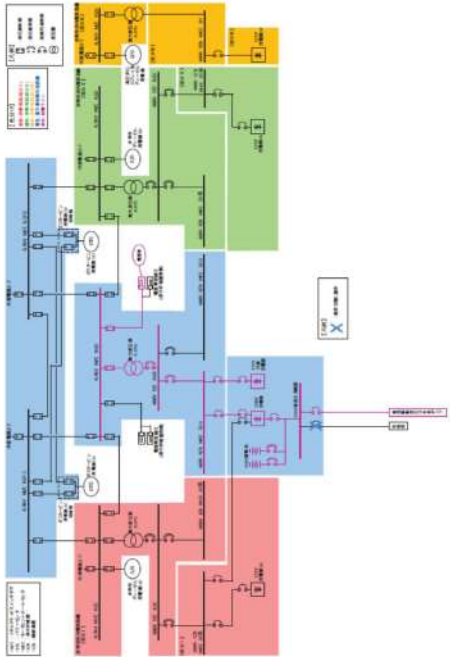
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-34 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電池式直流電源設備喪失 24 時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-35 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失及び炉内常設蓄電池式直流電源設備喪失 24 時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 接続)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表 3.14-66 可搬型代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 軽油タンク**【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク**【常設】 タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧中心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路【常設】 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2G 系** ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2G 系** ～250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) ～250V 直流主母線盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)**</td> <td>125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧中心スプレイス系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：電源車接続口(原子炉建屋)は、電源車接続口(原子炉建屋西側1)、電源車接続口(原子炉建屋西側2)、電源車接続口(原子炉建屋東側1)及び電源車接続口(原子炉建屋東側2)により構成される。 *4：緊急用低圧母線 2G 系は、400V パワーセンタ 4-20、400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 20-1 及び 400V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 20-2 により構成される。 *5：計装設備については、「3.15 計装設備(設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 軽油タンク**【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク**【常設】 タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧中心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	電路	125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路【常設】 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2G 系** ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2G 系** ～250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) ～250V 直流主母線盤電路【常設】	計装設備(補助)**	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】	<p>表 2.14.68 可搬型代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽**【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ホース【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤**～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線**又はB直流母線**電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤**電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤**～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線**又はB直流母線**電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)**</td> <td>6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2：可搬型直流電源接続盤は、可搬型直流電源接続盤1及び可搬型直流電源接続盤2により構成される。 *3：A直流母線は、A直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B直流母線は、B直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「2.15 計装設備(設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽**【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料流路	ホース【可搬】	電路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤**～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線**又はB直流母線**電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤**電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤**～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線**又はB直流母線**電路【常設】)	計装設備(補助)**	6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
設備区分	設備名																										
主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 軽油タンク**【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク**【常設】 タンクローリー【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧中心スプレイス系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																										
電路	125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池及び 250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路【常設】 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2G 系** ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋)** ～緊急用低圧母線 2G 系** ～250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)**電路【可搬】) ～250V 直流主母線盤電路【常設】																										
計装設備(補助)**	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽**【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ホース【可搬】																										
電路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤**～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線**又はB直流母線**電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤**電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤**～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線**又はB直流母線**電路【常設】)																										
計装設備(補助)**	6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約2,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地上2階</p> <p>(2) 250V 蓄電池 個 数：1 電 圧：250V 容 量：約6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階</p> <p>(3) 電源車 エンジン 台 数：4（予備1*） 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：4（予備1*） 種 類：三相同期発電機 容 量：約400kVA（1台当たり） 力 率：0.85（遅れ） 電 圧：6.9kV 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 （原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側） 保 管 場 所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア） *：可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>(4) 125V 代替充電器 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p>	<p>2.14.2.4.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型直流電源用発電機 エンジン 台 数：2（予備2） 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：2（予備2） 型 式：突極回転界磁形同期発電機 容 量：約125kVA（1台当たり） 力 率：0.8（遅れ） 電 圧：200V 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 （3号炉東側 32m エリア及び3号炉西側 32m エリア） 保 管 場 所：屋外 （1号炉西側 31m エリア、2号炉東側 31m エリア(a)、2号炉東側 31m エリア(b)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア）</p> <p>(2) 可搬型直流変換器 台 数：1（予備2） 直流出力電圧：150V（使用電圧125V） 直流出力電流：200A 取 付 場 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(5) 250V 充電器 個 数：1 直流出力電圧：258.7V 直流出力電流：約 400A 取 付 箇 所：制御建屋地下 2 階</p> <p>(6) 軽油タンク 種 類：横置円筒形 基 数：6（1 系列につき 3 基） : 1（1 系列につき 1 基） 容 量：約 110kL（1 基当たり） : 約 170kL 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66℃ 取 付 箇 所：屋外</p> <p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク 種 類：横置円筒形 基 数：3 容 量：約 110kL（1 基当たり） 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50℃ 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型 式：横置円筒形 基 数：4 容 量：約 146kL（1 基当たり） 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取 付 場 所：屋外</p> <p>(4) 燃料タンク (SA) 型 式：横置円筒形 基 数：1 容 量：約 55kL 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると という点において同等である。 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設 備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) タンクローリー</p> <p>容 量：約 4.0kL (1台当たり)</p> <p>使 用 燃 料：軽油</p> <p>最高使用圧力：約 24kPa [gage]</p> <p>最高使用温度：40℃</p> <p>台 数：2 (予備1)</p> <p>設 置 場 所：屋外</p> <p>保 管 場 所：屋外</p> <p>(第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)</p>	<p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>容 量：約 4kL (1台当たり)</p> <p>使 用 燃 料：軽油</p> <p>最高使用圧力：約 24kPa</p> <p>最高使用温度：40℃</p> <p>台 数：2 (予備2)</p> <p>設 置 場 所：屋外</p> <p>保 管 場 所：屋外</p> <p>(1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b))</p>	<p>設備名称の相違 (タンクローリー)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれないよう、表 3.14-67 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、125V 代替充電器及び250V 充電器は、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び125V 蓄電池 2H 並びに125V 充電器 2A、125V 充電器 2B 及び125V 充電器 2H と異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>125V 代替蓄電池及び電源車から125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 までの系統並びに250V 蓄電池及び電源車から250V 直流主母線盤までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び125V 蓄電池 2H から125V 直流主母線盤 2A、125V 直流主母線盤 2B 及び125V 直流主母線盤 2H までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、125V 代替充電器及び250V 充電器により交流を直流に変換できることで、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B 及び125V 蓄電池 2H を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表 3.14-68 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9, 57-10)</p>	<p>2.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれないよう、表 2.14.69 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型タンクローリは、屋外のディーゼル発電機建屋から離れた場所に設置又は保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺補機棟内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置又は保管することで、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した回路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池（非常用）からA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、可搬型直流電源用発電機の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、可搬型直流変換器により交流を直流に変換できることで、蓄電池（非常用）を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、可搬型直流電源用発電機は発電機搭載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表 2.14.70 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9, 57-10)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設置場所の相違</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
	<p>表 3.14-67 可搬型代替直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th colspan="2">可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、制御棟屋地下1階及び制御棟屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階> 125V 蓄電池 2H <原子炉建屋地上中2階(原子炉建屋付風機内)> 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B <いずれも制御棟屋地下1階*> 125V 充電器 2H <原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付風機内)> 非常用ディーゼル発電機 高圧伊心スプレイスディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付風機内)></td> <td>125V 代替蓄電池 <制御棟屋地上2階> 125V 代替充電器 <制御棟屋地下1階*> (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)></td> <td>250V 蓄電池 <制御棟屋地下2階> 250V 充電器 <制御棟屋地下2階> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機～A充電器回路 B～ディーゼル発電機～B充電器回路 A蓄電池及びA充電器～A直流母線回路 B蓄電池及びB充電器～B直流母線回路</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A)～125V 充電器 2A 電路 非常用ディーゼル発電機(B)～125V 充電器 2B 電路 高圧伊心スプレイスディーゼル発電機～125V 充電器 2H 電路 125V 蓄電池 2A及び125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A及び125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B及び125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2H及び125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路</td> <td>電路車 ～電源車接続口(原子炉建屋)～125V 代替充電器電路 125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1及び125V 直流電源切替盤 2A、並びに125V 直流主母線盤 2B-1及び125V 直流電源切替盤 2B 電路</td> <td>250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤 電路</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備		電源	125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、制御棟屋地下1階及び制御棟屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階> 125V 蓄電池 2H <原子炉建屋地上中2階(原子炉建屋付風機内)> 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B <いずれも制御棟屋地下1階*> 125V 充電器 2H <原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付風機内)> 非常用ディーゼル発電機 高圧伊心スプレイスディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付風機内)>	125V 代替蓄電池 <制御棟屋地上2階> 125V 代替充電器 <制御棟屋地下1階*> (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)>	250V 蓄電池 <制御棟屋地下2階> 250V 充電器 <制御棟屋地下2階> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機～A充電器回路 B～ディーゼル発電機～B充電器回路 A蓄電池及びA充電器～A直流母線回路 B蓄電池及びB充電器～B直流母線回路	電路	非常用ディーゼル発電機(A)～125V 充電器 2A 電路 非常用ディーゼル発電機(B)～125V 充電器 2B 電路 高圧伊心スプレイスディーゼル発電機～125V 充電器 2H 電路 125V 蓄電池 2A及び125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A及び125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B及び125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2H及び125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路	電路車 ～電源車接続口(原子炉建屋)～125V 代替充電器電路 125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1及び125V 直流電源切替盤 2A、並びに125V 直流主母線盤 2B-1及び125V 直流電源切替盤 2B 電路	250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤 電路	<p>表 2.14.69 可搬型代替直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m></td> <td>可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 可搬型直流電源用発電機 <屋外(1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台管理道路脇西側60mエリア)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A～ディーゼル発電機～A充電器回路 B～ディーゼル発電機～B充電器回路 A蓄電池及びA充電器～A直流母線回路 B蓄電池及びB充電器～B直流母線回路</td> <td>可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器回路 可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線又はB直流母線回路</td> </tr> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>交流電力を直流電力に変換</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 可搬型直流電源用発電機 <屋外(1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台管理道路脇西側60mエリア)>	電路	A～ディーゼル発電機～A充電器回路 B～ディーゼル発電機～B充電器回路 A蓄電池及びA充電器～A直流母線回路 B蓄電池及びB充電器～B直流母線回路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器回路 可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線又はB直流母線回路	電源方式	蓄電池による給電	交流電力を直流電力に変換	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																	
電源	125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、制御棟屋地下1階及び制御棟屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階> 125V 蓄電池 2H <原子炉建屋地上中2階(原子炉建屋付風機内)> 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B <いずれも制御棟屋地下1階*> 125V 充電器 2H <原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付風機内)> 非常用ディーゼル発電機 高圧伊心スプレイスディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付風機内)>	125V 代替蓄電池 <制御棟屋地上2階> 125V 代替充電器 <制御棟屋地下1階*> (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)>	250V 蓄電池 <制御棟屋地下2階> 250V 充電器 <制御棟屋地下2階> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機～A充電器回路 B～ディーゼル発電機～B充電器回路 A蓄電池及びA充電器～A直流母線回路 B蓄電池及びB充電器～B直流母線回路																																
電路	非常用ディーゼル発電機(A)～125V 充電器 2A 電路 非常用ディーゼル発電機(B)～125V 充電器 2B 電路 高圧伊心スプレイスディーゼル発電機～125V 充電器 2H 電路 125V 蓄電池 2A及び125V 充電器 2A～125V 直流主母線盤 2A及び125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B及び125V 充電器 2B～125V 直流主母線盤 2B及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2H及び125V 充電器 2H～125V 直流主母線盤 2H 電路	電路車 ～電源車接続口(原子炉建屋)～125V 代替充電器電路 125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1及び125V 直流電源切替盤 2A、並びに125V 直流主母線盤 2B-1及び125V 直流電源切替盤 2B 電路	250V 蓄電池及び250V 充電器～250V 直流主母線盤 電路																																
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																	
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																	
電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 可搬型直流電源用発電機 <屋外(1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台管理道路脇西側60mエリア)>																																	
電路	A～ディーゼル発電機～A充電器回路 B～ディーゼル発電機～B充電器回路 A蓄電池及びA充電器～A直流母線回路 B蓄電池及びB充電器～B直流母線回路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器回路 可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線又はB直流母線回路																																	
電源方式	蓄電池による給電	交流電力を直流電力に変換																																	
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料油タンク 高圧伊心スプレイスディーゼル発電設備 燃料油タンク <いずれも原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付風機内)> 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧伊心スプレイスディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td> <td>軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電路車(重載燃料) <屋外> タンクローリー <屋外> (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料油タンク 高圧伊心スプレイスディーゼル発電設備 燃料油タンク <いずれも原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付風機内)> 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧伊心スプレイスディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電路車(重載燃料) <屋外> タンクローリー <屋外> (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m></td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m></td> <td>可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b))></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b))>								
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																	
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換																																	
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																	
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料油タンク 高圧伊心スプレイスディーゼル発電設備 燃料油タンク <いずれも原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付風機内)> 非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧伊心スプレイスディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電路車(重載燃料) <屋外> タンクローリー <屋外> (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)>																																	
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																	
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																	
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外>																																	
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b))>																																	
	<p>*：区分1である125V 充電器 2A、区分2である125V 充電器 2B及び125V 代替充電器は、各区分ごとに区画された部屋にそれぞれ設置することにより、物理的な分散設計とする。</p>																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>表 3.14-68 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1" data-bbox="680 188 1196 550"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付風枠内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付風枠内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。		<p>表 2.14.70 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1" data-bbox="1254 194 1812 576"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。		津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。		火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。		溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。		<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																		
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																			
地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動Saで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Saが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																				
津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付風枠内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																				
火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																				
溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																				
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																			
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																			
地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震5クラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																				
津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																				
火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																				
溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.5.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.5.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、制御建屋地上2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-69に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="705 691 1205 946"> <caption>表3.14-69 想定する環境条件及び荷重条件(125V代替蓄電池)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>雨水を排水する系統への影響</td> <td>雨水を排水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V蓄電池は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-70に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="705 1201 1205 1441"> <caption>表3.14-70 想定する環境条件及び荷重条件(250V蓄電池)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>雨水を排水する系統への影響</td> <td>雨水を排水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	雨水を排水する系統への影響	雨水を排水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	雨水を排水する系統への影響	雨水を排水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
雨水を排水する系統への影響	雨水を排水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
雨水を排水する系統への影響	雨水を排水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（原子炉建屋西側又は東側）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-71に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-71 想定する環境条件及び荷重条件(電源車)</p> <table border="1" data-bbox="705 475 1220 726"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 125V 代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V 代替充電器は、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-72に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-72 想定する環境条件及び荷重条件(125V 代替充電器)</p> <table border="1" data-bbox="705 1024 1220 1275"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.71に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表2.14.71 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型直流電源用発電機)</p> <table border="1" data-bbox="1272 475 1787 726"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、可搬型で原子炉補助建屋 T.P. 10.3mに保管及び設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.72に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表2.14.72 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型直流変換器)</p> <table border="1" data-bbox="1272 1024 1787 1275"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 保管場所の相違 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器） 保管場所の相違 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																																										
風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>e. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-73に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-73 想定する環境条件及び荷重条件(250V充電器)</p> <table border="1" data-bbox="698 357 1211 603"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-74に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-74 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="698 884 1211 1134"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.73に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表2.14.73 想定する環境条件及び荷重条件(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)</p> <table border="1" data-bbox="1279 874 1800 1150"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-75に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-75 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="698 363 1196 606"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湿度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	湿度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.74に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.74 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク (SA)）</p> <table border="1" data-bbox="1281 871 1800 1145"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
環境条件等	対応																														
湿度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>h. タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリは、可搬型で屋外の第 2 保管エリア、第 3 保管エリア及び第 4 保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-76 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表 3.14-76 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="698 427 1191 667"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な燃料移送系の各機器並びに電源車及び代替所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統は、交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統は、交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-77~82 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリは、可搬型で屋外の1 号炉西側 31m エリア及び 2 号炉東側 31m エリア (b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.75 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.75 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="1279 427 1771 679"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通過する系統への影響</td> <td>海水を通過することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な燃料油設備の各機器並びに可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器、可搬型代替直流電源設備及び非常用直流電源設備の各遮断器については、設置場所ですら容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.76~79 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違 (タンクローリ)</p> <p>保管場所の相違</p> <p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系一泊：燃料油設備 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通過する系統への影響	海水を通過することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																								
	<p>表 2.14.77 操作対象機器 (軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="712 199 1205 715"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(D)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(D)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(D)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS B/G軽油タンク出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(D)軽油タンク(D) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(D)軽油タンク(F) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS B/G軽油タンク 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止→運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(D)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(D)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(D)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		HPCS B/G軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(D)軽油タンク(D) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(D)軽油タンク(F) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		HPCS B/G軽油タンク 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>表 2.14.76 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1" data-bbox="1279 193 1800 501"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.77 操作対象機器 (燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1" data-bbox="1279 555 1800 699"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.78 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～可搬型直流電源用発電機流路)</p> <table border="1" data-bbox="1279 767 1800 884"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース引出し</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク (SA) 給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(D)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(D)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(D)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
HPCS B/G軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(D)軽油タンク(D) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
D/G(D)軽油タンク(F) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
HPCS B/G軽油タンク 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																							
吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口又は B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																							
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
燃料タンク (SA) 給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																							
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																						
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																							
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																											
	<p>表 3.14-78 操作対象機器 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車直路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GTG 軽油タンク(A)出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(B)出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(C)出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(A) 出口口止め弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(B) 出口口止め弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(C) 出口口止め弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吐出弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-79 操作対象機器 (125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-80 操作対象機器 (設計基準事故対地設備の交流電源及び直流電源の喪失から1時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(A) 出口口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B) 出口口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C) 出口口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		<p>表 2.14.79 操作対象機器 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 直流母線又はB 直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型直流電源用発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)</td> <td>屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断器 切→入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型直流変換器</td> <td>停止→運転</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電) 又は B 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤) 又は B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型直流電源用発電機	停止→運転	屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	操作器操作		遮断器 切→入					可搬型直流変換器	停止→運転	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		A 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電) 又は B 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤) 又は B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様には差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																									
GTG 軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																										
GTG 軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																										
GTG 軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																										
GTG 軽油タンク(A) 出口口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																										
GTG 軽油タンク(B) 出口口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																										
GTG 軽油タンク(C) 出口口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																										
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																										
吐出弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																										
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																									
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																										
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																										
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																																																																																																																																										
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																																																																																																																																										
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																										
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																									
125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																										
125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)	切→入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																										
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																									
可搬型直流電源用発電機	停止→運転	屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	操作器操作																																																																																																																																																										
	遮断器 切→入																																																																																																																																																													
可搬型直流変換器	停止→運転	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																										
A 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電) 又は B 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																										
A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤) 又は B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	操作器操作																																																																																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<p>表 3.14-81 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から、8時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1" data-bbox="698 220 1196 391"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線継電器 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線継電器 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-82 操作対象機器 (電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) ～125V 代替充電器回路)</p> <table border="1" data-bbox="698 481 1196 699"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源車</td> <td>発電機</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td> <td>屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断器</td> <td>切 →入</td> <td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線継電器 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線継電器 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	電源車	発電機	停止 →運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作		遮断器	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	<p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																			
125V 直流主母線継電器 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																				
125V 直流主母線継電器 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																				
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																			
電源車	発電機	停止 →運転	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	屋外 (原子炉建屋 西側又は 原子炉建屋 東側)	スイッチ 操作																																			
	遮断器	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 電源車 可搬型代替直流電源設備の電源車は、原子炉建屋に設置する電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 また、電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 電源車の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>電源車のケーブルは、コネクタ接続が可能な設計とし、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>d. 125V 代替充電器 可搬型代替直流電源設備の125V 代替充電器は操作不要である。 (57-3)</p> <p>e. 250V 充電器 可搬型代替直流電源設備の250V 充電器は操作不要である。 (57-3)</p> <p>f. 軽油タンク 可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、D/G 軽油タンク出口弁及びHPCS D/G 軽油タンク出口弁並びにD/G 軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型直流電源用発電機 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、屋外に設置する可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型直流電源用発電機は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型直流電源用発電機の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型直流電源用発電機のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることで可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>b. 可搬型直流変換器 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋の設置場所まで移動可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型直流変換器は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型直流変換器の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型直流変換器のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手动操作により、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機) 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成) 記載表現の相違 (車輪止め) 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、操作パネルー泊：操作器 識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備・運用の相違 (ケーブルの接続方法)</p> <p>設備名称の相違 (可搬型直流変換器) 設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽) 設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク 可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>h. タンクローリ 可搬型代替直流電源設備のタンクローリは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。 タンクローリは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。 また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 タンクローリは、D/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁並びにGTG軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>d. 燃料タンク (SA) 可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>e. 可搬型タンクローリ 可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。 可搬型タンクローリは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。 また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方式により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者</p> <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 操作対象箇所の相違 記載表現の相違（車輪止め） 記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、表3.14-83に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V代替蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-83 125V 代替蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="728 448 1178 571"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V蓄電池は、表3.14-84に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-84 250V 蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="719 911 1191 1043"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、表 3.14-85 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-85 電源車の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="707 676 1200 1023"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 125V 代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V 代替充電器は、表 3.14-86 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 代替充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V 代替充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、表 2.14.80 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.80 可搬型直流電源用発電機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1256 676 1816 879"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、表 2.14.81 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、可搬型直流変換器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
	<p>表 3.14-86 125V 代替充電器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="719 181 1196 338"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、表3.14-87に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>250V充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p>表 3.14-87 250V 充電器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="705 793 1189 943"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、表3.14-88に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>表 2.14.81 可搬型直流変換器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1272 178 1800 276"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>可搬型直流変換器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表2.14.82に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	可搬型直流変換器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査一泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																												
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																												
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																												
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																												
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																												
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																																												
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																												
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																												
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																												
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																												
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																												
発電用原子炉の状態	項目	内容																																												
運転中又は停止中	機能・性能試験	可搬型直流変換器の出力電圧の確認																																												
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																												
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p style="text-align: center;">表 3.14-88 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="714 173 1196 371"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表 3.14-89 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-89 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="703 940 1202 1137"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p style="text-align: center;">表 2.14.82 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1270 173 1798 325"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">開放点検</td> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p style="margin-top: 20px;">設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中又は停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
開放点検	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										

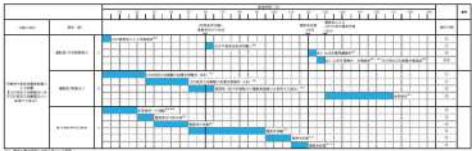






灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>h. タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリは、表 3.14-90 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替直流電源設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.83 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.83 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1279 603 1803 756"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリは、表 2.14.84 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備名称の相違 (タンクローリ)</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査一泊：点検</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容											
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認											
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>表 3.14-90 タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="707 185 1196 533"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型代替直流電源設備のうち125V系統は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替直流電源設備のうち125V系統の操作の対象機器は表3.14-77～82と同様である。 所内常設蓄電式直流電源設備から可搬型代替直流電源設備の125V系統へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料系統の操作は、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 可搬型代替直流電源設備のうち250V系統は、通常時において本来の用途である常用直流電源設備として電源供給しており、可搬型代替直流電源設備の250V系統として電源供給を行う場合は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。なお、必要な可搬型代替直流電源設備のうち250V系統の操作の対象機器は表3.14-77～82と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	<p>表 2.14.84 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1274 185 1800 389"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 可搬型代替直流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替直流電源設備の操作の対象機器は表2.14.76～79と同様である。 所内常設蓄電式直流電源設備から可搬型代替直流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。 また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯槽給油口を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	<p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：燃料系統一泊：燃料油設備 操作対象の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																		
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																		
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																		
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>これにより図 3.14-36～38 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p>(57-3)</p>  <p>図 3.14-36 可搬型代替直流電源設備による電源供給のタイムチャート*</p>  <p>図 3.14-37 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>  <p>図 3.14-38 タンクローリーから各機器への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>※：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>これにより、図 2.14.32～35 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p>(57-4)</p>  <p>図 2.14.32 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）の給電のタイムチャート*</p>  <p>図 2.14.33 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート（ホース使用時）*</p>  <p>図 2.14.34 燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*</p>  <p>図 2.14.35 可搬型タンクローリーによる可搬型直流電源用発電機への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>※：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p>	<p>相違理由</p> <p>タイムチャートの相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち電源車及びタンクローリは、表 3.14-91 に示すように、電源となる電源車を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池及び125V代替充電器は、表 3.14-91 に示すように、通常時は非常用直流電源設備と切り離すことで隔離する系統構成としており、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち250V蓄電池及び250V充電器は、通常時は常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリは、輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表 2.14.85 に示すように、電源となる可搬型直流電源用発電機を可搬型直流変換器と切り離し、可搬型直流変換器を非常用直流電源設備と切り離し、また、可搬型タンクローリをディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク（SA）と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリは、車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4, 57-6)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違（車輪止め）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																										
	<p style="text-align: center;">表 3.14-91 他系統との隔離</p> <table border="1" data-bbox="705 188 1209 774"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋内部) 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋内部) 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="705 805 1209 1072"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>MP/S D/G 軽油タンク 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>MP/S D/G 軽油タンク 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋内部) 用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋内部) 用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	MP/S D/G 軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	MP/S D/G 軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し	<p style="text-align: center;">表 2.14.85 他系統との隔離</p> <table border="1" data-bbox="1254 188 1812 614"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用直流電源設備</td> <td>可搬型直流電源接続盤 1</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源接続盤 2</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>A 後備蓄電池接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>B 後備蓄電池接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用交流電源設備</td> <td>A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤 1	手動	通常時切離し	可搬型直流電源接続盤 2	手動	通常時切離し	A 後備蓄電池接続盤	手動	通常時切離し	B 後備蓄電池接続盤	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止	<p>他系統との隔離箇所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																										
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																										
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																										
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋内部) 用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																										
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-25 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋内部) 用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	MP/S D/G 軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	MP/S D/G 軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																										
非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤 1	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
	可搬型直流電源接続盤 2	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
	A 後備蓄電池接続盤	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
	B 後備蓄電池接続盤	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										
	A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										
	B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										
	B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-77～82 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>3.14.2.5.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から8時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約2,000Ahを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から1時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から24時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約6,000Ahを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>c. 125V 代替充電器 可搬型代替直流電源設備の125V 代替充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、125V 代替蓄電池による電源供給の後に、電源車を用いて125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、直流出力電流約700Aを有する設計とし、125V 代替蓄電池による電源供給と合わせて、合計24時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。 (57-5)</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.76～79 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>2.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、250V蓄電池による電源供給の後に、電源車を用いて250V充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、直流出力電流約400Aを有する設計とし、250V蓄電池による電源供給と合わせて、合計24時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>e. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約91kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>f. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約91kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>	<p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約49.0kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替直流電源設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.5.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-3, 57-10)</p> <p>3.14.2.5.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、2.14.2.4.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(57-2, 57-4, 57-10)</p> <p>2.14.2.4.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。 保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管するが、これは、可搬型代替交流電源設備である電源車と兼用することとする。 なお、バックアップ用の1台は、可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。 具体的には、電源車は、125V 代替充電器及び250V 充電器の最大負荷の合計約248kWに対して、十分に余裕な容量を確保するため、約400kVA(340kW) /台の電源車を1台有する設計とする。 また、電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給する。</p> <p>(57-5)</p>	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。 保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型直流電源用発電機は、可搬型直流変換器の最大出力の約30kWに対して、十分に余裕な容量を確保するため、約125kVA(100kW) /台の可搬型直流電源用発電機を1台有する設計とする。 また、可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリを用いて燃料を可搬型直流電源用発電機に補給する。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。 保有数は1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を分散して保管する。 具体的には、必要となる負荷は約158.5Aに対して、十分に余裕な容量を確保するため、直流出力約200A/台の可搬型直流変換器が1台必要である。</p> <p>(57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備・運用の相違 ・女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリ） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>大飯発電所3/4号炉</p>	<p>b. タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される電源車、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ電源車、大容量送水ポンプ（タイプⅠ）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の接続が必要な電源車ケーブル及びタンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表3.14-92～94に対象設備の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p> <p>表3.14-92 接続対象機器設置場所 （電源車～電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路）</p> <table border="1" data-bbox="712 1177 1211 1273"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）</td> <td>屋外（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）	屋外（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）	コネクタ接続	<p>c. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の接続が必要な可搬型直流電源用発電機ケーブル及び可搬型タンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表2.14.86～88に対象機器の接続場所を示す。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>表2.14.86 接続対象機器設置場所 （可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線又はB直流母線電路）</p> <table border="1" data-bbox="1279 1177 1800 1326"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2</td> <td>屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流変換器</td> <td>A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2	屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）	ボルト・ネジ接続	可搬型直流変換器	A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	ボルト・ネジ接続	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																				
電源車	電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）	屋外（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）	コネクタ接続																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																				
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2	屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）	ボルト・ネジ接続																				
可搬型直流変換器	A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	ボルト・ネジ接続																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表 3.14-93 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="707 212 1207 272"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-94 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="707 325 1207 408"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替直流電源設備の電源車は、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)へコネクタ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-3, 57-8)</p> <p>b. タンクローリ 可搬型代替直流電源設備のタンクローリと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続	<p>表 2.14.87 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型直流電源用発電機流路)</p> <table border="1" data-bbox="1272 196 1803 293"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.88 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ～可搬型直流電源用発電機流路)</p> <table border="1" data-bbox="1272 346 1803 443"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型直流電源用発電機 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、一般的に用いられる工具を用いることで可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>b. 可搬型直流変換器 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、一般的に用いられる工具を用いることでA後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>c. 可搬型タンクローリ 可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	可搬型直流電源用発電機	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	可搬型直流電源用発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備・運用の相違 (可搬型直流電源用発電機)</p> <p>設備・運用の相違 (ケーブルの接続方法)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>設備名称の相違 (タンクローリ)</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽)</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ)</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																
タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																
タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																
タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																
タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																
可搬型タンクローリ	可搬型直流電源用発電機	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																
可搬型タンクローリ	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																
可搬型タンクローリ	可搬型直流電源用発電機	屋外	ノズル接続																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替直流電源設備の電源車は、原子炉建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>b. タンクローリ 可搬型代替直流電源設備のタンクローリを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型直流電源用発電機 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>b. 可搬型直流変換器 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の異なる区画に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>c. 可搬型タンクローリ 可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設置場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリーの接続場所は、表3.14-92~94と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.86~88と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と、100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池と原子炉補助建屋内の異なる区画に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p> <p>記載表現の相違 女川：複数箇所→泊：複数箇所</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p>(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備又は重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 3.14-95 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p>(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備又は重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 2.14.89 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
	<p>表 3.14-95 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源設備</td> <td>125V 充電部 2A 125V 充電部 2B <いずれも制御棟屋 地下1階*> 125V 充電部 2B <原子炉建屋 地下1階 08号炉建屋 付属棟内*></td> <td>125V 充電部 2A 125V 充電部 2B <いずれも制御棟屋 地下1階*></td> <td>125V 代替蓄電池 <制御棟屋 地下1階*> 250V 充電部 <制御棟屋 地下2階*></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレィ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地下1階 08号炉建屋 付属棟内*></td> <td>125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、 制御棟屋地下1階*> 及び 制御棟屋地下中2階、 地下1階 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階*></td> <td>125V 代替蓄電池 地上2階*> 電源室 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア、 及び第4 保管エリア)> 電源室 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア、 及び第4 保管エリア)></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～125V 充電部 2A 電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～125V 充電部 2B 電路 高圧中心スプレィ系 ディーゼル発電機 ～125V 充電部 2B 電路 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電部 2A ～125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B-1 電路</td> <td>125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電部 2A ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B、125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路</td> <td>125V 代替蓄電池 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故等対処設備			非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	直流電源設備	125V 充電部 2A 125V 充電部 2B <いずれも制御棟屋 地下1階*> 125V 充電部 2B <原子炉建屋 地下1階 08号炉建屋 付属棟内*>	125V 充電部 2A 125V 充電部 2B <いずれも制御棟屋 地下1階*>	125V 代替蓄電池 <制御棟屋 地下1階*> 250V 充電部 <制御棟屋 地下2階*>	電路	非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレィ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地下1階 08号炉建屋 付属棟内*>	125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、 制御棟屋地下1階*> 及び 制御棟屋地下中2階、 地下1階 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階*>	125V 代替蓄電池 地上2階*> 電源室 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア、 及び第4 保管エリア)> 電源室 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア、 及び第4 保管エリア)>	項目	重大事故等対処設備			非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～125V 充電部 2A 電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～125V 充電部 2B 電路 高圧中心スプレィ系 ディーゼル発電機 ～125V 充電部 2B 電路 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電部 2A ～125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B-1 電路	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電部 2A ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B、125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路	125V 代替蓄電池 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路	<p>表 2.14.89 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建 屋 T.P.10.3m></td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補 助建屋 T.P.10.3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補 助建屋 T.P.14.2m></td> <td>可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 可搬型直流電源用 発電機 <屋外(1号炉西側 31mエリア、2号炉東 側31mエリア(a)、2 号炉東側31mエリア (b)及び展望台行管理 道路脇西側60mエリ ア)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機 ～A充電器電路 B-ディーゼル発電機 ～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器 ～A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器 ～B直流母線電路</td> <td>A蓄電池～ A直流母線電路 B蓄電池～ B直流母線電路 A後備蓄電池～ A直流母線電路 B後備蓄電池～ B直流母線電路</td> <td>可搬型直流電源用発電 機～可搬型直流電源接 続盤～可搬型直流変換 器電路 可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B後備蓄電池接続盤～ A直流母線又はB直流 母線電路</td> </tr> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>交流電力を直流電力に 変換</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周切補機棟 T.P.17.8m></td> <td>—</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型直流電源用 発電機 (発電機搭載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m></td> <td>—</td> <td>可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側 31m エリア及び2号炉 東側31m エリア(b))></td> </tr> </tbody> </table>	項目	重大事故等対処設備			非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建 屋 T.P.10.3m>	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補 助建屋 T.P.10.3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補 助建屋 T.P.14.2m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 可搬型直流電源用 発電機 <屋外(1号炉西側 31mエリア、2号炉東 側31mエリア(a)、2 号炉東側31mエリア (b)及び展望台行管理 道路脇西側60mエリ ア)>	電路	A-ディーゼル発電機 ～A充電器電路 B-ディーゼル発電機 ～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器 ～A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器 ～B直流母線電路	A蓄電池～ A直流母線電路 B蓄電池～ B直流母線電路 A後備蓄電池～ A直流母線電路 B後備蓄電池～ B直流母線電路	可搬型直流電源用発電 機～可搬型直流電源接 続盤～可搬型直流変換 器電路 可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B後備蓄電池接続盤～ A直流母線又はB直流 母線電路	電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	交流電力を直流電力に 変換	項目	重大事故等対処設備			非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	電源の冷却方式	水冷式	—	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周切補機棟 T.P.17.8m>	—	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型直流電源用 発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>	—	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側 31m エリア及び2号炉 東側31m エリア(b))>	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様が異なるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
項目	重大事故等対処設備																																																																		
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																																																
直流電源設備	125V 充電部 2A 125V 充電部 2B <いずれも制御棟屋 地下1階*> 125V 充電部 2B <原子炉建屋 地下1階 08号炉建屋 付属棟内*>	125V 充電部 2A 125V 充電部 2B <いずれも制御棟屋 地下1階*>	125V 代替蓄電池 <制御棟屋 地下1階*> 250V 充電部 <制御棟屋 地下2階*>																																																																
電路	非常用ディーゼル発電機 高圧中心スプレィ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋 地下1階 08号炉建屋 付属棟内*>	125V 蓄電池 2A <制御棟屋地下2階、 制御棟屋地下1階*> 及び 制御棟屋地下中2階、 地下1階 125V 蓄電池 2B <制御棟屋地下1階*>	125V 代替蓄電池 地上2階*> 電源室 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア、 及び第4 保管エリア)> 電源室 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア、 及び第4 保管エリア)>																																																																
項目	重大事故等対処設備																																																																		
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																																																
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～125V 充電部 2A 電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～125V 充電部 2B 電路 高圧中心スプレィ系 ディーゼル発電機 ～125V 充電部 2B 電路 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電部 2A ～125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B-1 電路	125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電部 2A ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電部 2B ～125V 直流主母線盤 2B、125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路	125V 代替蓄電池 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路																																																																
項目	重大事故等対処設備																																																																		
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																																																
電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建 屋 T.P.10.3m>	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補 助建屋 T.P.10.3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補 助建屋 T.P.14.2m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 可搬型直流電源用 発電機 <屋外(1号炉西側 31mエリア、2号炉東 側31mエリア(a)、2 号炉東側31mエリア (b)及び展望台行管理 道路脇西側60mエリ ア)>																																																																
電路	A-ディーゼル発電機 ～A充電器電路 B-ディーゼル発電機 ～B充電器電路 A蓄電池及びA充電器 ～A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器 ～B直流母線電路	A蓄電池～ A直流母線電路 B蓄電池～ B直流母線電路 A後備蓄電池～ A直流母線電路 B後備蓄電池～ B直流母線電路	可搬型直流電源用発電 機～可搬型直流電源接 続盤～可搬型直流変換 器電路 可搬型直流変換器～A 後備蓄電池接続盤又は B後備蓄電池接続盤～ A直流母線又はB直流 母線電路																																																																
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	交流電力を直流電力に 変換																																																																
項目	重大事故等対処設備																																																																		
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																																																
電源の冷却方式	水冷式	—	空冷式																																																																
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周切補機棟 T.P.17.8m>	—	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク (SA) <屋外> 可搬型直流電源用 発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>																																																																
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>	—	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側 31m エリア及び2号炉 東側31m エリア(b))>																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<table border="1" data-bbox="712 177 1196 608"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事象対応設備</th> <th colspan="2">重大事象等対応設備</th> </tr> <tr> <th>非常用電源設備</th> <th>炉内非常用電源設備</th> <th>可搬型代替電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水筒式</td> <td>—</td> <td>空筒式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧炉心スプレイト ディーゼル発電機 燃料タンク ＜いずれも原子炉棟屋上設置（原子炉棟屋上）＞</td> <td>—</td> <td>軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電機用軽油タンク ＜屋外＞ 電源車（重油燃料） ＜屋外＞</td> </tr> <tr> <td>燃料減速</td> <td>非常用ディーゼル発電機 燃料減速ポンプ 高圧炉心スプレイト ディーゼル発電機 燃料減速ポンプ ＜いずれも屋上＞</td> <td>—</td> <td>タンクローリ ＜屋外＞ （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）＜</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="712 611 1196 662">*：区分Ⅰである125V蓄電池2A及び125V充電器2A並びに区分Ⅱである125V蓄電池2B及び125V充電器2B並びに125V代替充電器は、各区分ごとに区画された部屋にそれぞれ設置することにより、物理的な分離設計とする。</p>	項目	設計基準事象対応設備	重大事象等対応設備		非常用電源設備	炉内非常用電源設備	可搬型代替電源設備	電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換	電源の冷却方式	水筒式	—	空筒式	燃料源	軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧炉心スプレイト ディーゼル発電機 燃料タンク ＜いずれも原子炉棟屋上設置（原子炉棟屋上）＞	—	軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電機用軽油タンク ＜屋外＞ 電源車（重油燃料） ＜屋外＞	燃料減速	非常用ディーゼル発電機 燃料減速ポンプ 高圧炉心スプレイト ディーゼル発電機 燃料減速ポンプ ＜いずれも屋上＞	—	タンクローリ ＜屋外＞ （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）＜		<p>設備名称の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
項目	設計基準事象対応設備		重大事象等対応設備																							
	非常用電源設備	炉内非常用電源設備	可搬型代替電源設備																							
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換																							
電源の冷却方式	水筒式	—	空筒式																							
燃料源	軽油タンク ＜屋外＞ 非常用ディーゼル発電機 燃料タンク 高圧炉心スプレイト ディーゼル発電機 燃料タンク ＜いずれも原子炉棟屋上設置（原子炉棟屋上）＞	—	軽油タンク ＜屋外＞ ガスタービン発電機用軽油タンク ＜屋外＞ 電源車（重油燃料） ＜屋外＞																							
燃料減速	非常用ディーゼル発電機 燃料減速ポンプ 高圧炉心スプレイト ディーゼル発電機 燃料減速ポンプ ＜いずれも屋上＞	—	タンクローリ ＜屋外＞ （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）＜																							

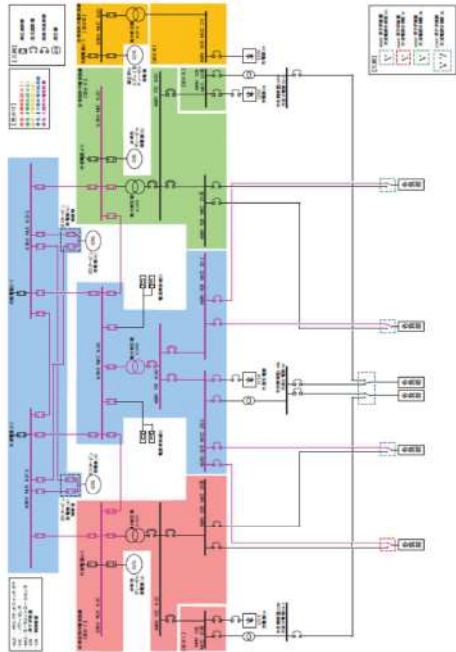
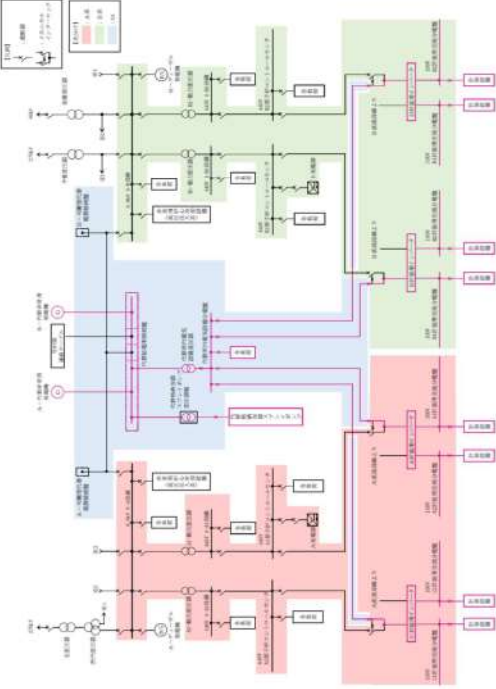
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>3.14.2.6 代替所内電気設備</p> <p>3.14.2.6.1 設備概要</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から必要な設備に電源を供給するための電路を確保することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、電路を構成する「ガスタービン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線 2F 系」、「緊急用高圧母線 2G 系」、「緊急用動力変圧器 2G 系」、「緊急用低圧母線 2G 系」、「緊急用交流電源切替盤 2G 系」、「緊急用交流電源切替盤 2C 系」、「緊急用交流電源切替盤 2D 系」、「非常用高圧母線 2C 系」及び「非常用高圧母線 2D 系」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 3.14-39～41 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3.14-96 に示す。</p> <p>本系統は、緊急用高圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系を操作して系統構成することにより、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用する。</p> <p>代替所内電気設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.6.3 項に詳細を示す。所内電気設備への接近性の確保については 3.14.2.6.4 項に詳細を示す。</p>	<p>2.14.2.5 代替所内電気設備</p> <p>2.14.2.5.1 設備概要</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「代替非常用発電機」及び「可搬型代替電源車」、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク (SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から代替非常用発電機及び可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」、可搬型代替電源車を接続する「A-可搬型代替電源接続盤」及び「B-可搬型代替電源接続盤」並びに電路を構成する「代替所内電気設備変圧器」、「代替所内電気設備分電盤」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 2.14.36～41 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 2.14.90 に示す。</p> <p>本系統は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を起動し、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) より可搬型タンクローリー(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて代替非常用発電機又は可搬型代替電源車に燃料を補給することで代替非常用発電機又は可搬型代替電源車の運転を継続する。</p> <p>代替所内電気設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.5.3 項に詳細を示す。所内電気設備への接近性の確保については 2.14.2.5.4 項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-39 代替所内電気設備系統図</p>	 <p>図2.14.36 代替所内電気設備系統図 (代替非常用発電機～代替所内電気設備及び代替格納容器スプレッドポンプ変圧器盤)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.37 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源経路～代替所内電気設備 及び代替格納容器スプレッドポンプ変圧器)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。